

国際会計研究学会 年報

2024年度第1号 (通号55号)

再度、国際会計研究とは何かを問い直す

国際会計研究学会 年報

2024 年度第 1 号 (通号 55 号)

再度、
国際会計研究とは何かを問い直す

国際会計研究学会 年報
—2024 年度第 1 号 (通号 55 号) —

目 次

統一論題「再度、国際会計研究とは何かを問い直す」

I 基調講演

- 査読を受けるということ—editor/referee との対話— …… 米 山 正 樹 5

II 査読論文

- 日本における IFRS 任意適用企業の退職給付積立状況の
価値関連性の異質性—企業の投資行動の影響に注目して— …… 藤 田 直 樹 9

- 大手監査法人のダイバーシティ実現と
公認会計士の人事業績評価における課題 …… 首 藤 洋 志 31
田 中 克 昌
松 井 彩 子

- 純利益の構成要素としての法人税等調整額
：実現概念との整合性 …… 鈴 木 雅 康 59

- 継続企業の前提に関する重要事象等の新規開示の分析 …… 那 須 伸 裕 75

III Summary of Articles …… 93

IV 諸規則 …… 99

編集後記／草野真樹

I 基調講演

査読を受けるということ — editor/referee との対話 —

米 山 正 樹
東京大学

I はじめに

本稿は、2024年6月8日に青山学院大学で開催された第3回 JAIAS カンファレンスにおいて、JAIAS 年報編集委員長として行った基調講演の内容を要約したものである。当期の年報編集委員会は、これまでとはずいぶん異なる方針にもとづき学会誌の編集を行ってきた。変更した編集方針の概要と変更の理由を学会員の間で改めて共有するとともに、掲げた目標がどれだけ達成できたのかを総括しておくことは、きたる役員の改選で新たに選出される編集委員会のメンバーにとって有用であろう。こうした考えから、基調講演の形でこれまでの編集活動を総括したのが本稿である。なお、当日使用した報告資料は、当面の間、カンファレンスのウェブサイト (<https://sites.google.com/view/jaiasconference2024/>) において開示している。

II JAIAS 年報編集方針の変更： 概要と背景

前期までの編集委員会のもとで、意欲的な投稿者と献身的な査読者および編集者に支えられた JAIAS 年報は、学術的に優れた論文を数多く世に送り出してきた。その貢献は大いに称

えられるべきものといえるが、他方で、客観的だが融通性を欠く査読基準が硬直的に運用されてきた結果、年報の survival rate (投稿数に対する掲載可となった論文数の比) は、同誌の世間的な評価とくらべて低い水準にとどまっていた。低い採択率は、学会員が年報に投稿しようとする動機を損なっているおそれがあった。採用人事や昇格人事において査読誌への実績が重視されるようになって以上、他の条件が一定であれば、投稿数は放っておいても増加すると見込まれる状況下において、そのような事実が観察されない事態を、2021年に発足した新たな編集委員会は深刻なことと受け止めた。

年俸を取り巻く重要な環境変化としては、このほか、会計研究者数の趨勢的な減少も指摘に値する。減少しつつあるパイを会計関連の各学会が奪い合う状況は、各学会の学会誌に係る編集体制が強化されるにつれて明らかとなってきた。JAIAS 年報よりも早い段階において世間的な評価を高めることに成功しているいくつかの学会誌との競争に勝ち抜くためには、他の学会誌との差別化を図るため、恒常的に一定規模の会計研究者を惹きつけられる明確な編集方針、他誌とは明確に異なる編集方針を確立する必要が生じていた。JAIAS 年報の編集作

業に携わってこられた先人達の「遺産」を継承しつつも、必要に応じて大胆な変革を断行したのは、ひとえに、こうした環境変化に対応するためであった。

III editorial policy とその達成手段

(1) editorial policy の改訂と editor の権限強化

JAIAS 年報が直面している競争環境に係る編集委員会の認識は、前節に記した通りである。こうした認識にもとづき、2021年に発足した編集委員会は、JAIAS 年報を若手研究者（院生会員を含む）が査読誌への投稿を行う際の登竜門と位置付けた。「査読誌に掲載されるためのテクニック」を身に着けるための早道は、みずから当事者となって査読経験を積むことであろう。この事実を鑑みれば、若手研究者による粗削りな投稿論文を門前払い (rejection) にしてしまうのではなく、修正を通じて掲載可能な水準に達する可能性が閾値を超えている限り、できるだけ rejection を避けて査読を継続することが若手の育成に結びつく^①。

このような観点から、編集委員会は就任直後に、「査読制度に関する申し合わせ」およびこれに関連する会則を改め、初回の投稿段階でまだ掲載水準に達していないものの、修正次第でその水準に達しうる投稿論文について査読を継続するための要件を緩和した。これと併せて、editor の集合体としての編集委員会が有する権限を強化した。これは「査読結果を甘くしてしまうと、投稿論文が抱えている欠点を見抜けなかった査読者だという評価を受けてしまうかもしれない」というバイアスを多くの査読担当者が抱えていることに配慮したものである。

査読担当者の評価を形式的にそのまま受け入れるスキームでは、たとえ上記のようなバイ

アスを伴う評価であることが査読結果報告書の記述から明らかであっても、査読担当者の付した評点に従うしかない。掲載可能な水準に達しうる投稿論文がこのような理由から初期段階でリジェクトされる事態をできるだけ避けるため、編集委員会は、「査読担当者の評価は最大限尊重するが、査読を継続するかどうか、また掲載するかどうかに係る最終的な権限と責任は編集委員会にある」としたうえで、査読担当者の評価結果を編集委員会が覆す可能性もあることを明示した。

こうした決定を下した時点において、JAIAS 年報編集委員会は、日本における会計分野の学会誌で editor が最も強大な権限を有する組織に改組されたのではないかと自負するところである。もちろん、このような権限の付与は、editor があらゆる領域の研究に関する十分な知見を有し、公平な判断を下すのに必要な資質を備えていなければ許されるものではない。この3年間、あらゆる批判を跳ね返せるほどの知見と資質をもって編集作業を行ってきた、などという自己弁護はできない。とはいえ編集委員会は、強力な権限と表裏一体の関係にある責任を強く意識しながら編集作業に取り組んできた。その活動に対する評価は後世に委ねるしかない。

(2) ファスト・トラック制度の導入

編集委員会が試みたもう1つの変革は、JAIAS カンファレンスを開催するとともに、カンファレンスにおける報告論文を年報のファスト・トラックに載せる可能性を開いたことである。ここでいうファスト・トラック制度は、JAIAS カンファレンスでの報告が許可された論文を対象として、通常よりも迅速に査読手続を進め、より迅速に最終的な掲載可否の判断を下すスキームを指す。

JAIAS カンファレンスは、かつて開催されてきた JAIAS 東日本部会・西日本部会に代わる研究集会として 2022 年度に導入されたものである。立ち上げに際し、カンファレンスの開催趣旨や開催形態は研究担当理事を兼ねる年報の編集委員に委ねられた。そこで編集委員会は、ファスト・トラック制度の導入によって年報への投稿とカンファレンスを結び付け、双方の活性化を図ることとした。すなわちファスト・トラック制度の導入によって投稿論文の増加を期待するとともに、通常の査読手続との比較においていっそう多様なコメントが投稿論文に寄せられることを期待したのである。

通常の査読手続においては、投稿論文を精読し、内容改善のためのコメントを返すのは 1 名から 2 名の研究者に限定される。いうまでもなく、長期にわたって投稿論文と真摯に向き合ったシニア研究者から寄せられたコメントは、少数であっても投稿論文の質的改善に資するものである。とはいえ、投稿論文に対する「多面的・多角的な検討」を通常の査読手続に期待することはできない。これに対しカンファレンスでは、背景（研究・教育履歴）が大きく異なるシニア研究者からの多様なコメントを期待できる。主として指導教員やメンターとの対話を通じて論文を作成しており、学界での人脈が狭い若手研究者にとって、そのようなコメントは、研究に係る「視野を広げる」効果を期待できる点で貴重であろう。新設されたカンファレンスにおいてファスト・トラック制度を導入したのはこうした考えによるものである。

IV 目標の達成状況

JAIAS 年報に係る一連の変革の目的は、JAIAS 年報への投稿を促すとともに、掲載可能な水準にまで質的な向上を図りうる投稿論文につい

ては、できるだけ査読を継続することによって survival rate を適正な水準にまで高めることにあった。査読に関する申し合わせを改訂して editor の権限を強化するとともに、カンファレンス報告論文をファスト・トラックに掲載ことにしたのは、上記の目的を達成するための手段であった。この節では、ここに掲げた目標が達成されたかどうかを総括する。

まずは新設したカンファレンスが投稿論文数や最終的な掲載論文数に及ぼした影響である。カンファレンスにおける報告論文数は第 1 回（2022 年度、於早稲田大学）が 3 本、第 2 回（2023 年度、於関西学院大学）が 2 本、第 3 回（2024 年度、於青山学院大学）が 3 本であった。カンファレンスの存在が JAIAS 会員に十分浸透していなかったこともあり、カンファレンスは小規模の集会からスタートしたが、第 3 回に至って参加者はずいぶん増加した。いずれのカンファレンスにおいても、それぞれの報告論文に対してディスカッサントから示唆に富むコメントが寄せられた。加えて第 3 回においてはフロアーからもコメントが寄せられた。「背景が異なる学界関係者から指導教員やメンターとは異なる視点に立ったコメントを受け、研究テーマや研究手法の選択において多様な立場がありうることを知ってもらおう」というカンファレンスの目的は、徐々に浸透しつつあるとあってよい。

次にファスト・トラックの運用状況である。第 3 回カンファレンスまでの累計報告論文 8 本のうち、ファスト・トラックを経て年報に掲載されたものは 4 本、ファスト・トラックに掲載されたものの、結果的に通常の査読と同様の期間を経て掲載されたものは 1 本であった。投稿数に対する最終掲載数の比率は、カンファレンス報告論文が通常の投稿論文とくらべて有意に高い。サンプルが少ない状況下で一般的な結論を

引き出すことは慎むべきだが、上記の事実は、カンファレンスの開催が年報に最終掲載された論文数の増加、および採択率 (survival rate) の上昇に寄与した可能性を示唆している。

もちろん、すべてが順調に推移しているわけではない。査読を受けることに必ずしも慣れていない投稿者を惹きつけ、若手の登竜門と位置づけた年報の査読手続きを、投稿者、査読担当者、編集者および年報の読者すべてにとって有益なものとするためには、いくつかの改善点が残されている。3年間の編集経験を通じて痛感していることの1つは、査読を行うこと(受けること)の意義に関する標準的な大学院教育が確立されていない日本で「査読の登竜門」という役割を引き受けると、「査読の作法」とでもいべきガイダンスやインストラクションが不可欠だということである。

当初編集委員会は、査読の目的とは何か、査読担当者からのコメントにどう回答すべきか、などの諸点については、特別な説明を行わなくても暗黙知として投稿者と共有できるだろうという見通しを立てていた。実際には、これらの基本的な事項についてさえ、一部の投稿者とは認識が食い違っていることに気づくまで長い時間を要しなかった。無償で査読を引き受けてくれる担当者に迷惑をかけないためにも、「査読を受ける際に踏襲すべき作法」をマニュアル化し、その内容を理解している旨の了解を投稿者からとりつけておくなどの対応が、喫緊の課題となっている。

V おわりに

最後に、編集委員および編集委員会の3年間にわたる活動を明に暗に支えてくれた方々に対する謝辞を申し述べたい。まずは編集委員に対する信頼のもと、学会本体から独立した組織として編集委員会を運営することをお認め下さった小西範幸会長に感謝したい。またこの場では氏名を公表できないが、匿名のレフェリーとして査読を担って下さった先生方、およびJAIASカンファレンスでディスカッサントを引き受けて下さった先生方にも感謝を捧げたい。学会活動の活性化や学問の進歩・発展がレフェリーやディスカッサントによる無償の貢献によって支えられていることを痛感した3年間であった。

そして最後に、編集委員として3年間にわたり苦楽を共にしてこられた草野真樹先生、角ヶ谷典幸先生、古庄修先生、山地範明先生(アイウエオ順)および豊岡博先生(編集委員会付幹事)にも感謝したい。心が折れることなく任期を全うできたのは、先生方のおかげである。今後も先生方を同志と呼ばせていただきたい、という願いを以て基調講演を終えることとする。

注

- (1) いうまでもなく、本文に記した内容は、若手を甘やかすことを意味しない。「最初からレフェリーのコメントによって論文が改善されることを期待した投稿」、すなわち「本来原著者が果たすべき責務を果たしていない投稿」については、リジェクトすることで投稿行為を規律づけなければならない。

II 査読論文

日本における IFRS 任意適用企業の退職給付積立状況の 価値関連性の異質性 —企業の投資行動の影響に注目して—

藤田直樹
静岡産業大学

要 旨

2011 年 IAS 第 19 号は、確定給付制度債務の現在価値と制度資産の公正価値との差額である退職給付積立状況を本体情報に反映している。退職給付積立状況と株価の関連性の異質性はこれまでいくつかの先行研究で示されてきた。国内外の先行研究は、企業の投資行動が当期や将来の業績および株価と正の関連性があることを明らかにしており、投資行動が企業の将来キャッシュ・フロー獲得の代理指標となる可能性を示唆している。企業の退職給付積立状況は有形固定資産への投資、無形資産への投資、研究開発投資との関連性が先行研究で提示されており、企業がこれらの投資に積極的になるにつれて将来キャッシュ・フローの獲得を期待でき、将来の退職給付への拠出の期待が高まると予想される。また、日本の IFRS 任意適用企業を分析対象にすることで、自国基準よりも投資行動が活発でかつ投資家から高く評価される状況において退職給付積立状況がどのような場合に投資家の意思決定に役立つ情報を提供するのかを明らかにできる。そこで、本研究は日本の IFRS 任意適用企業を分析対象に退職給付積立状況と株価の関連性を企業の投資行動の影響に注目して検証した。

検証の結果、退職給付積立状況と株価の関連性は企業の投資行動の影響により異なることが明らかとなった。企業が投資に積極的になるにつれて退職給付積立状況と株価に負の関連性が確認され、投資に積極的な企業と消極的な企業では異なる結果を示していた。また、投資の内訳のうち研究開発投資について投資の影響や研究開発集約度の影響に注目した場合も同様の結果を示していた。

本研究の検証結果は、会計情報が投資家の意思決定に役立つ情報を提供しているかどうかは企業の投資行動の影響により異なることを示唆するものである。

(2023 年 12 月 15 日審査受付 2024 年 7 月 25 日掲載決定)

I 序

企業は従業員の勤労により将来発生する退職給付に備えて資金を企業外部もしくは企業内部に積み立てなければならない。現在、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards, 以下 IFRS とする) における退職給付の会計処理は、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board, 以下 IASB とする) が公表した 2011 年改正版 (revised 2011) 国際会計基準 (International Accounting Standards, 以下 IAS とする) 第 19 号「従業員給付」 (*Employee Benefits*, 以下 2011 年 IAS 第 19 号とする) で規定されている。2011 年 IAS 第 19 号では、会計期間期末現在までの従業員の勤労により生じる将来の予想支払額である確定給付制度債務の現在価値と、将来の退職給付に備えて企業外部に抛出した制度資産の公正価値との差額である退職給付積立状況が適時に財務諸表本体 (以下、本体情報とする) に反映されている (IASB [2011], par. 8) ^①。これは、2011 年 IAS 第 19 号導入前とは異なる。2011 年 IAS 第 19 号導入前は、遅延認識により発生時に財務諸表注記 (以下、注記情報とする) となる会計情報があり、退職給付制度が積立不足 (積立超過) のときに資産 (負債) が認識されて正しい退職給付積立状況を報告できない可能性がある等の問題点が指摘されていた (IASB [2008], par. 2.7) ^②。IASB は即時認識により遅延認識の問題点の改善を期待し (IASB [2008], par. 2.11), 2011 年 IAS 第 19 号で退職給付の会計処理を即時認識へ移行した。即時認識への移行は純資産のボラティリティを高める (小川 [2021])。また、2011 年 IAS 第 19 号の即時認識は費用処理についても適用されており、この点は現行の米国基準や日本基準とは異なる^③。企業が外

部へ抛出した制度資産は従業員への給付債務を清算するためだけに利用されるため (IASB [2011], par. 8), 2011 年 IAS 第 19 号の本体情報である確定給付制度債務の現在価値と制度資産の公正価値との差額は企業が後日抛出しなければならない将来キャッシュ・フロー流入の源泉である。確定給付制度債務の現在価値が制度資産の公正価値よりも大きければ、企業は積立不足に陥っており、退職給付に備えて将来的にお金を抛出しなければならない。一方、制度資産の公正価値が確定給付制度債務の現在価値よりも大きければ、企業の退職給付は積立超過であり、退職給付に備えた抛出が十分に行われている。また、退職給付積立状況には、確定給付制度債務の計算における割引率等の基礎率や、制度資産の運用政策が関わってくる。国内外の先行研究は、割引率 (Gopalakrishnan and Sugrue [1995]; Godwin et al. [1996]; Obinata [2000]; Jones [2013]; 奥村 [2005]; 笠岡 [2017]; 草野 [2021]) や制度資産の運用政策 (Amir et al. [2010]; Vu [2017]; 吉田 [2013]; 吉田 [2016]) について企業行動が確認されており、それにより退職給付積立状況が変動する。

退職給付積立状況と株価の関連性の異質性については、先行研究においてこれまで本体情報と注記情報の違い、退職給付積立状況の違い、退職給付減額および減額の可能性、の 3 つについて検証されてきた。本体情報と注記情報の違いについては、財務諸表利用者である投資家が本体情報と注記情報をどのように利用するかで会計情報が意思決定に役立つかが異なる。投資家の中には本体情報と注記情報を同等に利用する投資家もいれば、本体情報を注記情報よりも重視して意思決定に利用する投資家もいる (Schipper [2007])。退職給付積立状況と株価との関連性に関する国内外の多くの

先行研究では、本体情報は株価と負の関連性があるが (Feldstein and Seligman [1981]; Feldstein and Morck [1982]; Landsman [1986]; Barth [1991]; Barth et al. [1993]; Gopalakrishnan and Sugrue [1993]; Obinata [2000]; Hann et al. [2007]; Beaudoin et al. [2011]; Kasaoka [2014]; Fujita [2020]; 中野 [1997]; 桜井 [1998]; 吉田 [1999]; 中野 [2000]; 奥村 [2005]; 藤田 [2018]; 吉田 [2020]; 藤田 [2023]), 注記情報は株価と関連性がない (Obinata [2000]; 藤田 [2018]; 藤田 [2021]), という証拠が提示されている。特に、退職給付に関する会計基準改正前後を対象にした先行研究では、本体情報が注記情報よりも投資家の意思決定に役立つ情報を提供していることを提示している⁴⁾。退職給付は将来キャッシュ・フローに将来事象の見積もりに関する数理計算上の仮定が多く関わるため、本体情報が注記情報よりも投資家の意思決定に役立つ情報を提供していることが多くの先行研究で明らかにされている。退職給付積立状況の違いについては、積立不足の場合に積立超過の場合よりも投資家の意思決定に役立つ情報を提供することが報告されている (Brown [2004])。2011 年 IAS 第 19 号の退職給付積立状況は本体情報に適時に反映されており、また積立不足の場合に積立超過よりも投資家の意思決定に役立つ情報を提供することが明らかにされている (藤田 [2023])。退職給付減額および減額の可能性については、国内外で退職給付の減額要因が提示されている (Jones [2013]; Yu [2016]; Kasaoka [2020])。国内外の多くの先行研究では上述の通り退職給付の本体情報と株価に負の関連性が確認されているが、減額された企業の退職給付会計情報は株価と正の関連性が確認されている⁵⁾。その他、日本では企業会計基準第 26 号導入前に注

記情報とされていた未認識債務と株価リターンに正の関連性が確認され、企業が実際に減額を実施しているか否かに関わらず未認識債務の増加で将来業績への影響を理由に減額の期待が高まると考察されている (柳瀬他 [2013])。

このように、退職給付積立状況と株価の関連性の異質性は先行研究において退職給付の会計処理や特性に基づいて提示されてきた。しかしながら、退職給付積立状況と株価の関連性の異質性はその他にも要因があると思われる。先行研究では、企業の投資行動が当期や将来の業績 (Fazzari et al. [1988]; Sougiannis [1994]; Lang et al. [1996]; Lev and Sougiannis [1996]; Biddle and Hilary [2006]; Ciftci and Cready [2011]; 譚 [2018]) およびトービンの Q や時価簿価比率、株式時価総額等企業に対する評価指標 (Fazzari et al. [1988]; Lang et al. [1996]; Biddle and Hilary [2006]; Shroff [2017]; 譚 [2018]) と正の関連性が確認されている。投資家の意思決定は企業の将来キャッシュ・フローを予測して株価に反映される。これらの証拠は、企業の業績は投資行動により獲得するキャッシュ・フローが変動し、その結果投資家の企業に対する評価が変わることを示している。このため、会計情報が投資家の意思決定に役立つ情報を提供するかどうかは企業の投資行動の影響により異なる可能性があり、投資行動が企業の将来キャッシュ・フロー獲得の代理指標となる可能性を示唆している。

IFRS は、2018 年の IFRS 財団の調査において世界 166 法域のうち 144 法域での強制適用と 12 法域での任意適用が行われていることが明らかとなり、その存在感は非常に大きい。国内外の先行研究は、IFRS の適用により①質の高い会計情報を提供することができる (Barth et al. [2008]; Armstrong et al. [2010]), ②自国基準よりも投資家から高く評価される

(Barth et al. [2008] ; Biddle et al. [2016] ; 山地 [2016] ; 譚 [2017] ; 譚 [2022] ; 譚 [2024]) , という証拠が提示されているが、IFRS 適用により企業の投資行動が変化するかどうかは国により異なることも提示されている⁶⁾。日本では、IFRS の任意適用が 2010 年 3 月決算から認められて以降、IFRS 任意適用企業数は増加傾向にあり、2022 年 6 月末時点の日本の証券市場において時価総額ベースの 44% を IFRS 任意適用企業が占める結果となっている (日本経済新聞社 [2023])。つまり、日本における IFRS の重要性は多くの企業が適用している日本基準と同水準まで高まってきたと言える。日本の IFRS 任意適用企業は経済活動のグローバル化を進めている⁷⁾。IFRS は世界各国で導入するために開発された会計基準であり、投資家は IFRS の知識を備えていれば海外企業同士を比較して投資対象企業を選択できる。日本の IFRS 任意適用企業は、日本基準適用企業に比べて①海外投資家の持株比率が高い (井上・石川 [2014])、②国内外の投資家からの注目度が高い (金他 [2019])、③企業価値が高い (譚 [2022])、等の特徴があることが明らかにされている。このため、日本での IFRS の任意適用は、経済活動のグローバル化を進める日本企業にとって日本基準よりも国内外の多くの投資家から資金を集める手段になっており、投資家からの高い評価や注目度をもたらすと言える。また、日本での IFRS の任意適用は、企業の投資行動を活発にするという証拠も提示されている (Tan [2020])。以上の国内外の先行研究で提示されている証拠を踏まえると、IFRS 任意適用日本企業を分析対象とすることにより、投資行動が活発でかつ投資家から高く評価される状況で、会計情報がどのような場合に投資家の意思決定に役立つ情報を提供しているのかを明らかにできる点で意

義を有する。

また、企業の将来を見据えた投資には事業投資や金融投資等様々な種類がある。退職給付積立状況は、事業投資のうち有形固定資産への投資、無形資産への投資および研究開発投資との関連性が確認されている (佐々木 [2006] ; 野間 [2016] ; 野間 [2018])。企業の将来キャッシュ・フローは投資行動により変動するため、企業の退職給付積立状況が投資家の意思決定に役立つ情報を提供しているかどうかはこの 3 つの投資行動の影響により異なる可能性があると思われる。IFRS が日本企業にもたらす投資行動および投資家からの評価の変化を考慮すると、IFRS 任意適用日本企業の退職給付積立状況と株価の関連性を投資行動の影響により検証することで、投資行動が活発でかつ投資家から高く評価される状況において退職給付積立状況がどのような場合に投資家の意思決定に役立つ情報を提供するのかという示唆を得ることができる。本研究はこのような問題意識に基づき、日本における IFRS 任意適用企業を対象に退職給付積立状況と株価との関連性を企業の投資行動の影響に注目して検証する。

本研究での検証の結果、退職給付積立状況と株価との関連性は企業の投資行動の影響により異なることが明らかとなった。特に、本研究の検証結果は、企業が投資行動に積極的になるにつれて、IFRS 任意適用企業の退職給付積立状況は投資家の意思決定に役立つ情報を提供していることが明らかになった。また、企業の投資行動の内訳の影響に注目して追加検証を行ったところ、企業が研究開発投資に積極的になるにつれて、退職給付積立状況が投資家の意思決定に役立つ情報を提供していることが明らかになった。研究開発投資の影響に関して研究開発集約度の影響に注目した場合も首尾一貫していた。本研究の検証結果は、会計情報が

投資家の意思決定に役立つ情報を提供しているかどうかは企業の投資行動の影響により異なることを示唆している。

本研究の残りは次のように構成されている。Ⅱでは先行研究を整理したうえで仮説を設定する。Ⅲではリサーチ・デザインとサンプルの選択について説明する。Ⅳでは検証結果を示す。最後にⅤでは本研究の結論を述べる。

Ⅱ 先行研究と仮説の設定

それでは、先行研究を整理する。国内外の先行研究において、企業の投資行動は、企業内部で生み出されるキャッシュ・フロー (Fazzari et al. [1988] ; Lang et al. [1996] ; Biddle and Hilary [2006]) や当期および将来の業績 (Sougianis [1994] ; Lev and Sougianis [1996] ; Ciftci and Cready [2011] ; 譚 [2018]) と正の関連性が確認されている。これは、企業が投資に積極的になると業績が高くなることを示している。将来の売上高や営業キャッシュ・フロー等の将来業績は企業の投資行動により変動しやすい (譚 [2018])。つまり、企業の投資行動は売上高やキャッシュ・フロー獲得に欠かせない重要な経済活動であると言える。また、IFRS の適用は企業の投資行動の質を改善する (Schleicher et al. [2010])。日本では、IFRS の任意適用が企業の投資行動を活発にするという証拠が提示されている (Tan [2020])。

企業の投資行動と株価は、有形固定資産への投資 (Fazzari et al. [1988] ; Lang et al. [1996] ; Biddle and Hilary [2006] ; Gao and Sidhu [2018])、研究開発投資 (Hann et al. [2007] ; Yu [2013] ; 譚 [2018])、投資総額 (Shroff [2017]) と正の関連性が確認されている。これは、企業が投資に積極的になると投資家から

の評価が高くなることを表している。特に近年の先行研究では、投資総額により企業の総合的な投資行動が明らかにされている (Shroff [2017] ; Tan [2020])。先行研究で示されたこれらの証拠をまとめると、投資に積極的な企業は業績が良くなり、それに伴い将来キャッシュ・フローの獲得を期待できるため、投資家の企業に対する評価が高くなると言える。これより、企業の投資行動は投資家の意思決定に役立つ情報であり、将来キャッシュ・フロー獲得の代理指標になると考えられる。

退職給付積立状況と投資行動については、企業は退職給付の積立不足が大きくなると、①有形固定資産への投資を減らす^⑥(佐々木 [2006])、②研究開発投資を減らす (野間 [2016])、③無形資産に含まれる特許の出願数と被引用特許数が少なくなる (野間 [2018])、といった証拠が提示されている。つまり、先行研究では退職給付積立状況と企業の投資行動に負の関連性が確認されており、企業は退職給付の積立不足が大きくなると投資行動を控えることを表している。

以上を踏まえて仮説を設定する。企業の積極的な投資は当期や将来の業績改善のシグナルである。企業が投資に積極的になると売上高やキャッシュ・フロー等の業績が良くなり、将来キャッシュ・フローの獲得が期待され、投資家から高く評価される。企業は将来キャッシュ・フローを獲得できると資金が増える。余った資金の使い道は企業次第だが、その資金を将来の退職給付への拠出に充てることが可能となる。これより、企業が投資に積極的になると、将来の退職給付への拠出の期待が高まり、企業の退職給付積立状況は投資家の意思決定に役立つ情報を提供していると考えられる。投資に積極的な企業の退職給付積立状況と株価との間には負の関連性が期待される。

一方、企業が投資に消極的であれば、積極的な場合に比べて売上高やキャッシュ・フロー等の業績が良くなる見込みが低く、その結果将来キャッシュ・フローを獲得しにくい状況になることが予想される。将来キャッシュ・フローを獲得できないと企業の資金には余力がなくなるため、投資行動以外で資金を確保する必要がある。資金に余力がない場合、将来の退職給付に備えた拠出は企業にとって大きな負担であるため (Rauh [2006])、企業は手元にある資金を退職給付の拠出に充てない可能性がある。これより、企業が投資に消極的になると、将来の退職給付への拠出は期待されず、企業の退職給付積立状況は投資家の意思決定に役立つ情報を提供していないと考えられ、株価と関連性がないと期待される。

このように、企業の投資が積極的になるにつれて将来キャッシュ・フローの獲得を期待でき、資金に余力ができることで将来の退職給付への拠出の期待が高まる。このため、企業の投資が積極的になるにつれて退職給付積立状況は投資家の意思決定に役立つ情報を提供する

と考えられる。企業の投資が積極的になるにつれて退職給付積立状況は株価と負の関連性を持つことが期待される。

以上より、仮説を設定する。

仮説：退職給付積立状況と株価の関連性は、企業の投資行動の影響により異なる。

Ⅲ リサーチ・デザインとサンプル選択

1. リサーチ・デザイン

それでは、検証モデルを設定する。本研究は、先行研究 (Ohlson [1995]; Barth et al. [1998]) に倣い、被説明変数を株式時価総額、説明変数を貸借対照表項目と損益計算書項目の両方に基づく検証モデルを設定する。検証モデルは産業 (*Industry Dummies_{it}*) と年 (*Year Dummies_{it}*) の影響をコントロールする最小二乗法 (OLS) により設定する。標準誤差は企業でクラスター補正する。

$$MVE_{it} = \alpha_0 + \alpha_1 Investment_{it} + \alpha_2 (Assets - Liability)_{it} + \alpha_3 (PBO - PA)_{it} + \alpha_4 Investment_{it} \times (PBO - PA)_{it} + \alpha_5 NI_{it} + \alpha_6 R\&D_{it} + \alpha_7 Size_{it} + \alpha_8 Industry Dummies_{it} + \alpha_9 Year Dummies_{it} + \varepsilon_{it} \quad (1)$$

$$MVE_{it} = \alpha_0 + \alpha_1 Investment_{it} + \alpha_2 (Assets - Liability)_{it} + \alpha_3 (PBO - PA)_{it} + \alpha_4 Investment_{it} \times (PBO - PA)_{it} + \alpha_5 NI_{it} + \alpha_6 R\&D_{it} + \alpha_7 Size_{it} + \alpha_8 Over_{it} + \alpha_9 Industry Dummies_{it} + \alpha_{10} Year Dummies_{it} + \varepsilon_{it} \quad (2)$$

MVE_{it} : i 社の t 期における株式時価総額 / i 社の $t-1$ 期における総資産

$(Assets - Liability)_{it}$: i 社の t 期における資産と負債の差額 (退職給付以外) / i 社の $t-1$ 期における総資産

$(PBO - PA)_{it}$: i 社の t 期における確定給付制度債務の現在価値と制度資産の公正価値との差額 / i 社の $t-1$ 期における総資産

NI_{it} : i 社の t 期における親会社の当期純利益 / i 社の $t-1$ 期における総資産

$R\&D_{it}$: i 社の t 期における研究開発費 / i 社の $t-1$ 期における総資産

$Size_{it}$: i 社の t 期における株式時価総額の自然対数

$Over_{it}$: i 社の t 期における退職給付積立状況のダミー変数 (積立超過の場合を 1, それ以外を 0)

$Investment_{it}$: i 社の t 期における投資総額 (= (有形固定資産取得にかかる支出 _{it} +無形資産取得にかかる支出 _{it} +研究開発費 _{it}) /総資産 _{$it-1$}) の順位変数 (3 分割し, 低いグループから順に 0 から 1 へ順位化)

$Industry Dummies_{it}$: i 社の t 期における日経業種中分類のダミー変数

$Year Dummies_{it}$: i 社の t 期における決算年のダミー変数

モデル (1) は基本的な検証モデル, モデル (2) はモデル (1) に $Over_{it}$ を追加した検証モデルである。 $Investment_{it}$ は, 先行研究 (Fazzari et al. [1988]; Lang et al. [1996]; Biddle and Hilary [2006]; Rauh [2006]; Hann et al. [2007]; Schleicher et al. [2010]; Yu [2013]; Biddle et al. [2016]; Shroff [2017]; Gao and Sidhu [2018]; Tan [2020]; 譚 [2018]) に従い, 投資水準に基づいて設定した企業の投資行動の影響を表す順位変数である。 $Investment_{it}$ は, 退職給付積立状況と関連性が確認されている有形固定資産, 無形資産および研究開発への投資額を合計し, 先行研究 (Yu [2013]; 草野 [2022a]) に従い, 企業の投資行動の影響の低いグループから高いグループへ 3 分割し, 0 から 1 へ順位化している⁹⁾。先行研究から, 企業は投資行動に積極的になると投資家から高く評価されるため, $\alpha_1 > 0$ と期待される。

仮説はモデル (1) およびモデル (2) の $(PBO - PA)_{it}$ と $Investment_{it} \times (PBO - PA)_{it}$ の係数 (t 値) により検証する。 $(PBO - PA)_{it}$ は投資に最も消極的な企業 (下位 1/3) の退職給付積立状況を表す変数である。この場合の退職給付積立状況は投資家の意思決定に役立つ情報を提供していないと期待され, $\alpha_3 = 0$ と期待される。 $Investment_{it} \times (PBO - PA)_{it}$ は, 企業が投資に積極的になることによる退職給付積立状況の効果を表す変数である。企業が投資に積極的になると将来キャッシュ・フロー獲得を

期待でき, 退職給付への拠出の期待が高まる。このため, 企業が投資に積極的になると退職給付積立状況は投資家の意思決定に役立つ情報を提供することが期待され, $\alpha_4 < 0$ と期待される。 $(PBO - PA)_{it}$ と $Investment_{it} \times (PBO - PA)_{it}$ を足し合わせると, 投資に最も積極的な企業 (上位 1/3) における退職給付積立状況の係数が算定される。投資に最も積極的な企業の退職給付積立状況は株価と負の関連性があると期待され, $\alpha_3 + \alpha_4 < 0$ と期待される。

先行研究では, 株価との関連性において退職給付に関する変数の符号が理論通りにならない場合があることが指摘されている (Barth et al. [1992])。本研究は先行研究に従い, 研究開発費 ($R\&D_{it}$) をコントロール変数に設定する (Hann et al. [2007]; Yu [2013])。また, 先行研究では退職給付積立状況に関わる企業行動が企業規模により異なることが明らかにされており (Jones [2013]; Comprix and Muller [2011]), 企業規模が退職給付積立状況と株価の関連性に影響を与える可能性がある。本研究は $Size_{it}$ により企業規模の影響をコントロールする。また, 退職給付積立状況は積立不足と積立超過で投資家の意思決定に役立つ情報を提供しているかが異なる (Brown [2004])。特に, 積立超過の場合は株価との関連性が確認されていない (藤田 [2023])。本研究は, モデル (2) において退職給付積立状況のダミー変数 ($Over_{it}$) によりこの影響をコン

トロールした検証も行う。その他、本研究の検証モデルは連続変数を $t-1$ 期の総資産でデフレートし、分散不均一をコントロールする。

2. サンプル選択

本研究では、IFRS 任意適用日本企業の会計情報と株価に関するデータが必要となる。IFRS 任意適用日本企業を分析対象とすることにより、投資行動が活発でかつ投資家から高く評価される状況において、会計情報がどのような場合に投資家の意思決定に役立つ情報を提供しているのかを明らかにできる。会計情報に関するデータは NEEDS 日経財務データ DVD 版から取得した。株価は株価 CD-ROM (2022) から取得した。なお、本研究に必要な会計情報のデータの中には注記情報からのみ取得できるデータがある。日本において、注記情報は決算日後 3 ヶ月以内に公表される有価証券報告書に掲載される。本研究は、投資家が有価証券報告書を利用して意思決定することを想定し、決算日から 3 ヶ月後の終値の株価を選ぶ。また、2011 年 IAS 第 19 号は 2013 年 12 月決算から適用されているが、日本では 2013 年 3 月決算から早期適用している企業もある。そこで、本研究は、日本において 2013 年 3 月決算から 2021 年 3 月決算で IFRS を任意適用している上場企業を対象とした。その他、①決算月数が 12 ヶ月以外の企業、②金融業に属す企業、③資本がマイナスの企業、④割引率を取得できない企業、⑤分析に必要なデータを取得できない企業、のうち 1 つでも該当する企業をサンプルから除外した。さらに、連続変数については年ごとに上下 1% の値を持つサンプルを外れ値

として除外した⁽¹⁰⁾。その結果、本研究の対象となるサンプル数は 497 個である。これらのサンプル選択手続きは図表 1 に示している。

図表 2 は各変数の記述統計量を示している。 $(PBO - PA)_{it}$ は平均値が 0.02、中央値が 0.01 である。 $(PBO - PA)_{it}$ はその符号が正であれば積立不足を、符号が負であれば積立超過を表す。 $(PBO - PA)_{it}$ はその値が高いほど積立不足の深刻度が高く、将来の退職給付への拠出が必要であることを意味する。また、 $Over_{it}$ の平均値は 0.14 であり、サンプルの約 86% が積立不足に陥っていることがわかる。図表 3 は相関係数表を示している。 MVE_{it} と $(PBO - PA)_{it}$ は 1% 水準で負の相関があり、検証でも負の関連性が期待される。 $(PBO - PA)_{it}$ 以外の説明変数は MVE_{it} と正の相関がある。また、 $(PBO - PA)_{it}$ と $Investment_{it}$ の Pearson (Spearman) の相関係数は 0.158 (0.166) であり、符号が正で 1% 水準で有意となっている。本研究は投資行動が活発な企業を分析対象にしているため、先行研究と異なる結果となった可能性がある。なお、説明変数間の相関係数はすべて 0.800 を下回ること、および検証モデルの分散拡大係数 (VIF) は最大値が 3.908 であり 10 を下回ることから、多重共線性の疑いはないと思われる。しかしながら、 $R\&D_{it}$ は $Investment_{it}$ に含まれるため、両者の Pearson (Spearman) の相関係数は 0.707 (0.740) と高くなっており、本研究の検証結果に影響を与える可能性がある。このため、本研究はモデル (1) とモデル (2) において $R\&D_{it}$ を説明変数から除外した場合の仮説検証も行う。

図表 1 サンプル選択手続き

	サンプル数
2013年3月－2021年3月決算におけるIFRS任意適用上場企業	994
除外： ①決算月数が12ヶ月以外の企業	(10)
②金融業に属す企業	(31)
③資本がマイナスの企業	(1)
④割引率を取得できない企業	(227)
⑤分析に必要なデータを取得できない企業	(131)
除外：年別の連続変数について上下1%の値を持つサンプル	(97)
本研究のサンプル数	497

図表 2 記述統計量 (497 個) (11)

変数	平均値	標準偏差	範囲	最小値	Q1	中央値	Q3	最大値
MVE_{it}	1.02	1.02	7.65	0.07	0.37	0.66	1.33	7.72
$(Assets - Liability)_{it}$	0.57	0.16	0.79	0.18	0.45	0.57	0.69	0.97
$(PBO-PA)_{it}$	0.02	0.02	0.15	-0.04	0.00	0.01	0.03	0.11
NI_{it}	0.05	0.03	0.23	-0.05	0.03	0.04	0.06	0.18
$R\&D_{it}$	0.04	0.03	0.14	0.00	0.01	0.03	0.05	0.14
$Size_{it}$	5.81	0.61	2.83	4.14	5.42	5.89	6.28	6.97
$Over_{it}$	0.14	0.34	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00
$Investment_{it}$	0.08	0.04	0.35	0.01	0.05	0.08	0.11	0.35

図表 3 相関係数表 (497 個)

変数	MVE_{it}	$(Assets - Liability)_{it}$	$(PBO-PA)_{it}$	NI_{it}	$R\&D_{it}$	$Size_{it}$	$Over_{it}$	$Investment_{it}$
MVE_{it}		0.677***	-0.244***	0.750***	0.238***	0.388***	0.171***	0.156***
$(Assets - Liability)_{it}$	0.539***		-0.224***	0.616***	0.331***	0.121***	0.223***	0.268***
$(PBO-PA)_{it}$	-0.231***	-0.212***		-0.220***	0.091**	0.053	-0.595***	0.166***
NI_{it}	0.663***	0.592***	-0.204***		0.156***	0.250***	0.173***	0.116***
$R\&D_{it}$	0.255***	0.327***	0.022	0.210***		0.250***	0.039	0.740***
$Size_{it}$	0.360***	0.140***	0.054	0.249***	0.259***		-0.049	0.118***
$Over_{it}$	0.229***	0.243***	-0.499***	0.171***	0.019	-0.027		-0.013
$Investment_{it}$	0.155***	0.277***	0.158***	0.135***	0.707***	0.101**	-0.013	

左下三角部分はPearsonの相関係数、右上三角部分はSpearmanの相関係数を表している

***: $p < 0.01$ (両側) ** : $0.01 < p < 0.05$ (両側) * : $0.05 < p < 0.1$ (両側)

IV 検証結果

1. 主な検証結果

図表 4 は主な検証結果を示している。Column 1 と Column 2 はモデル (1), Column 3 と Column 4 はモデル (2) の検証結果である。両モデルの検証結果は、各モデルにおける説明変数を全て含む場合 (Column 1 と

Column 3) と $R\&D_{it}$ を説明変数から除外した場合 (Column 2 と Column 4) で違いは見られないため、モデル (2) に基づいて検証結果の解釈を行う。検証モデルの各変数の符号は期待通りである。

Column 3 より、 $(PBO - PA)_{it}$ の係数 (t 値) は 2.123 (0.957) であり、p 値に統計的有意性は確認されない。つまり、投資に最も消極的な

企業（下位 1/3）の退職給付積立状況は株価と関連性がない。この検証結果から、投資に最も消極的な企業（下位 1/3）の退職給付積立状況が投資家の意思決定に役立つ情報を提供していることは確認されない。 $Investment_{it} \times (PBO - PA)_{it}$ の係数（t 値）は-9.222 (-2.630)であり、p 値は 1%水準で統計的に有意である。この検証結果は、企業が投資に積極的になるにつれて、退職給付積立状況と株価は負の関連性が高くなることを示している。つまり、企業が投資に積極的になると、企業の退職給付積立状況は投資家の意思決定に役立つ情報を提供していることを表している。さらに、 $(PBO - PA)_{it}$ と $Investment_{it} \times (PBO - PA)_{it}$ の係数を足し合わせると-7.099 (=2.123+ (-9.222))であり、その符号は期待通り負である。 $(PBO - PA)_{it}$ と $Investment_{it} \times (PBO - PA)_{it}$ を足し合わせて F 検定を行ったところ、その F 値は 10.150 であり、その p 値は 1%水準で統計的に有意である。つまり、投資に最も積極的な企業（上位 1/3）の退職給付積立状況は統計的に有意に 0 と異なる。この検証結果は、投資に最も積極的な企業の退職給付積立状況が投資家の意思決定に役立つ情報を提供していることを表している。これより、退職給付積立状況と株価との関連性は投資の影響により異なる。なお、Column 3 の $Investment_{it}$ は符号は正だが p 値に統計的有意性はない。これは、Ⅲで述べた通り $Investment_{it}$ に $R \& D_{it}$ が含まれており、両者の相関係数が高いことか影響してい

ると考えられる。そこで、Column 4 では、モデル（2）の説明変数から $R \& D_{it}$ を除外した検証結果を示している。Column 4 において、 $Investment_{it}$ の係数（t 値）は 0.331 (2.580)であり、p 値が 1%水準で統計的に有意である。この検証結果は、企業の投資が積極的になるにつれて企業に対する投資家からの評価が高くなることを表しており、先行研究と首尾一貫している。 $(PBO - PA)_{it}$ の係数（t 値）は 2.150 (0.965)と p 値に統計的有意性は確認されず、 $Investment_{it} \times (PBO - PA)_{it}$ の係数（t 値）は -9.765 (-2.853)と p 値に 1%水準で統計的有意性が確認される。つまり、Column 4 の退職給付積立状況と株価の関連性の検証結果は Column 3 と首尾一貫しており、投資に消極的な企業の退職給付積立状況は投資家の意思決定に役立つ情報を提供していることは確認されないが、企業が投資に積極的になるにつれて退職給付積立状況が投資家の意思決定に役立つ情報を提供していることが確認された。また、 $(PBO - PA)_{it}$ と $Investment_{it} \times (PBO - PA)_{it}$ の係数を足し合わせると-7.615 (=2.150+ (-9.765))であり、足し合わせの F 検定の F 値は 11.938 でその p 値は 1%水準で統計的に有意である。この検証結果も Column 3 と首尾一貫しており、投資に最も積極的な企業の退職給付積立状況が投資家の意思決定に役立つ情報を提供していることを表している。このように、図表 4 から仮説が支持されることがわかる。

図表 4 主な検証結果

変数	期待符号	モデル (1)		モデル (2)	
		Column 1	Column 2	Column 3	Column 4
		係数 (t値)	係数 (t値)	係数 (t値)	係数 (t値)
Constant	+/-	-143.500 (-4.028)***	-137.900 (-3.835)***	-138.100 (-3.903)***	-132.400 (-3.720)***
$Investment_{it}$	+	0.216 (1.304)	0.334 (2.568)***	0.209 (1.291)	0.331 (2.580)***
$(Assets - Liability)_{it}$	+	1.305 (5.821)***	1.342 (5.973)***	1.254 (5.512)***	1.292 (5.614)***
$(PBO-PA)_{it}$	+/-	0.944 (0.492)	0.999 (0.516)	2.123 (0.957)	2.150 (0.965)
$Investment_{it} \times (PBO-PA)_{it}$	-	-9.135 (-2.590)***	-9.667 (-2.809)***	-9.222 (-2.630)***	-9.765 (-2.853)***
NI_{it}	+	13.900 (8.271)***	13.920 (8.409)***	13.900 (8.268)***	13.920 (8.403)***
$R\&D_{it}$	+	2.201 (1.495)		2.260 (1.549)	
$Size_{it}$	+	0.353 (6.410)***	0.371 (7.083)***	0.354 (6.417)***	0.373 (7.109)***
$Over_{it}$	+/-			0.161 (1.131)	0.157 (1.101)
$Industry Dummies_{it}$		Yes	Yes	Yes	Yes
$Year Dummies_{it}$		Yes	Yes	Yes	Yes
N		497	497	497	497
Adj.R ²		0.549	0.548	0.550	0.549

F検定 ($\alpha_3 + \alpha_4 = 0$)

$(PBO-PA)_{it} + Investment_{it} \times (PBO-PA)_{it} = 0$ 15.002*** 17.175*** 10.150*** 11.938***

***: $p < 0.01$ (両側) ** : $0.01 < p < 0.05$ (両側) * : $0.05 < p < 0.1$ (両側)

各モデルの変数について係数 (t値) を表示している。t値は企業でクラスター補正した標準誤差を基に算出したロバストt値を示している。F検定はF値を表示している。

2. 追加検証

本研究は、前節の検証結果の頑健性を確認するため、4つの追加検証を実施した。

(1) 積立不足企業に限定した場合、 $Investment_{it}$ の分割方法を変更した場合、および退職給付積立状況に影響を与える要因を考慮した場合

第1に、退職給付積立状況が積立不足に陥っている企業に限定して追加検証を行った。退職給付積立状況は積立不足の場合に投資家の意思決定に役立つ情報を提供でき、積立超過の場合とは異なる (Brown [2004])。つまり、積立

不足の場合に絞って分析することで退職給付積立状況と株価の関連性をより正確に検証できると言える。図表5に積立不足企業に限定した場合の検証結果を示している。この追加検証では積立不足企業にサンプルを絞っているため、モデル(1)で検証を行う。積立不足に限定した場合も $Investment_{it}$ と $R\&D_{it}$ には高い相関係数が確認され⁽¹²⁾、検証結果に影響を与える可能性があるため、 $R\&D_{it}$ を説明変数から除外した場合の検証も試みる必要がある。図表4に従い、Column 1にすべての説明変数を設定した場合の検証結果を、Column 2に $R\&D_{it}$ を説明変数から除外した場合の検証結果を示して

いる。図表 5 の検証結果はいずれも $(PBO - PA)_{it}$ の p 値に統計的有意性はないが、 $Investment_{it} \times (PBO - PA)_{it}$ の p 値は 10%水準内で統計的に有意であり、株価と負の関連性が確認される。また、Column 1 と Column 2 とともに $(PBO - PA)_{it}$ と $Investment_{it} \times (PBO - PA)_{it}$ を足し合わせた係数の符号は負であり、F 検定で統計的有意性が確認される。なお、Column 1 の $Investment_{it}$ は符号が負となっており、p 値に統計的有意性はない。この結果は上述の通り $Investment_{it}$ と $R\&D_{it}$ の相関係数の高さが検証結果に影響を与えている可能性がある。モデル (1) の説明変数から $R\&D_{it}$ を除外した Column 2 では $Investment_{it}$ の符号が正であるが、Column 1 と同様に p 値に統計的有意性は確認されない。ただし、Column 2 の $Investment_{it} \times (PBO - PA)_{it}$ の p 値は 5%水準で統計的に有意となっており、Column 1 の有意水準 (10%) よりも高いことが確認される。このように、図

表 5 の検証結果は $Investment_{it}$ については図表 4 の検証結果と異なるが、企業が投資に積極になると退職給付積立状況と株価に負の関連性が生じることがわかる。なお、図表 5 の $Investment_{it} \times (PBO - PA)_{it}$ 、および $(PBO - PA)_{it}$ と $Investment_{it} \times (PBO - PA)_{it}$ を足し合わせた係数の統計的有意水準は図表 4 に比べて低下している。日本基準適用企業を分析対象にした先行研究では、積立不足企業に限定した場合の退職給付積立状況と株価の負の関連性が積立超過企業を含む場合よりも高くなることを示している (吉田 [2020]; 草野 [2022b])。しかしながら、IFRS 任意適用企業は日本基準適用企業と比較して積立不足の深刻度が低い⁽¹³⁾。積立不足の深刻度が低いと、将来的に企業から流出する資金が少なくなるため、積立不足の深刻度の低さが先行研究と異なる結果を招いたと考えられる。以上より、積立不足の場合にも仮説が支持されると言える。

図表 5 積立不足企業に限定した場合の検証結果

変数	期待符号	モデル(1)	
		Column 1 係数 (t値)	Column 2 係数 (t値)
$Investment_{it}$	+	-0.080 (-0.618)	0.145 (1.280)
$(PBO-PA)_{it}$	+/-	-0.294 (-0.173)	0.043 (0.024)
$Investment_{it} \times (PBO-PA)_{it}$	-	-4.295 (-1.674)*	-5.853 (-2.174)**
N		429	429
Adj.R ²		0.554	0.548

F検定 ($\alpha_3 + \alpha_4 = 0$)

$(PBO-PA)_{it} + Investment_{it} \times (PBO-PA)_{it} = 0$ 4.551* 7.536**

***: $p < 0.01$ (両側) **: $0.01 < p < 0.05$ (両側) *: $0.05 < p < 0.1$ (両側)

各モデルの変数について係数 (t値) を表示している。t値は企業でクラスター補正した標準誤差を基に算出したロバストt値を示している。F検定はF値を表示している。

第 2 に、 $Investment_{it}$ による分割方法を 4 分割に変更して追加検証を行った。図表 4 の検証

結果は分割方法を変更すると同様の検証結果が得られない可能性がある。追加検証では、企

業の投資行動の影響が著しい場合も同様の結果が得られるのかを検証した。図表は紙幅の関係上省略するが、 $Investment_{it}$ による分割方法を4分割に変更した場合も、投資に消極的な企業と積極的な企業では退職給付積立状況と株価の関連性が異なり、企業が投資に積極的になると退職給付積立状況が投資家の意思決定に役立つ情報を提供するという図表4の検証結果と首尾一貫しており、仮説が支持された。

第3に、退職給付積立状況に影響を与える要因を考慮して追加検証を行った。制度資産については即時認識移行後に企業が債券の運用割合を増やし、制度資産の変動を抑える傾向にあることが確認されている (Amir et al. [2010]; 吉田 [2013]; 吉田 [2016])。また、その他国内外の先行研究では割引率に関する企業行動も

確認されている (Gopalakrishnan and Sugrue [1995]; Godwin et al. [1996]; Obinata [2000]; Jones [2013]; 奥村 [2005]; 笠岡 [2017]; 草野 [2021])。これらの企業行動は退職給付積立状況に影響を与える。そこで、本研究は割引率と債券の運用割合をモデル(1)およびモデル(2)の説明変数に追加し、これらの影響をコントロールして検証を行った。図表は紙幅の関係上省略するが、検証結果は $R \& D_{it}$ を説明変数から除外しなくても $Investment_{it}$ の符号が正でp値に統計的有意性が確認された。また、その他の検証結果は図表4の検証結果と首尾一貫しており、仮説が支持された⁽¹⁴⁾。

(2) 投資総額の内訳および研究開発集約度の影響

図表6 投資総額の内訳および研究開発集約度の影響に関する検証結果⁽¹⁵⁾

Panel A: 投資総額内訳が投資総額に占める割合に関する記述統計量

変数	N	平均値	標準偏差	範囲	最小値	Q1	中央値	Q3	最大値
$Tangible\ Fixed\ Assets_{it}/Investment_{it}$	395	0.48	0.24	0.96	0.01	0.29	0.50	0.65	0.97
$Intangible\ Fixed\ Assets_{it}/Investment_{it}$	395	0.11	0.13	0.96	0.00	0.04	0.08	0.14	0.96
$R \& D_{it}/Investment_{it}$	497	0.38	0.22	0.91	0.02	0.21	0.38	0.53	0.92

Panel B: 投資額の内訳の影響による検証結果

変数	期待符号	$Investment_{it}$					
		$Tangible\ Fixed\ Assets$		$Intangible\ Assets$		$R \& D$	
		モデル(1)	モデル(2)	モデル(1)	モデル(2)	モデル(1)	モデル(2)
		係数 (t値)	係数 (t値)	係数 (t値)	係数 (t値)	係数 (t値)	係数 (t値)
$Investment_{it}$	+	0.156 (0.989)	0.200 (1.185)	0.166 (0.985)	0.154 (0.945)	0.299 (2.208)**	0.284 (2.182)**
$(PBO-PA)_{it}$	+/-	-2.282 (-0.894)	0.501 (0.166)	-1.533 (-0.628)	0.046 (0.015)	-0.266 (-0.142)	0.550 (0.258)
$Investment_{it} \times (PBO-PA)_{it}$	-	-5.575 (-1.245)	-7.316 (-1.506)	-6.600 (-1.391)	-6.571 (-1.405)	-6.898 (-2.031)**	-6.709 (-2.027)**
N		395	395	395	395	497	497
Adj.R ²		0.535	0.540	0.536	0.539	0.544	0.544

F検定 ($\alpha_3 + \alpha_4 = 0$)

$(PBO-PA)_{it} + Investment_{it} \times (PBO-PA)_{it} = 0$ 8.044*** 5.938** 8.231*** 4.886* 11.781*** 7.555**

***: $p < 0.01$ (両側) ** : $0.01 < p < 0.05$ (両側) * : $0.05 < p < 0.1$ (両側)

各モデルの変数について係数 (t値)を表示している。t値は企業でクラスター補正した標準誤差を基に算出したロバストt値を示している。F検定はF値を表示している。

Panel C: 研究開発集約度の影響による検証結果

		$Investment_{it}=R \& D$			
		研究開発集約度が高い場合		研究開発集約度が低い場合	
変数	期待符号	モデル(1)	モデル(2)	モデル(1)	モデル(2)
		係数 (t値)	係数 (t値)	係数 (t値)	係数 (t値)
$Investment_{it}$	+	0.379 (2.513)**	0.362 (2.503)**	1.294 (4.873)***	1.285 (4.791)***
$(PBO-PA)_{it}$	+/-	1.266 (0.562)	3.598 (1.294)	2.687 (1.009)	1.749 (0.596)
$Investment_{it} \times (PBO-PA)_{it}$	-	-12.060 (-2.926)***	-12.490 (-3.019)***	-16.710 (-3.040)***	-16.270 (-2.794)***
N		375	375	122	122
Adj.R ²		0.564	0.569	0.638	0.637
F検定 ($\alpha_3 + \alpha_4 = 0$)					
$(PBO-PA)_{it} + Investment_{it} \times (PBO-PA)_{it}$		17.926***	10.898***	14.751***	15.286***

***: $p < 0.01$ (両側) ** : $0.01 < p < 0.05$ (両側) * : $0.05 < p < 0.1$ (両側)

各モデルの変数について係数 (t値) を表示している。t値は企業でクラスター補正した標準誤差を基に算出したロバストt値を示している。F検定はF値を表示している。

第4に、投資総額 ($Investment_{it}$) の内訳と研究開発集約度の影響に注目して追加検証を行った。投資総額は有形固定資産への投資 (*Tangible Fixed Assets*)、無形資産への投資 (*Intangible Assets*)、研究開発投資 (*R&D*) の3つからなる。これまでの検証結果では、企業の投資総額の影響により退職給付積立状況と株価の関連性が異なることが確認された。しかしながら、会計情報と企業の投資行動の関連性は投資総額の内訳により異なることを示す先行研究がある (Shroff [2017])。国内外の先行研究は、企業が研究開発投資に積極的になると、①将来業績との関連性が有形固定資産や無形資産への投資よりも高くなる (Ciftci and Cready [2011])、②将来業績が変動しやすい (Kothari et al. [2002] ; Ciftci and Cready [2011] ; 中野 [2009] ; 譚 [2018])、という証拠を提示している。これらの証拠は、企業の将来業績が投資行動の内訳の影響により異なり、その結果将来キャッシュ・フローも異なることを示唆していると思われる。企業の将来キャッシュ・フローにより資金の余力が異なるため、退職給付積立状況が投資家の意思決定に役

立つ情報を提供しているかどうかは投資総額の内訳の影響により異なる可能性がある。また、国内外の先行研究は研究開発集約度に注目し、①企業の将来業績は研究開発集約度の高い企業 (Amir et al. [2007]) だけでなく低い企業 (奥原 [2013]) においても変動しやすい、②研究開発投資は研究開発集約度の高い業種において企業の将来業績と関連性がある傾向にある (奥原 [2013])、という証拠が提示されている。これらの証拠は、研究開発投資は研究開発集約度の影響に関わらず将来業績を変動させやすいが、研究開発集約度の高い業種では研究開発投資に積極的になると業績が良くなり、その結果将来キャッシュ・フローを獲得できることを示唆している。このため、退職給付積立状況が投資家の意思決定に役立つ情報を提供しているかどうかは研究開発集約度の影響により異なる可能性がある。そこで、本研究は退職給付積立状況と株価の関連性が投資総額の内訳と研究開発集約度の影響により異なるのかを検証した。本研究はこれまでの検証方法に従い、投資総額の内訳についてそれぞれの影響の低いものから高いものに3分割し、0か

ら 1 に順位化して投資総額 ($Investment_{it}$) へ組み込んだ。なお、有形固定資産への投資 ($Tangible\ Fixed\ Assets$) と無形資産への投資 ($Intangible\ Assets$) については両者の投資合計額のみを開示している企業があり、そのような企業は有形固定資産への投資 ($Tangible\ Fixed\ Assets$) と無形資産への投資 ($Intangible\ Assets$) の影響を検証するときにはサンプルから除外した。

図表 6 の Panel A は、投資額の内訳が企業の投資総額に占める割合に関する記述統計量を示している。Panel A より、平均値や中央値は、有形固定資産への投資 ($Tangible\ Fixed\ Assets$) (50%弱)、研究開発投資 ($R\&D$) (40%弱)、無形資産への投資 ($Intangible\ Assets$) (10%程度) の順に高くなっていることがわかる。図表 6 の Panel B の検証結果は、有形固定資産への投資 ($Tangible\ Fixed\ Assets$) の影響と無形資産への投資 ($Intangible\ Assets$) の影響については $Investment_{it}$ と $(PBO - PA)_{it}$ の p 値にいずれも統計的有意性はない。 $(PBO - PA)_{it}$ と $Investment_{it} \times (PBO - PA)_{it}$ を足し合わせた F 検定では統計的有意性が確認されるが、この 2 つの投資の影響についてはいずれも $Investment_{it} \times (PBO - PA)_{it}$ の p 値に統計的有意性が確認されない。このため、有形固定資産と無形資産については、投資の影響による退職給付積立状況と株価の関連性の変化は確認されなかった。一方、研究開発投資 ($R\&D$) の影響については $(PBO - PA)_{it}$ の p 値に統計的有意性はなく、 $Investment_{it} \times (PBO - PA)_{it}$ の p 値は 5%水準で統計的に有意であり、株価 (MVE_{it}) と負の関連性が確認される。また、 $Investment_{it}$ の p 値は 5%水準で統計的に有意であり、株価と正の関連性が確認される。研究開発投資 ($R\&D$) の影響において $(PBO - PA)_{it}$ と $Investment_{it} \times (PBO - PA)_{it}$ を足し合わせた係数の符号は負

であり、F 検定において 5%水準内で統計的有意性が確認される。企業が研究開発投資に積極的になると将来業績が高くなることが先行研究で示されており、その結果投資家は企業の将来キャッシュ・フロー獲得を期待できる。企業が将来キャッシュ・フローを獲得できると資金に余力ができ、退職給付への拠出の期待が高まる。この検証結果は、企業が研究開発投資に積極的になると、退職給付積立状況が投資家の意思決定に役立つ情報を提供していることを示すものであり、仮説が支持される⁽¹⁶⁾。先行研究で示されているように、研究開発投資に関する将来業績との関連性および将来業績の変動のしやすさは有形固定資産や無形資産への投資よりも高い。これが Panel B の検証結果の要因に挙げられる。

Panel C は、研究開発集約度の影響に注目した検証結果を示している。研究開発集約度の算定方法および研究開発集約度の高低の基準は先行研究でいくつか提示されている。本研究は先行研究 (奥原 [2013]) を参考に、サンプル 497 社について研究開発費を売上高で割った値の業種ごとの中央値を研究開発集約度とし、研究開発集約度が 2%以上の業種を研究開発集約度の高い企業とみなす⁽¹⁷⁾。Panel C の検証結果は、 $(PBO - PA)_{it}$ の p 値に統計的有意性はなく、 $Investment_{it} \times (PBO - PA)_{it}$ の p 値はいずれも 1%水準で統計的に有意であり、株価 (MVE_{it}) と負の関連性が確認される。また、 $Investment_{it}$ の p 値は 5%水準内で統計的に有意であり、株価と正の関連性が確認される。さらに、 $(PBO - PA)_{it}$ と $Investment_{it} \times (PBO - PA)_{it}$ を足し合わせた係数の符号は負であり、F 検定において 1%水準で統計的有意性が確認される。先行研究は研究開発集約度の影響により研究開発投資と将来業績の関連性が異なる傾向にあることを提示しているが、Panel C の検

証結果は研究開発集約度の影響に関わらず、企業が研究開発投資に積極的になると、退職給付積立状況が投資家の意思決定に役立つ情報を提供していることを示している。このため、研究開発集約度の高い場合と低い場合ともに仮説が支持される⁽¹⁸⁾。

このように、第4の追加検証では、研究開発投資の影響により企業の退職給付積立状況が投資家の意思決定に役立つ情報を提供しているかどうか異なることを示した。

V 結

2011年IAS第19号は、確定給付制度債務の現在価値と制度資産の公正価値との差額である退職給付積立状況が本体情報に反映されている。確定給付制度債務の現在価値と制度資産の公正価値との差額は将来キャッシュ・フロー流入の源泉である。退職給付積立状況と株価の関連性の異質性は、本体情報と注記情報の違い、退職給付積立状況の違い、退職給付減額および減額の可能性、の3つの観点からこれまで検証されてきた。また、国内外の先行研究は、企業の投資行動が当期や将来の業績および株価と正の関連性を提示しており、企業が投資に積極的になると売上高やキャッシュ・フローの増加により将来キャッシュ・フローの獲得が期待でき、投資行動が投資家の意思決定に必要な会計情報になると考えられる。さらに、国内外の先行研究では、退職給付積立状況が有形固定資産への投資、無形資産への投資および研究開発投資と関連性が確認されている。企業の投資行動の影響により将来キャッシュ・フロー獲得の期待が異なり、その結果企業の将来の退職給付に備えた拠出の期待が異なる。このため、企業の退職給付積立状況が投資家の意思決定に役立つ情報を提供しているかどうかはこれら

の投資行動の影響により異なると考えられる。

国内外の先行研究では、IFRSの適用が質の高い会計情報の提供や自国基準よりも投資家からの高い評価をもたらす等の証拠が提示される一方、自国基準と比較した場合の投資行動の変化は国により異なることも提示されている。日本ではIFRS任意適用企業が増加しており、時価総額ベースでは日本基準適用企業と同水準までその重要性が高まってきている。また、先行研究では、日本でのIFRSの任意適用が企業の投資行動を活発にし、投資家からの高い評価や注目度をもたらすという証拠が提示されている。このため、本研究は自国基準よりも投資行動が活発でかつ投資家から高く評価される状況で、退職給付積立状況がどのような場合に投資家の意思決定に役立つ情報を提供しているのかを明らかにするため、日本のIFRS任意適用企業を対象に検証した。検証の結果、次の2点が明らかになった。

第1に、退職給付積立状況と株価の関連性は企業の投資行動の影響により異なる。特に、企業が投資に積極的になるにつれて、退職給付積立状況は投資家の意思決定に役立つ情報を提供していることが明らかになった。投資に積極的な企業では退職給付積立状況と株価に負の関連性が確認されたが、消極的な企業では確認されなかった。追加検証においても同様の結果が示された。

第2に、投資の内訳のうち、企業が研究開発投資に積極的になるにつれて、退職給付積立状況は投資家の意思決定に役立つ情報を提供していることが明らかとなった。研究開発投資に積極的な企業と消極的な企業で異なる。また、この点は研究開発集約度の高い場合と低い場合で首尾一貫している。一方、有形固定資産と無形資産への投資は、投資の影響による退職給付積立状況と株価の関連性の変化が確認され

なかった。

本研究の貢献は、退職給付積立状況の新たな情報価値を提示したことにある。本研究の検証結果から、退職給付積立状況が投資家の意思決定に役立つ情報を提供しているかどうかは企業の投資行動の影響により異なると結論付けることができる。本研究は、投資行動の影響が退職給付積立状況と株価の関連性の異質性の要因であることを提示し、投資家の退職給付積立状況に対する評価が投資行動の影響により異なることを示した。本研究の検証結果は、会計情報が投資家の意思決定に役立つ情報を提供しているかどうかは企業の投資行動の影響により異なることを示唆している。

なお、本研究の限界として、次の3点が挙げられる。

第1に、サンプルをIFRS任意適用企業に限定していることである。退職給付積立状況と投資行動については負の関連性が先行研究で確認されており、退職給付積立状況と投資行動はトレードオフの関係にある。しかしながら、本研究は相関係数表において正の関連性が確認された点が異なる。この点については投資行動が活発な企業に限定したことによる影響かもしれないが、投資行動の活発でない企業でも本研究と同様の結果が確認されるのかは不明である。また、日本のIFRS任意適用企業は日本基準適用企業と同様の退職給付に関する制度の規制を受けているため、両基準適用企業を比較して同一規制下におけるIFRS適用の効果を分析することも必要である。

第2に、本研究で検証したシナリオは予断を含んでおり、代替的なシナリオについて検証していない。本研究は投資行動の影響に注目して退職給付積立状況と株価の関連性の傾向を分析した。その結果、投資に積極的な企業と消極的な企業では退職給付積立状況と株価の関連

性が異なることを示した。企業が獲得するキャッシュ・フローは投資行動の影響により異なり、その結果企業の資金力に違いが生じる。余った資金の使い道は企業次第であるが、企業は勤労を行った従業員に将来給付を行う必要がある。このため、企業は資金に余力があるときに退職給付へ拠出して負債を減らし、財務的健全性を維持しようとすると思われる。本研究の検証結果から、企業は投資に積極的になることでキャッシュ・フローを獲得し、資金に余力があるときに退職給付への拠出を行いやすい状況であることが推察される。先行研究（Rauh [2006]）では、資金に余力がない場合の退職給付への拠出は企業にとって大きな負担であることが明らかにされており、企業が退職給付へ拠出するかどうかは資金力により違いが生じる。このため、企業が投資に積極的な場合に投資家は企業の退職給付への拠出を期待している傾向にあると言えよう。ただし、本研究で検証した内容の代替的なシナリオとして、企業の成長機会が影響する可能性がある。退職給付への拠出による負債の減額は、短期的には成長機会への投資とトレードオフの関係にある。資金に余力のある企業が高い成長機会をもつ場合、成長機会への投資を行うことでさらなる資金の獲得が期待できる。このような企業の場合、退職給付への拠出も選択肢にはあるものの、むしろ投資に積極的になることにより獲得した資金を再投資に回し、さらに資金を獲得する可能性も想定される。その結果、資金に余力のある企業が高い成長機会をもつ場合には退職給付への拠出は行われず、退職給付積立状況が悪化することも想定される。一方、資金に余力のある企業が成長機会に恵まれない場合には資金を退職給付への拠出に充て、退職給付積立状況の改善に努めることが想定される。つまり、資金に余力のある企業が退職給付へ拠出を

行うかは成長機会により異なる可能性があり、これにより退職給付積立状況に関する投資家からの評価が変わる可能性がある。このため、本研究に関わる代替的なシナリオとして今後成長機会により状況を細分化した分析が必要となる。

第3に、本研究の検証結果が退職給付以外の会計情報にも整合しているのかは不明である。会計情報と株価の関連性が企業の投資行動の影響により異なるかどうかは会計情報により異なるかもしれない。この点について検証を進めることで、会計情報がどのような場合に投資家の意思決定に役立つ情報を提供できるのかをより明確にすることができる。

本研究の限界については今後の課題とした。

注

- (1) 2011年IAS第19号では、退職給付積立状況が財政状態計算書に表示される (IASB [2011], par. 63)。
- (2) 国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee, 以下 IASC とする) が 1998 年に公表した IAS 第 19 号「従業員給付」 (*Employee Benefits*, 以下 1998 年 IAS 第 19 号とする) では、数理計算上の差異をコリドー・アプローチ (corridor approach) に基づき確定給付制度債務の現在価値と制度資産の公正価値のうち大きい方の 10% を超える部分を予想残存勤務期間にわたって償却し (IASC [1998], pars. 92 and 93), 過去勤務費用のうち受給権未確定部分を受給権確定までの平均期間にわたる均等償却 (IASC [1998], par. 96) により遅延認識を行っていた。しかしながら、IASC は数理計算上の差異を即時認識することが理論上適切と考えたため、数理計算上の差異については一貫した方法により会計処理する場合には早期認識も容認された (IASC [1998], par. 93 and Appendix 3, par. 46 (a))。その後、英国における数理計算上の差異の即時認識や IAS 第 1 号 (revised 2004) 『財務諸表の表示』 (*Presentation of Financial Statements*, 以下 2004 年 IAS 第 1 号とする) の影響を受け、数理計算上の差異の即時認識が容認された (IASB [2004b], pars. BC48F-48I)。
- (3) 米国基準の財務会計基準書 (Statement of Financial Accounting Standards, 以下 SFAS とする) 第 158 号『確定給付年金制度およびその他退職後制度に関する事業主の会計処理—SFAS 第 87 号, 88 号, 106 号, 132 号 (R) の改正』 (*Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans—an amendment of FASB Statements No. 87, 88, 106, and 132(R) (AS AMENDED)*) と日本基準の企業会計基準第 26 号『退職給付に関する会計基準』では、数理計算上の差異と過去勤務費用のうち費用処理されない部分を税効果調整後その他の包括利益 (Other Comprehensive Income, 以下 OCI とする) を通じて純資産の部に反映し、将来の会計期間において費用処理される分を OCI から純利益へ組換調整を行う (FASB [2010], par. 4; 企業会計基準委員会 [2012], 第 15 項, 第 24-25 項)。このため、SFAS 第 158 号と企業会計基準第 26 号では未認識債務が注記情報として開示される。
- (4) これについては、①発生時に注記情報から本体情報へ変更された会計情報は株価と負の関連性をもつよう変化した (Yu [2013]; 藤田 [2021]), ②本体情報のみの方が注記情報を含む場合よりも株価との関連性が高い (草野 [2022b]), ③機関投資家持株比率やアナリストフォロー数の少ない場合に本体情報が注記情報よりも投資家の意思決定に役立つ情報を提供している (Yu [2013]; 草野 [2022b]), のようにまとめられる。
- (5) 米国で将来の昇給部分と累積異常リターンに正の関連性が確認されている。(Yu [2016])
- (6) Biddle et al. [2016] が IFRS を強制適用している 26 ヶ国を対象に検証した。
- (7) 日本における IFRS 任意適用企業の海外売上高を調査したところ、海外売上高を計上している企業数は増加傾向にあり、海外売上高を計上している企業の海外売上高比率の平均値は 50% を超えている。例えば、2020 年決算の IFRS 任意適用日本企業の海外売上高計上企業数は 130 社であり、その企業 130 社における海外売上高比率の平均値は 54.2% であった。
- (8) 成長機会の高い企業は投資に積極的で (Froot et al. [1993]; Nance et al. [1993]; Lang et al. [1996]), 退職給付積立状況と将来の収益性に正の関連性が確認されている (上野・柳瀬 [2011])。
- (9) 具体的には、先行研究 (Yu [2013]; 草野 [2022a]) に基づいて、企業の投資行動の影響の低いグループから 0, 1, 2 と順位付けを行い、それを最も影響の高いグループの値 (2) で割ることにより、0, 0.5, 1 へ順位化した。

- (10) ①から⑤の条件に該当するサンプルを除外した結果、2013年決算企業は2社となり、他の年に比べて少ないため、2013年決算企業を2014年決算企業に含めて外れ値処理を行った。
- (11) 図表2の $Investment_{it}$ は順位変数作成前の記述統計量を載せている。
- (12) 積立不足企業に限定した場合の $Investment_{it}$ と $R\&D_{it}$ に関するPearson (Spearman)の相関係数は0.705 (0.739)であった。
- (13) 本研究と同様に連続変数を $t-1$ 期の総資産でデフレートしている日本基準適用企業を対象にした先行研究では、積立不足企業の割合が約93%、退職給付積立状況の記述統計量は平均値0.0359、標準偏差0.0376、最小値-0.0478、Q1が0.0089、中央値0.0257、Q3が0.0525、最大値0.2185であると報告されている(草野[2022b])。本研究の図表2の $(PBO-PA)_{it}$ の記述統計量と先行研究を比較すると、IFRS任意適用企業は日本基準適用企業に比べて①積立不足企業の割合が少ない、②積立不足企業における積立不足額の割合が低い、の2点が特徴である。
- (14) 第3の追加検証は第1、第2および第4の追加検証でも試みたが、その検証結果は各検証結果と首尾一貫していた。
- (15) 有形固定資産への投資(Tangible Fixed Assets)の影響と無形資産への投資(Intangible Assets)の影響はモデル(1)とモデル(2)ともにすべての説明変数を組み込んでいる。一方、研究開発投資(R&D)の影響についてはモデル(1)およびモデル(2)における $Investment_{it}$ と $R\&D_{it}$ のPearsonの相関係数がともに0.850であり、多重共線性の疑いがあるため、 $R\&D_{it}$ を説明変数から外した場合の検証結果を示している。
- (16) 投資総額の内訳を4分割した場合、その検証結果は図表6のPanel Bと首尾一貫していた。
- (17) 本研究の業種ごとの研究開発集約度は日経業種中分類に基づいて算定しており、高い順に業種(研究開発集約度)を並べると、医薬品(16.888%)、精密機器(7.398%)、その他製造(5.990%)、電気機器(4.955%)、化学(3.817%)、繊維(3.334%)、ゴム(3.192%)、窯業(3.092%)、自動車(2.996%)、機械(2.554%)、鉄鋼(1.574%)、食品(1.551%)、非鉄金属製品(0.812%)、水産(0.588%)、通信(0.454%)、サービス(0.310%)、石油(0.209%)、陸運(0.104%)、商社(0.099%)となる。
- (18) 先行研究(奥原[2013])に倣い、研究開発集約度が1%以上の業種を研究開発集約度が高い企業とみなす検証も実施したが、その検証結果は図表6のPanel Cと概ね整合していた。

参考文献

- 井上謙仁・石川博行[2014]「IFRSが資本市場に与えた影響」『証券アナリストジャーナル』Vol. 52, No. 9, 28-40頁。
- 上野雄史・柳瀬典由[2011]「退職給付の積立率が母体企業の収益性に与える影響とその経路」『年報経営分析研究』第27号, 89-100頁。
- 小川淳平[2021]「退職給付に関する財務報告および開示の特性」『経済論叢』第195巻第2号, 71-83頁。
- 奥原貴士[2013]「研究開発投資の資産計上可能性に関する実証研究」博士論文, 神戸大学大学院経営学研究科。
- 奥村雅史[2005]「退職給付債務に関する裁量的情報開示-割引率の選択と株価の関係-」『早稲田商学』第404号, 27-49頁。
- 笠岡恵理子[2017]「企業会計基準第26号の導入に伴う財務諸表への影響:退職給付見込額の期間帰属方法および割引率の変更を中心として」『年報経営分析研究』第33号, 66-78頁。
- 企業会計基準委員会[2012]「企業会計基準第26号『退職給付に関する会計基準』企業会計基準委員会, 5月17日。
- 金鐘勲・中野貴之・成岡浩一[2019]「IFRS任意適用企業の特性」『会計プロGRESS』No. 20, 78-94頁。
- 草野真樹[2021]「退職給付の認識対開示と経営者の裁量-割引率の選択を中心として-」角ヶ谷典幸主査『日本の会計諸制度の変遷と課題』(中間報告), 国際会計研究学会 第38回研究大会研究グループ報告。
- 草野真樹[2022a]「外貨換算会計における実証研究」『会計』第201巻第1号, 27-40頁。
- 草野真樹[2022b]「第6章 退職給付の認識対開示と価値関連性」角ヶ谷典幸主査『日本の会計諸制度の変遷と課題』(最終報告), 国際会計研究学会 第39回研究大会研究グループ報告。
- 桜井久勝[1998]「意思決定-有用性とディスクロージャー-企業年金会計情報を中心に」『企業会計』Vol. 50, No. 1, 59-65頁。
- 佐々木隆文[2006]「退職給付債務と企業の投資行動」『金融経済研究』第23号, 65-84頁。
- 譚鵬[2017]「IFRS導入が会計情報の質に与える影響」『年報経営分析研究』第33号, 79-86頁。
- 譚鵬[2018]『研究開発費の会計-制度・理論・実証』中央経済社。
- 譚鵬[2022]「IFRS任意適用と企業価値評価」『商学論究』第70巻第1・2号, 267-284頁。
- 譚鵬[2024]「日本におけるIFRS任意適用の経済的効果:会計情報の価値関連性に関する再検証」『商学論究』第71巻第3号, 247-272頁。

- 中野誠 [1997] 「年金資産・年金負債に対するわが国資本市場の評価—SEC 基準採用企業の実証分析—」『会計』第 152 巻第 5 号, 65-80 頁。
- 中野誠 [2000] 「企業年金会計における ABO 対 PBO の実証研究」『企業会計』Vol. 52, No. 5, 101-110 頁。
- 中野誠 [2009] 『業績格差と無形資産—日米欧の実証研究』東洋経済新報社。
- 日本経済新聞社 [2023] 「時価総額の 44% 導入, 資生堂・川重・・・「IFRS 企業」続々, グループ管理しやすく」日本経済新聞朝刊, 1 月 18 日, 16 頁。
- 野間幹晴 [2016] 「退職給付に係る負債と研究開発活動—損失回避の利益操作(1)」『会計』第 190 巻第 2 号, 195-208 頁。
- 野間幹晴 [2018] 「退職給付に係る負債とイノベーション—出願特許数と被引用特許数」『国際会計研究学会年報』2017 年度第 1・2 合併号, 161-175 頁。
- 野間幹晴 [2020] 『退職給付に係る負債と企業行動：内部負債の実証分析』中央経済社。
- 藤田直樹 [2018] 「未認識債務の有用性に関する実証研究：企業会計基準第 26 号導入前後の会計期間を対象として」『商学論究』第 66 巻第 1 号, 33-52 頁。
- 藤田直樹 [2021] 「SFAS 第 158 号における未認識債務の価値関連性：日本企業が抱える過去勤務費用と数理計算上の差異を中心に」『商学論究』第 68 巻第 4 号, 237-256 頁。
- 藤田直樹 [2023] 「日本における IFRS 任意適用企業の退職給付積立状況の価値関連性—退職給付積立状況の影響に焦点を当てて—」『環境と経営』第 29 巻第 2 号, 79-100 頁。
- 柳瀬典由・後藤晋吾・上野雄史 [2013] 「退職給付債務の市場評価をめぐるパズル」『現代ファイナンス』No. 33, 53-77 頁。
- 山地範明 [2016] 「わが国における IFRS 適用企業に関する利益情報の価値関連性」『商学論究』第 63 巻第 3 号, 315-327 頁。
- 吉田和生 [1999] 「退職給付の会計情報と企業評価—予測給付債務の予備的分析—」『会計』第 156 巻第 2 号, 55-69 頁。
- 吉田和生 [2013] 「退職給付債務の即時認識と年金資産の運用政策：アメリカ会計基準採用企業の実証分析」『オイコノミカ』Vol. 49, No. 2, 79-88 頁。
- 吉田和生 [2016] 「退職給付債務の即時認識と企業行動—実体的裁量と会計的裁量—」『産業経理』Vol. 75, No. 4, 4-15 頁。
- 吉田和生 [2020] 「退職給付制度における積立不足の発生要因と企業価値の分析—内部積立と数理計算上差異—」『証券アナリストジャーナル』第 58 巻第 2 号, 79-89 頁。
- Amir, E., Y. Guan, and D. Oswald [2010], “The effect of pension accounting on corporate pension asset allocation,” *Review of Accounting Studies*, Vol. 15, No. 2, pp. 345-366.
- Amir, E., Y. Guan, and G. Livne [2007], “The Association of R&D and Capital Expenditures with Subsequent Earnings Variability,” *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol. 34, No. 1-2, pp. 222-246.
- Armstrong, C. S., M. E. Barth, A. D. Jagolinzer, and E. J. Riedl [2010], “Market Reaction to the Adoption of IFRS in Europe,” *The Accounting Review*, Vol. 85, No. 1, pp. 31-61.
- Barth, M. E. [1991], “Relative Measurement Errors among Alternative Pension Asset and Liability Measures,” *The Accounting Review*, Vol. 66, No. 3, pp. 433-463.
- Barth, M. E., W. H. Beaver, and W. R. Landsman [1992], “The market valuation implications of net periodic pension cost components,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 15, pp. 27-62.
- Barth, M. E., W. H. Beaver, and W. R. Landsman [1993], “A Structural Analysis of Pension Disclosures Under SFAS 87 and Their Relation to Share Prices,” *Financial Analysts Journal*, Vol. 49, No. 1, pp. 18-26.
- Barth, M. E., W. H. Beaver, and W. R. Landsman [1998], “Relative valuation roles of equity book value and net income as a function of financial health,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 25, No. 1, pp. 1-34.
- Barth, M. E., W. R. Landsman, and M. H. Lang [2008], “International Accounting Standards and Accounting Quality,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 46, No. 3, pp. 467-498.
- Beaudoin, C., N. Chandar, and E. M. Werner [2011], “Good disclosure doesn’t cure bad accounting—or does it? Evaluating the case for SFAS 158,” *Advances in Accounting*, Vol. 27, No. 1, pp. 99-110.
- Biddle, G. C., C. M. Callahan, H. A. Hong, and R. L. Knowles [2016], “Do Adoptions of International Financial Reporting Standards Enhance Capital Investment Efficiency?” SSRN Working Paper.
- Biddle, G. C., and G. Hilary [2006], “Accounting Quality and Firm-Level Capital Investment,” *The Accounting Review*, Vol. 81, No. 5, pp. 963-982.
- Brown, S. [2004], “The Impact of Pension Assumption on Firm Value,” SSRN Working Paper.
- Ciftci, M., and W. M. Cready [2011], “Scale Effects of R&D as Reflected in Earnings and Returns,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 52, No. 1, pp. 62-80.
- Comprix, J., and K. A. Muller [2011], “Pension plan accounting estimates and the freezing of defined

- benefit pension plans,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 51, Issues 1-2, pp. 115-133.
- Fazzari, S. M., R. G. Hubbard, and B. C. Petersen [1988], “Financing Constraints and Corporate Investment,” *Brookings Papers on Economic Activity*, No. 1, pp. 141-206.
- Feldstein, M., and R. Morck [1982], “Pension Funding Decisions, Interest Rate Assumptions, and Share Prices,” Working paper, National Bureau of Economic Research.
- Feldstein, M., and S. Seligman [1981], “Pension Funding, Share Prices, and National Savings,” *The Journal of Finance*, Vol. 36, No. 4, pp. 801-824.
- Financial Accounting Standards Board [2010], Statement of Financial Accounting Standards No. 158: *Employers’ Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans—an amendment of FASB Statements No. 87, 88, 106, and 132(R) (AS AMENDED)*, FASB.
- Froot, K. A., D. S. Scharfstein, and J. C. Stein [1993], “Risk Management: Coordinating Corporate Investment and Financing Policies,” *The Journal of Finance*, Vol. 48, No. 5, pp. 1629-1658.
- Fujita, N. [2020], “An Empirical Study of the Value Relevance of Accumulated Benefit Obligation: Evidence from Japan,” *International Review of Business*, No. 20, pp. 57-70.
- Gao, R., and B. K. Sidhu [2018], “The Impact of Mandatory International Financial Reporting Standards Adoption on Investment Efficiency: Standards, Enforcement, and Reporting Incentives,” *Abacus*, Vol. 54, No. 3, pp. 277-318.
- Godwin, J. H., S. R. Goldberg, and J. E. Duchac [1996], “An Empirical Analysis of Factors Associated with Changes in Pension-Plan Interest-Rate Assumptions,” *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, Vol. 11, No. 2, pp. 305-322.
- Gopalakrishnan, V., and T. F. Sugrue [1993], “An Empirical Investigation of Stock Market Valuation of Corporate Projected Pension Liabilities,” *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol. 20, No. 5, pp. 711-724.
- Gopalakrishnan, V., and T. F. Sugrue [1995], “The Determinants of Actuarial Assumptions under Pension Accounting Disclosures,” *Journal of Financial and Strategic Decisions*, Vol. 8, No. 1, pp. 35-41.
- Hann, R. N., Y. Y. Lu, and K. R. Subramanayam [2007], “Uniformity versus Flexibility: Evidence from Pricing of the Pension Obligation,” *The Accounting Review*, Vol. 82, No. 1, pp. 107-137.
- Houmes, R., B. Boylan, and I. Chira [2011], “The Valuation Effect of Accounting Standard 158 on Firms with High and Low Financial Risk,” *Atlantic Economic Journal*, Vol. 39, pp. 47-57.
- International Accounting Standards Board [2004a], International Accounting Standard 1 (revised 2004): *Presentation of Financial Statements*, IASB.
- International Accounting Standards Board [2004b], International Accounting Standard 19 (revised 2004): *Employee Benefits*, IASB.
- International Accounting Standards Board [2008], Discussion Paper: *Preliminary Views on Amendments to IAS 19 Employee Benefits*, IASB.
- International Accounting Standards Board [2011], International Accounting Standard 19 (revised 2011): *Employee Benefits*, IASB.
- International Accounting Standards Committee [1998], International Accounting Standard 19 (revised 1998): *Employee Benefits*, IASC.
- Jones, D. A. [2013], “Changes in the Funded Status of Retirement Plans after the Adoption of SFAS No. 158: Economic Improvement or Balance Sheet Management?” *Contemporary Accounting Research*, Vol. 30, No. 3, pp. 1099-1132.
- Kasaoka, E. [2014], *The Effect of Defined Benefit Liability on Firms’ Valuations in Japan: Comparison of Japanese GAAP for Retirement Benefits with IAS19*, Kwansai Gakuin University Press.
- Kasaoka, E. [2020], “The Effect of the Termination and Change of Defined Benefit Plans on Financial Statements,” *Review of Integrative Business and Economics Research*, Vol. 9, Issue 3, 67-89.
- Kothari, S. P., T. E. Laguerre, and A. J. Leone [2002], “Capitalization versus Expensing: Evidence on the Uncertainty of Future Earnings from Capital Expenditures versus R&D Outlays,” *Review of Accounting Studies*, Vol. 7, No. 4, pp. 355-382.
- Landsman, W. R. [1986], “An Empirical Investigation of Pension Fund Property Rights,” *The Accounting Review*, Vol. 61, No. 4, pp. 662-691.
- Lang, L., E. Ofek, and R. M. Stulz [1996], “Leverage, investment, and firm growth,” *Journal of Financial Economics*, Vol. 40, pp. 3-29.
- Lev, B., and T. Sougiannis [1996], “The Capitalization, Amortization, and Value-relevance of R&D,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 21, No. 1, pp. 107-138.
- Nance, D. R., C. W. Smith, JR., and C. W. Smithson [1993], “On the Determinants of Corporate Hedging,” *The Journal of Finance*, Vol. 48, No. 1, pp. 267-284.
- Obinata, T. [2000], “Choice of Pension Discount Rate in Financial Accounting and Stock Prices,” Discussion Paper CIRIE-F-82, University of

- Tokyo.
- Ohlson, J. A. [1995], "Earnings, Book Values, and Dividends in Equity Valuation," *Contemporary Accounting Research*, Vol. 11, No. 2, pp. 661-687.
- Rauh, J. D. [2006], "Investment and Financing Constraints: Evidence from the Funding of Corporate Pension Plans," *The Journal of Finance*, Vol. 61, No. 1, pp. 33-71.
- Schipper, K. [2007], "Required Disclosures in Financial Reports," *The Accounting Review*, Vol. 82, No. 2, pp. 301-326.
- Schleicher, T., A. Tahoun, and M. Walker [2010], "IFRS adoption in Europe and investment-cash flow sensitivity: Outsider versus insider economies," *The International Journal of Accounting*, Vol. 45, pp. 143-168.
- Shroff, N. [2017], "Corporate investment and changes in GAAP," *Review of Accounting Studies*, Vol. 22, No. 1, pp. 1-63.
- Sougiannis, T. [1994], "The Accounting Based Valuation of Corporate R&D," *The Accounting Review*, Vol. 69, No. 1, pp. 44-68.
- Tan, P. [2020], "IFRS Adoption and Investment-Cash Flow Sensitivity: Evidence from Japan," *International Review of Business*, Vol. 20, pp. 39-56.
- Vu, T. [2017], *Essays on the Economic Consequences of International Pension Accounting Standard IAS19*, a thesis for the degree of Doctor of Philosophy in Accountancy, University of Exeter (United Kingdom).
- Yu, K. [2013], "Does Recognition versus Disclosure Affect Value Relevance? Evidence from Pension Accounting," *The Accounting Review*, Vol. 88, No. 3, pp. 1095-1127.
- Yu, K. [2016], "Excess of the PBO over the ABO and hard pension freezes," *Review of Quantitative Finance and Accounting*, Vol. 46, pp. 819-846.

(付記) 本稿は、国際会計研究学会第3回カンファレンス（於青山学院大学）における原稿を修正したものである。本稿の執筆にあたっては司会者・ディスカッサント・査読者ならびにカンファレンス参加者の先生方から有益なコメントを賜った。心より御礼申し上げる。なお、本稿はJSPS 科研費（24K16486）の研究成果の一部である。

大手監査法人のダイバーシティ実現と公認会計士の人事業績評価における課題

首藤 洋志
文教大学

田中 克昌
文教大学

松井 彩子
武蔵野大学

要 旨

日本の大手監査法人で監査に従事する公認会計士は、人材不足や拡大する業務範囲に起因した長時間労働が求められる環境と、クライアント・ニーズへの優先対応を重視する組織文化の中で奮闘してきた。2020年のCOVID-19以降、ワーク・ライフ・バランスを促進するための代替勤務制度の一手段であるリモートワークが急速に普及し、国際会計研究ではリモートワークの功罪や監査品質との関連性が検討されている。しかし、人事業績評価の観点からは、リモートワークの適用において、監査法人と公認会計士、管理職（評価者）と非管理職（被評価者）の間に葛藤や矛盾がみられるようである。

本稿では、日本の監査環境における人事業績評価に焦点を当てる。本稿の目的は、大手監査法人のダイバーシティ実現に向けた取り組みと、人事業績評価を巡る議論の整理により現状と課題を浮き彫りにし、監査実務の発展にとって有意義な洞察を得ることである。そのために、2022年8月から同年10月にかけて、公認会計士及び公認会計士の補助業務を担う監査アシスタントを対象として、38名に対する半構造化インタビューを実施した。

検討の結果、日本の監査環境では、上司の目の届く範囲に存在し、上司の要求に即時対応できる働き方が、高い評価を与える（受ける）上で重要な要素になると認識されていることが示された。これは、人とのつながりやコミュニケーションの適時性を重視する価値観が根付いていることにより、長時間労働が評価されやすい労働環境が継続していることを示唆している。大手監査法人では、個人の多様なニーズと価値観に応じた柔軟な勤務形態を許容し、評価する仕組みを整備するとともに、主観性を極力排除し比較可能性を高めた人事業績評価ツールの開発と実践への適用が求められている。

(2024年3月31日審査受付 2024年7月29日掲載決定)

I はじめに

2000年代後半以降、国際的な大規模会計事務所（通称、Big 4）は⁽¹⁾、ダイバーシティ推進を標榜し（Broadbent and Kirkham [2008]）、職場差別や無意識のバイアスをなくす必要性の認識をますます強めてきた（Anderson-Gough et al. [2024], Buchheit et al. [2009]）。会計事務所の中で会計監査を担う監査法人では、公認会計士（以下、「会計士」という。）がサービス提供のコアであり、上司（管理職）は監査チームの部下（非管理職）のパフォーマンスを評価し（Kaplan and Reckers [1985]）、建設的なフィードバックを与える重要な役割を有する（Westermann et al. [2015]）。しかし、人事業績評価は、個人主義、ジェンダー、民族、学歴、経験等に基づく様々なバイアスの存在により主観的なものとならざるを得ないため、不正確なものになることが問題視されてきた（Bol [2011], Feldman [1981]）。

監査法人における人事業績評価は、絶えず変化する複雑な業務環境の中、功労者を理解し、会計士個人の能力に関する幅広い考え方を昇進や昇給の基準に結びつけ、仕事の適切な分配に必要な情報を収集する行為である（Anderson-Gough et al. [2024]）。ワーク・ライフ・バランス（Work-Life Balance: WLB）の重要性が共働き夫婦の増加傾向とともに高まる昨今（Cohen and Single [2001], Khavis and Krishnan [2021]）、会計士の人事業績評価は、柔軟な働き方を支援する代替勤務制度（Alternative Work Arrangements: AWAs）の整備・運用状況や⁽²⁾、WLB向上への取り組みの成否を評価する上で、重要な検討要素の一つである（Johnson et al. [2008]）。

長時間労働やクライアント・ニーズを最優先するBig 4の組織文化は、女性会計士のWLB

向上やキャリアアップと密接に結びつけられ（Barker and Monks [1998], Buchheit et al. [2016], Dambrin and Lambert [2008]）、AWAsは古くから女性会計士にとっての仕組みだと考えられてきた（Cohen and Single [2001]）。しかし近年、Buchheit et al. [2016]やGarnier et al. [2024]が男性会計士の育休取得（AWAs利用）の困難さを指摘するなど、会計学のダイバーシティ研究は変革を迎えつつある。このように、Big 4がAWAsの整備拡充をダイバーシティ推進と紐づけて対外的にアピールしてきた一方で、会計士はAWAsの適用をキャリアの成功にとって不利に働くと考えている現状がある（Dambrin and Lambert [2008], Johnson et al. [2008]）。

また、COVID-19以降、AWAsの一形態であるリモートワークの適用が監査実務に及ぼす様々な影響も研究されはじめており（Bailey et al. [2024], Ghio et al. [2023], Jenkins et al. [2024], Luo and Malsch [2023], Morris et al. [2023]）、リモートワークの適用は、人事業績評価において功罪が認められるようである（Delfino and van der Kolk [2021], Tighe [2024]）。このような組織と個人の間には存在する人事業績評価を巡る葛藤や矛盾を含む緊張関係に対して、国際会計研究では欧米諸国を中心に研究成果が蓄積されてきたものの、筆者らの知りうる限り、日本の会計士の人事業績評価に対して正面から取り組んだ研究は少なく（松原 [2019] 参照）、COVID-19以降の研究は見つけられていない。

したがって、本稿では、日本の大手監査法人のダイバーシティへの取り組みと人事業績評価を巡る諸問題の整理により、COVID-19以降の人事業績評価の現状と課題を浮き彫りにし、監査実務の発展にとって有意義な洞察を得ることを目的とする。そのために、2022年8月

から同年 10 月にかけて、日本の大手監査法人に所属する会計士及び会計士の補助業務を担う監査アシスタントを対象に、38 名に対する半構造化インタビューを実施した³⁾。

本稿は以下、次のように構成される。第Ⅱ節では研究の背景と文脈を確認する。第Ⅲ節では先行研究レビューとリサーチ・クエスションの導出を行う。第Ⅳ節ではリサーチ・デザインを説明し、第Ⅴ節では研究結果を概観する。第Ⅵ節では研究結果を踏まえて議論を発展させる。最後の第Ⅶ節では検討結果を要約し、本稿の貢献、限界及び将来的な研究課題に言及する。

Ⅱ 研究の背景と文脈

1. なぜ、日本の会計士を研究対象にするのか？

ダイバーシティやジェンダーを中心テーマとする既存の会計学研究は、欧米諸国、オーストラリア、中国などに集中している。しかし、Komori ([2008], p.508) が指摘するように、「研究者がこの単一の社会的文脈に集中することは、会計における女性の役割や立場について、異なる社会的文脈には必ずしも当てはまらない過剰な一般化をしてしまう危険性がある」。日本は独特な歴史発展と社会文化的背景を有するため、日本を単なる欧米的な会計研究スタイルに当てはめるための一つのサンプルとしてみるのではなく、日本固有の事情や視点を組み込んだ多様な財務会計研究として科学的に発展させるための試みが必要である (Komori [2015], McKinnon [1984])。例えば、日本の監査環境では長時間労働が依然として問題視されている (松原 [2019])。また、日本は、欧米諸国とは異なる歴史的・文化的背景から、国際財務報告基準の任意適用に関する独自の情報を提供しているため (Miao et al. [2023])、

欧米諸国とは異なる監査環境の文脈を有する。

2. なぜ、ジェンダーに着目するのか？

会計学研究で古くから指摘されてきた監査法人における男性的文化の蔓延は (Anderson-Gough et al. [2005], Haynes [2017], Hooks [1992], Hopwood [1987])、日本においても例外ではないどころか、顕著である。日本公認会計士協会 (Japanese Institute of Certified Public Accountants: JICPA) によれば、日本では、会計士に占める女性比率が 16% 程度に過ぎず (JICPA [2023])、大手監査法人の管理職に占める女性比率は 20% 程度、最高職位であるパートナークラスになると女性比率は 10% に満たないケースもある (EY 新日本有限責任監査法人 [2023], PwC あらた有限責任監査法人 [2023], 有限責任あずさ監査法人 [2023], 有限責任監査法人トーマツ [2023])。

実際に、日本の大手監査法人は、最重要とする監査品質向上を達成するために設定した監査品質の指標の中で、ジェンダー・ダイバーシティを人事戦略上の重点項目として掲げてきた (首藤 [2023])。にもかかわらず、日本の会計士を対象としたダイバーシティ研究は限られている (Haynes [2017], Komori [2008], Tsunogaya et al. [2017])。加えてジェンダーは、国際的に関心の高い領域であるのみならず (Ghio et al. [2024])、前述の通り、監査法人の人事業績評価にとって重要な検討要素の一つである WLB や AWAs と密接な関連性を有する。したがって、日本の会計士のダイバーシティを人事業績評価と組み合わせる際に、ジェンダーの観点は重要である。

3. インタビュー対象者の職階

国際監査・保証基準審議会 (International

Auditing and Assurance Standards Board: IAASB) は、監査人の知識、スキル及び経験が、監査品質に重要な影響を与えることを指摘している (IAASB [2014])。先行研究では、会計士の経験に影響を与える研修、育成方法及びフィードバックプロセスの重要性が検討され (Westermann et al. [2015])、知識、スキル、資格及び経験 (年数)、並びに監査チームの構成などが監査品質に影響を及ぼすことが示唆されている (Hossain et al. [2017])。監査法人における人事業績評価は、会計士の育成やフィードバックプロセスとも関連し、管理職及び非管理職、並びに職階を区分する昇進に関連するため (Westermann et al. [2015])、本稿では、監査業務に従事し、監査チームを構成する全職階の会計士及び監査アシスタントをインタビューの対象とした。

監査アシスタントをインタビュー対象に含めた背景は、次の通りである。近年、日本では大手監査法人を中心に、監査アシスタントの採用数を増やすと同時に、その業務適用範囲を拡大することで会計士の業務負担を軽減し、会計士が専門的な判断を要する業務により注力できるような体制の整備が進んでいる (公認会計士・監査審査会 [2023])。したがって、監査業務に対する監査アシスタントの関与の方法や監査アシスタントからみた労働環境、監査チームに対する印象などの調査は、日本の監査現場を分析する上で重要な指針の一つとなる可能性がある (首藤 [2023])。

Ⅲ 先行研究レビューとリサーチ・クエスチョンの導出

1. 柔軟な勤務形態とガラスの天井 (*glass ceiling*)

多様性の一つに、個人の価値観や家庭環境に

応じた多様な働き方があり、1990年代以降、監査法人でも AWAs の推進が必要視されてきた。Hooks [1992, p.362] は、公認会計士監査における「労働倫理と現在のビジネスの行い方を抜本的に変えない限り、代替的なワークスケジュールは、少数の従業員が利用するか、参加する従業員が重要な期限のクライアントを割り当てられない場合にのみ実現可能かもしれない」と述べた。Cohen and Single [2001] は、柔軟な勤務形態の適用が、(ジェンダーを問わず) パートナーレベルへの昇進可能性と重要なクライアントを任される可能性を低下させることを指摘した。Johnson et al. [2008] による米国の大手会計事務所に所属する経験豊富な会計士を対象とした実験研究では、柔軟な勤務形態 (フレックス・タイム及び時短勤務) の採用が、伝統的なフルタイムの労働環境や文化と矛盾していると捉えられ、キャリアの成功に不利に働くことが示唆された。

会計士の労働時間やその効率性に関する捉え方では、後知恵バイアス (*hindsight bias*) の人事業績評価への影響が確認されている⁽⁴⁾。具体的には、先行研究では、会計士がコスト予算の超過につながる追加作業を行い、追加作業により重要な虚偽表示の存在が明らかにならなかった場合、当該会計士に対する人事業績評価が著しく低くなることが示されている (Buchheit et al. [2009])。また、Johnson et al. [2008] は、AWAs の採用が、女性と比較して男性のキャリア展望にネガティブな影響を与えるというジェンダー・バイアスの証拠を見出した。さらに、管理職は主観的に業績を評価する際、自身のインセンティブや選好に反応しており (Anderson-Gough et al. [2024], Bol [2011])、 「オフィスでの可視性を重視する傾向が続いている」ことから (Buchheit et al. [2016], p.56)、監査予算の厳守や男性優位、伝統的な

働き方重視等の多様なバイアスが、評価者の常識や思い込みとして主観的に染み付いていることが確認できる。このような結果、Big 4 では、女性がトップレベルの管理職に昇進しづらい、いわゆるガラスの天井の存在が問題視されてきた(Barker and Monks[1998], Broadbent and Kirkham [2008], Cohen et al. [2020], Dambrin and Lambert [2008])。

2. リモートワーク

AWAs の一手段であるリモートワークを適用すると、時間や場所にとらわれない働き方が可能になる(Charalampous et al. [2019], Jenkins et al. [2024])。しかし、リモートワークの捉え方は、COVID-19 以前と以後で前提が大きく異なるといえる。従来、リモートワークの適用は、移動時間の削減により業務時間を捻出しやすい点や、ビジータイム(朝や夕方)でも会議に参加しやすい点など、特にワーキング・ペアレンツにとってのメリットが大きいと考えられてきた(Grant et al. [2013], 有限責任あずさ監査法人[2023])。対して、COVID-19 以降のリモートワークは、メリットを享受するために積極的に利用されるツールではなく、自宅等の固定された一つの場所に縛られた働き方を強制された意味合いが大きい(Bailey et al. [2024], Delfino and van der Kolk [2021], Jenkins et al. [2024], Tighe [2024])。

監査法人では、リモートワーク環境下において、見えない監査チームの監視目的としてネガティブに捉えられることもあるリモート会議が増え、クライアント担当者へのアクセスが制限されるためコミュニケーションが複雑化し(Bailey et al. [2024], Jenkins et al. [2024], Luo and Malsch [2023], Tighe [2024])、監査に必要な情報の入手遅延や、棚卸立会、工場及び事業所往査が実施不可になるなど、監査手

続上の重大な悪影響が生じた(Morris et al. [2023])。このような困難を伴う監査環境で、非管理職は、自身の人事業績評価のため、自発的に仕事をしているアピールをする必要性が生じ(Delfino and van der Kolk [2021])、若手スタッフは技術的な能力を示さなければならないというプレッシャーの中で適時に上司に対して質問することを躊躇するようになった(Tighe [2024])。これらの事実は、COVID-19 以前から、リモートワーク環境における業務の評価を低くとらえる考え方(バイアス)が根強く存在することを示唆している。また、COVID-19 以降のリモートワークが、自発的に選んだ就業環境ではないことが、内発的動機付けや仕事に対する自由裁量の感覚を乏しく感じさせ、創造性や自己肯定感の低下につながっている可能性がある。

以上の議論を踏まえ、以下2つのリサーチ・クエスション(RQs)を導出する。

RQ 1: 管理職は COVID-19 以降の人事業績評価において、AWAs (特にリモートワーク) を適用した非管理職に対して、どのような影響が生じると認識しているのだろうか？

RQ 2: 非管理職は、COVID-19 以降、AWAs (特にリモートワーク) を適用することで、管理職から受ける人事業績評価にどのような影響がもたらされていると認識しているのだろうか？

IV リサーチ・デザイン

1. インタビュー調査

本稿では、日本の大手監査法人に所属する会計士 32 名及び会計士の補助業務を担う監査アシスタント 6 名を対象に、半構造化インタビューを実施した。インタビューに基づくケース・

スタディは、なぜ (why) やどのように (how) を問うのに最適な研究手法であり (Yin [2018], pp.9-11), 「私的な知識を公的な知識へと変換することに役立つ」(澤邊 [2013], 265 頁)。換言すれば、「ケース・スタディによって提供され、検討される豊富な(インタビュー対象者によって語られる物語の) 詳細は、新規の理論と創造的な洞察を生み出す可能性を高める」(Cooper and Morgan [2008], p.162. 括弧内一筆者)。監査研究においてインタビュー調査を利用する重要な目的の一つは、監査のあるトピックに関するブラックボックスを開くことにある (Dodgson and Trotman [2022], Power and Gendron [2015])。

歴史的に、監査研究におけるインタビュー・ベースのアプローチは、経験的なアーカイブ・アプローチや実験的アプローチに比べて一般的ではなかった (Dai et al. [2019], McKinnon [1988])。なぜなら、インタビューを用いた定性的研究は、定量的研究との比較において主観的であることや一般化可能性の低さなどの観点から批判を受けることが多く (Kvale [2007], pp.84-85; 訳書, 129 頁), 研究者自身のインタビュー技術や研究手法の修得機会, 実務家へのアクセスや研究デザインの設定, インタビュー情報のコーディング・分析及び執筆時のストーリー構築, 並びに査読プロセスに際して, 様々な困難や障害を伴うためである (Dodgson and Trotman [2022])。しかし近年, 監査研究において, インタビュー手法のような定性的研究は歓迎されはじめている (Malsch and Salterio [2016], Power and Gendron [2015])。日本を含むアジアや米国では, 欧州諸国, オーストラリア, ニュージーランド, カナダに比べ, 定性的研究の蓄積が少ないため (Dai et al. [2019]), 本稿では, 日本の監査実務に焦点を当てたインタビューを実施することで, 先行研究の空白を

埋めることを試みる。

なお, 本稿を含む研究プロジェクトでは, 大手監査法人に所属する公認会計士を対象に, 基本情報の確認からはじめ, WLB, リモートワーク, 人事業績評価及び監査法人の経営理念の4つの視点からインタビュー調査を実施した。38回に渡るインタビュー時間の平均は, 公認会計士が82.4分, 監査アシスタントが57.8分である。そのうち本稿の検討対象である人事業績評価についてインタビューしたパートの平均時間は, 公認会計士が9.8分, 監査アシスタントが6.3分であった⁶⁾。

2. 研究対象, 選定方法及び対象者の属性

インタビュー対象者38名の選定には, 質的研究で最も頻繁に使用されるスノーボールサンプリングの手法を用いた (Biernacki and Waldorf [1981])。筆頭著者は, 大手監査法人で9年間の監査経験 (2020年退職時の職階はマネージャーであり, 監査業務や日本の監査環境に関する深い理解がある) を有する現役会計士である。そのため, 筆頭著者と個人的なつながりのある大手監査法人の知人会計士の中から, 性別, 年齢 (世代) 及び職階の異なる会計士数名をインタビュー対象者として選定し, インタビューを開始した。

対象者の職階別人数及び主要属性とそれらの割合は, 表1に示す通りである。また, 全対象者の匿名情報はAppendixにリスト化した。管理職の割合が高いのは, COVID-19前後の監査法人における働き方の実体験を有しており, 2つのRQsに対する深い洞察が得られると考えたためである。若手スタッフはCOVID-19以降に入社した会計士であることが想定されるため, 比較的勤続年数の長い管理職以上の割合を増やした。なお, ジェンダーや職階を問わ

ず、異なる視点を有する様々な会計士にインタビューすることで、研究の信頼性と比較可能性

向上が期待される (Luo and Malsch [2023], Malsch and Salterio [2016])。

表1 インタビュー対象者 (38名) に関する情報の整理

インタビュー対象者の職階別人数と割合							
管理職 24名 (63.16%)				非管理職 14名 (36.84%)			
職階	人数と割合			職階	人数と割合		
パートナー	7名 (18.42%)			シニアスタッフ	5名 (13.16%)		
シニアマネージャー	7名 (18.42%)			スタッフ	3名 (7.89%)		
マネージャー	10名 (26.32%)			監査アシスタント	6名 (15.79%)		
インタビュー対象者の個人及び職務属性と割合							
項目	詳細	n	%	項目	詳細	n	%
性別	男性	13	34.21%	監査法人	A	24	63.16%
	女性	25	65.79%		B	4	10.53%
年齢	20-29	4	10.53%		C	1	2.63%
	30-39	22	57.89%		D	9	23.68%
	40-49	9	23.68%	勤続年数	1-5	10	26.32%
	50-59	3	7.89%		6-10	10	26.32%
子どもの人数	0	16	42.11%		11-15	9	23.68%
	1	10	26.32%		16-20	6	15.79%
	2	10	26.32%	21+	3	7.89%	
	3	2	5.26%				

3. インタビュー対象者数, 期間及び方法

インタビュー対象者の数に関して, Guest et al. [2006]によれば, インタビュー内容から導出するコーディングノートが飽和点に達して収束するまでに, 12名程度の対象者が必要である。Dai et al. [2019]は, インタビューに基づく研究を多く扱う7つの主要会計ジャーナルにおいて, 2000年から2014年までのインタビュー調査研究410本の平均対象者数が33.2であることを発見した。本稿では, 会計士30名, 監査アシスタント4名に対するインタビューを行った段階で, 対象者の回答に新規性が見

られなくなり, 著者間の同意により飽和点に至ったことが確認された。

会計士と監査アシスタントは, 担当する業務内容や監査業務に関する知識と経験が異なるため, 業務内容に関して一部異なるインタビュー・ガイドを用いた。インタビュー実施期間は, 2022年8月6日から10月20日である。倫理的課題に対処するために, インタビュー対象者にはインタビュー開始前に, インタビューの趣旨や概要, 個人情報取り扱いや守秘義務等に関する, インフォームド・コンセントを実施した (Kvale [2007], Chapter 3)。インタビューは, オンライン会議システムであるZoomを

使用したオンライン形式で実施した。インタビュー内容は録画のうえ、後日学生をアルバイト採用し、著者らの監督のもと書き起こし作業を行った。録画ファイルから書き起こし作業を実施しており、著者らによる書き起こし原稿の見

直し作業を実施することにより、書き起こしファイルの正確性と妥当性は担保されている。インタビュー・ガイドに記載した項目と、インタビュー中に各対象者の回答に応じて個別に行った追加質問項目は、表2に示す通りである。

表2 柔軟な働き方に対する評価のインタビュー項目

インタビュー・ガイドに記載した質問項目
管理職に対する質問（公認会計士）
—柔軟な働き方（リモートワーク等）を採用した会計士に対する評価は、どのような点を重視して行っていますか？
—会計士の柔軟な働き方（リモートワーク等）とパフォーマンスを客観的に評価するために、どのような仕組みがあればよいとお考えでしょうか？
非管理職に対する質問（公認会計士）
—柔軟な働き方（リモートワーク等）と出社では、（あえて言えば）どちらが高く評価されると感じますか？それは、なぜですか？
—監査法人において、柔軟な働き方（リモートワーク等）で実施した業務はどのように評価してもらいたいですか？
非管理職に対する質問（監査アシスタント）公認会計士に対する質問に、以下を追加。
—評価や昇進に関して、お気づきの点がありましたらご教示ください。
インタビュー中に各対象者の回答に応じて個別に行った追加質問項目
管理職に対する質問（公認会計士）
—チームビルディングやコミュニケーション：チームビルディング、チームマネジメント能力及びクライアントリレーションを図るためのコミュニケーションスキル、もしくは監査チームの人材育成スキル・能力は、人事業績評価上、リモートワークの割合が今のようによくても適切に評価できますか？（対象者：#1, 2, 5, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 18, 19, 20, 22, 28）
—コミュニケーションの頻度：リモートワークにおけるコミュニケーションの頻度が少ない会計士に対する人事業績評価は、コミュニケーションの量が多く、相談事項などを多くあげてくる会計士と比べて低くなるのでしょうか？コミュニケーションの減少が、評価を行う際に弊害になると感じたことはありますか？（対象者：#5, 29）
—労働時間：リモートワークにおける作業時間管理は、どのように行っていますか？COVID-19以降、作業時間に対する成果物の品質を詳細に評価するようになったのでしょうか？（対象者：#7, 9, 23）
—労働時間と評価指標：時短により勤務時間を減らす柔軟な働き方を客観的に評価するために、別の評価指針や基準を設けるべきでしょうか？昇進のことを考えたときに、時短勤務

している人は評価されにくかったり、昇進しにくかったりする問題があると認識していますが、時短勤務をしても自分の中で手の空いている時間を使って働いている人は評価がされやすくなってきたなど、何かお気づきの点があれば教えてください。(対象者：#5, 22)

—個性と評価指標：様々な能力や個性を持つ会計士がいる中、一律の評価は難しいと思うのですが、評価する人によってばらつきが生じざるを得ない中、大事にされている評価ポイントは何でしょうか？評価にばらつきが出る点をどのようにお考えでしょうか？(対象者：#6, 13, 21)

—クライアントの難易度：高度な仕事（大規模クライアント）を担当している方が評価に繋がりがやすい背景があるとのことですが、クライアント規模と業務レベルの関連性は、どの程度重視されていますか？また、そのような評価の仕方を不平等に感じることや、評価の難しさを感じることはありませんか？(対象者：#2, 14, 26)

—成果：進捗の報告のタイミングや監査調書を見れば、リモートワークでも評価できるとお考えでしょうか？リモートワークをしている人が対面で働いている人よりも不利な扱いを受けるということはないでしょうか？(対象者：#16, 22)

—成果の標準化：成果物を細分化して標準化する（べき）というのは、どのような意味でしょうか？(対象者：#7)

—(女性の)評価の受け方：産休・育休を取得する女性が昇進する際に、どのような評価目線・基準が必要だと思えますか？現状の評価制度・方法において、不利な評価を受けやすいということはあるですか？「産休・育休後に復帰した女性会計士」で、時間的な制約の面から「難易度の高いクライアントの主査になれなかったり」、「統括主査をできなかったり」した場合、その方は評価されにくくなりますか？(対象者：#1, 9, 11, 14, 26, 27)

—(女性の)昇進：女性管理職比率を上げようとする施策がある中で、女性会計士の方が昇進時により高く評価される、というように見られることはありますか？女性割合に対する外部からのプレッシャーが強くなったと思うのですが、それより前とそれ以降で、女性会計士のマインドセットが変わりつつある、もしくは上昇志向・キャリア志向の女性が増えつつあるという感覚はおありでしょうか？女性活躍推進という言葉を用いて管理職の女性比率を高めようとする中、多様な働き方は制度として整っているし運用面でも問題ないということですが、それを利用したがゆえに起こってしまうマインドセットの変化、キャリアに対するモチベーションの低下、(女性の方が時短や残業なし勤務を選ぶことが多くなるための)ある種諦めのような考え方が出てしまう問題は、どうすれば解決できると思えますか？(対象者：#14, 23, 27)

—(本人の)昇進：(直近で昇進した対象者に対して)何を評価されてストレートで昇進できたと思えますか？今、法人が重点施策として設定した特定の分野にコミットした所が、評価されやすかったという側面もあるとお考えでしょうか？(残業なしという勤務形態をとっている対象者に対し)今の働き方で上の職階への昇進は見えていらっしゃいますか？「能力のある女性は昇進してほしい」という要求があると思えますが、キャリアのゴールをどのように考えていらっしゃいますか？(対象者：#16, 19, 31)

非管理職に対する質問（公認会計士）

—チームビルディングやコミュニケーション:リモートワークでは、自発的にとっているチーム内コミュニケーション（上司への進捗報告、後輩育成、チームマネジメント等）が上司に見えづらくなりますが、それらは適正に人事業績評価に反映されていると感じますか？（対象者：#4, 8, 24, 25, 32）

—上司とのコミュニケーションに対する不安:リモートワークの場合、質問の趣旨がうまく伝えられなかった結果、上司に余計なストレスをかけ、心配を感じさせてしまう可能性があるのではないかと、それが評価に繋がるのではないかと、という心配をされているということでしょうか？（対象者：#3）

—ハイブリットな働き方:リモートワークと対面業務の割合は、どの程度が適切だとお考えでしょうか？同じオンラインで会議をするにしても、顔を見ながら話をするのと、電話のような形で話すのは、業務上の効果が異なるのでしょうか？（対象者：#32）

—フィードバック:上司は、終業報告などの丁寧な進捗報告をチェックしていると思いますか？適宜フィードバックを貰うなどのご経験はないですか？作業結果に対する育成のためのフィードバックはどの程度なされていますか？（自分より下の職階の人に対して、）人事業績評価としてのフィードバックをすることはありますか？（対象者：#4, 17）

—（本人の）昇進:（育休を1年間取得された方に対して）[ご自身は管理職に]昇進したいと考えていますか？（対象者：#8）

非管理職に対する質問（監査アシスタント）

—評価基準の曖昧さ:評価や昇進の基準が曖昧な中、今後、制度化されていく様子がありますか？人事業績評価や待遇面での不満や不安はありますか？（対象者：#33, 34, 36）

—リモートワークの評価基準:リモートワークであっても、出社している時と同じように評価されていると感じますか？（対象者：#37, 38）

—評価に対する不満:（リモートワークの場合、業務上工夫を凝らした点などのアピールをする場がなく、適切に評価されていないように感じるとの回答を受けて）リモートワーク中に、評価者とのチャットを通じて作業内容を説明するなどのアピールをすることは困難でしょうか？監査アシスタントの能力開発と報酬体系が上手く整備されていないという話は、問題意識として持っているのでしょうか？（対象者：#35）

—モチベーションの差:監査アシスタントの中で、モチベーションや仕事に対してどの程度真摯に向き合うかといった、レベル感や価値観が違っていると感じる事はありますか？（対象者：#37）

4. 分析方法

近年、会計学研究において、テキストマイニング手法の発展を背景に、企業が開示するテキスト情報を利用した研究が増加している（Bochkay

et al. [2023], Loughran and McDonald [2016], 金 [2023]）。例えば、日本では、財務報告における財務・非財務情報の拡充を背景に、財務情報の趨勢分析、情報内容の可視化、監査実態を

明らかにする目的で、頻出語の出現頻度や共起ネットワーク図等のテキスト分析を用いた内容分析や(矢澤 [2020], 矢澤 [2022], 矢澤・金・伊藤 [2022]), 経営者交代が有価証券報告書の記述情報の変化に与える影響に関する実証的な分析が行われてきた(金・矢澤・伊藤 [2022])⁽⁶⁾。テキスト分析は、「測定が困難であったために以前は実行不可能であった質問を探求すること」を可能にする(Bochkay et al. [2023], p.767)。

インタビューにより入手した質的なテキストデータには、テキストを量的な尺度に変換するステップが必要である(Loughran and McDonald [2016])。本稿では金 [2023] と同様に、KH Coder (Version 3) を活用し、インタビューで入手した情報を定性的に分析した。分析手順は次の通りである。はじめに、インタビューの音声データをテキストデータに書き起こした。次に、データの欠損値や誤字脱字の修正、カタカナとひらがな表記の統一などのデータ整理を行った。データ整理とともに、表記のゆれ統一として、短縮された表記や同一の意味の言葉について統一するための置換作業を行った。以上の準備作業を経て、本稿では、頻出語の集計、共起ネットワーク図の分析を実施した⁽⁷⁾。

5. 調査結果の信頼性及び客観性の検証

本稿の草稿に対してメンバーチェック (*member checking*, Malsch and Salterio [2016]) を実施した。インタビュー・ベースの研究では、インタビュー対象者に原稿の草稿を共有し、コメントや意見を収集することにより研究の信頼性及客観性を確かめることがあり、このようなメンバーチェックは定性的なアプローチにおいて理に適っている(Malsch and Salterio [2016])。

インタビュー対象者 7 名 (対象者#5, 8, 17, 21, 29, 30, 34, 男性 3 名, 女性 4 名, 3 つの監査法人をカバーしている) に対して草稿を送付し、フィードバックを求めたところ、本稿の検討結果や結論は概ね好意的に受け止められた。また、インタビュー対象者の匿名情報としての記載方法についても満足していることを確認した(Brennan [2022], Ghio et al. [2023])。本稿においてメンバーチェックは、インタビューの実施段階(2022年8月~10月)から論文投稿・改善段階(2024年3月~7月)の乖離や、特定の監査法人に所属する会計士へのインタビューの偏りに対して、論文の信頼性及び客観性を確認するための有効な取り組みである。

V 研究結果

1. パフォーマンス評価における管理職の視点 (RQ 1)

(1) 頻出語の出現頻度

管理職へのインタビューにおける頻出語としては、「評価」「思う」「人」が最上位の 3 語となった。表 3 に上位 100 語を提示する。

(2) 共起ネットワーク図 (管理職) と考察

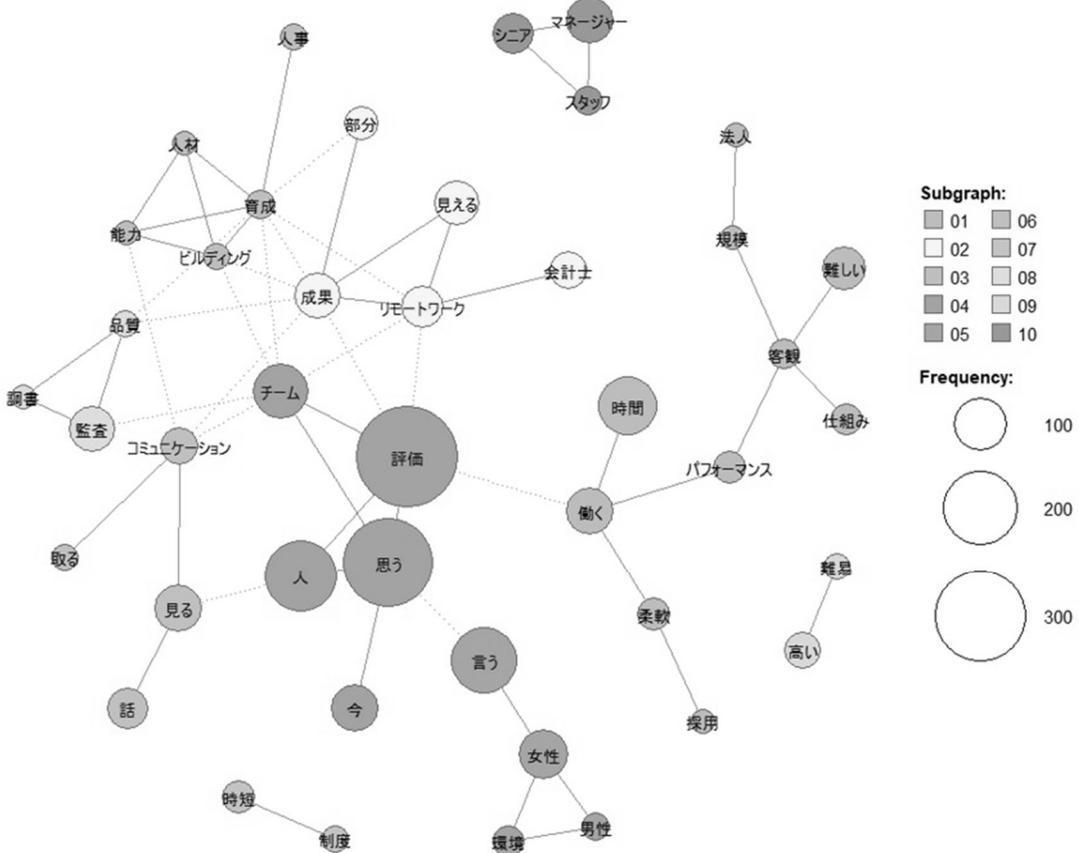
図 1 は、管理職へのインタビュー調査の結果を共起ネットワーク図に示したものである。

共起ネットワーク図からは、柔軟な働き方における「評価」に対して「思う」「今」という主観的かつ即時的な言葉が連係しており(森山 [1992]), 管理職は明文化されたルールよりも現在のタイミングにおいて感覚的に評価自体を捉えていることが示唆される。町田 [2019, 51 頁] は、テキストマイニングへの「インポートの前に「思う」を除外するか残すかの判断」において、「研究課題によっては「思う」の使用状況が分析の重要な手掛かりになる場合も

表3 頻出語の集計（管理職、上位100語）

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
評価	374	コミュニケーション	49	男性	27	勤務	19
思う	288	管理	47	感じる	26	指導	19
人	183	高い	46	品質	26	持つ	19
言う	154	考える	44	人事	25	本当に	19
時間	124	重要	40	多い	25	マインド	18
チーム	109	部分	40	難易	25	使う	18
女性	85	柔軟	38	ビルディング	24	先生	18
見る	79	パフォーマンス	37	ポイント	24	大きい	18
今	78	リモート	37	取る	24	大事	18
働く	78	時短	37	制度	24	エンゲージメント	17
マネージャー	77	仕組み	36	問題	24	下	17
監査	73	環境	35	違う	23	会社	17
成果	73	出る	35	開く	23	指標	17
見える	71	無い	35	影響	21	昇進	17
クライアント	67	良い	34	規模	21	情報	17
難しい	66	上がる	33	採用	21	生産	17
仕事	64	関係	31	人材	21	働き	17
リモートワーク	62	客観	31	調書	21	形	16
話	60	変わる	31	法人	21	考え	16
シニア	59	スタッフ	30	担当	20	貢献	16
感じ	57	育成	30	能力	20	自身	16
業務	55	パートナー	28	必要	20	状況	16
風	54	自分	28	クオリティ	19	他	16
会計士	51	重視	28	タスク	19	意識	15
そうですね	49	意味	27	ピープル	19	育休	15

図1 共起ネットワーク図（管理職）



ある」と指摘している。本稿では「思う」が重要な手掛かりに該当すると考え、評価対象として「思う」を残すこととする⁶⁾。

「評価」からは、「チーム」と「人」が関係している。「チーム」からは人材の育成につながる「ビルディング」や「リモートワーク」が関係し、その先に「成果」が関係している。「成果」と「チーム」については、監査調書の品質を重視していることが読み取れる。一方、「人」については、「見る」ことや「コミュニケーション」を「取る」ことにつながっており、人物の評価には直接的なコミュニケーションが重視されていることが確認できる。さらに、「評価」は「時間」や「パフォーマンス」につながる「働く」という用語に関係しており、柔軟な働き方を評価する基準を逡巡する監査法人の姿が浮かび上がる。以上を踏まえ、大手監査法人に勤務する管理職へのインタビュー調査の内容を、管理職による非管理職の評価、管理職に対する評価の順に分析する。

はじめに、管理職が非管理職を評価する際の視点に関する分析を行う。多くの管理職は働き方にかかわらず、監査調書（成果）の品質、業務の進め方、報告のタイミングを客観的に評価すると回答した（対象者：#1, 2, 5, 7, 9, 12）。一方リモートワーク環境下では、どのように業務を進めているかを評価できないため、業務上、直接コミュニケーションをとることができる部下以外は、業務成果のみにより判断せざるを得ない（対象者：#5）。同時に、部下が現場に長く存在して、管理職とすぐにコミュニケーションをとることができることを重要視する声もあった（対象者：#10）。

[リモートワークでは] 何をやっているかわからない、監査調書でしか判断できないので、その人に対する考え方、その人がどうし

てそうやったのかというのを聞く機会は圧倒的に不足しているのかなと思います。（対象者#5：女性パートナー）

成果物だけで評価するのちょっと違うのかなと個人的に思っていて、いざお願いしたい時にそこにおいて手伝ってくれるとか、（…中略…）評価してあげるべきかなと思っているので（…中略…）何かあればすぐにお願ひできるような人の方が、どうしても評価が高くなってしまふのかなと思っています。（対象者#10：男性マネージャー）

ただし、管理職は部下に存在することだけを求めているのではない。管理職は部下に対して、監査業務をルーティンワークと捉えず、市場のリスクやクライアントの変化を的確に捉え、積極的な思考力を発揮することも求めている（対象者：#20, 27）。また、管理職が非管理職を評価する際、人事業績評価の面談時に本人からのアピールがない事項については、評価の基準には入れていないということであった（対象者：#2）。これは、リモートワーク環境下においては非管理職によるその部下の指導方法や貢献度が見えないためと解釈できる（Tighe [2024]）。このように、人事業績評価や面談の際に、自身のパフォーマンスに関する自己アピールの巧拙が評価の分かれ目になることは（Kornberger et al. [2011]）、リモート環境下においても同様のようである。

続いて、管理職に対する評価（すなわち、シニアマネージャーやマネージャーなどの管理職がパートナーに評価される際の視点）に関する分析を行う。管理職による評価の前提には長時間働く人を高く評価するという慣習がある一方（*e.g.*, Johnson et al. [2008]）、リモートワーク等の柔軟な働き方自体を評価する文化

が根付いていないため、リモートワークを採用した部下が不利な評価につながることを懸念する回答もあった。また、長時間働けることは、監査の難易度が高い大手クライアントを担当することや、監査業務に加え間接業務（例えば、リクルート活動やデジタル化推進等の本部業務）でも活躍することと関連する。日本の監査法人には長時間労働を伴う難易度の高い大規模クライアントの業務に対して高めの人事業績評価を行う慣習があり（対象者：#1, 26）、Anderson-Gough et al. [2024] によるイギリスでのインタビュー結果と整合的である。そのため、入社し対面で長時間業務を行う会計士に比して、出産や育児目的で柔軟な働き方を採用した女性会計士を中心に、長時間労働をできないがゆえに、自らが高い評価を受けられないことを受容せざるを得ないという認識があった（対象者：#1）。

古くから長時間働いた方が正みたいな考え方があると思う（…中略…）[女性は]他の管理職の男性と比べたら、仕事量も少なく、長時間働けないという点で、難しいクライアントを担当させてもらえない。私[自身は]（…中略…）今の働き方がちょうどいいとは思うのですが、人によっては大きなエンゲージメントを担当したいと思っている方もいると思うので、そういう点で女性の会計士については平等じゃない。（…中略…）大きいクライアントの方が評価されやすいと思うので、なかなか我々は評価されない立場ではあるのかなと思っています。（対象者 #1：女性マネージャー）

大規模クライアントを担当する会計士を高く評価する背景には、監査法人の評価基準に能力で評価する仕組みがなく、客観的で公平な評

価を行うための基準も存在していないことが一因にある（Anderson-Gough et al. [2024]、Johnson et al. [2008]）。管理職自身に対する評価においても、監査予算の厳守や男性優位等の多様なバイアスにもとづいてなされるため、入社し対面で長時間労働している管理職と、自宅で柔軟な働き方を採用している管理職では、柔軟な働き方をしている管理職が低く評価される傾向にある。さらに、監査業務だけでは評価されず、間接業務でも活躍しなければ、昇進に向けたアピールができないという文化もあり（Kornberger et al. [2011]）、結果として長時間労働が助長されてしまう。こうした背景から、管理職に対する評価においても、柔軟な働き方を採用している会計士と、入社し、対面で勤務している会計士を切り分けて評価しないと平等ではないという見解もあった（対象者：#5, 9, 11）。

監査法人の人事評価のやり方自体が非常に曖昧なところがありまして、数値化が中々できないのですよね。個人の業務成果がお金に直結するものでもないですし、とても曖昧です。柔軟な働き方を選択しているか否かに関わらず、長時間一生懸命やっているのにまいち評価されない方もいますし、楽そうにやっているのに効率がいいという評価をもらえている方もいますし、曖昧ですね。（対象者#9：女性マネージャー）

しかし、管理職自身が評価される際には、長時間労働や業務成果に偏った評価だけでなく、360°評価による部下からの評価を活用して、指導力や短時間でタスクを完了する効率性についても評価して欲しいという回答もあった（対象者：#1）。つまり、監査法人が出産や育児のタイミングにおいて女性会計士を中心に柔軟

な働き方を推奨し、管理職が柔軟な働き方を取り入れたとしても、監査法人からは業務の難易度や成果のみで評価されるため、時短勤務における効率的な業務遂行力やリモートワーク環境下における指導力の発揮は評価されていないケースもある。

以上の検討の結果、RQ 1 に関して、管理職は、柔軟な働き方（特にリモートワーク）を適用した非管理職に対する評価について、入社した場合と同じと明言しながらも、本心では、ネガティブな影響をもたらす可能性を認識していることが明らかになった。さらに、管理職自

身が評価される側の立場においても、柔軟な働き方を採用した場合に昇進が遅れる（こともやむを得ない）と認識していることが明らかにされた。

2. 管理職からの評価に対する非管理職の視点 (RQ 2)

(1) 頻出語の出現頻度

非管理職へのインタビューにおける頻出語としては、「評価」「思う」「言う」が最上位の3語となった。表4に上位100語を提示する。

表4 頻出語の集計（非管理職，上位100語）

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
評価	138	業務	15	形	9	入る	7
思う	93	残業	15	出す	9	法人	7
言う	71	取る	15	情報	9	良い	7
チーム	43	フィードバック	14	職階	9	Teams	6
時間	41	出る	14	人事	9	コンピューター	6
人	38	エキスパート	13	大事	9	一緒	6
アシスタント	35	顔	13	伝える	9	会議	6
リモート	34	難しい	13	アピール	8	頑張る	6
仕事	34	部分	13	ビルディング	8	研修	6
成果	34	変わる	13	プロセス	8	後藤	6
見る	31	意味	12	考え	8	後輩	6
見える	28	上がる	12	考える	8	作る	6
リモートワーク	27	対面	12	主査	8	伺う	6
今	26	分かる	12	重要	8	持つ	6
入社	26	育成	11	働く	8	上司	6
感じる	25	作業	11	ある程度	7	状況	6
監査	24	実際	11	シニア	7	多い	6
自分	21	柔軟	11	マネジメント	7	知る	6
働き方	19	報告	11	確認	7	伝わる	6
聞く	19	違う	10	関係	7	特に	6
話	19	現場	10	効率	7	貰う	6
スタッフ	18	質問	10	高い	7	インタビュー	5
マネージャー	17	能力	10	今後	7	クライアント	5
コミュニケーション	16	会計士	9	使う	7	モチベーション	5
感じ	15	含める	9	自身	7	一つ	5

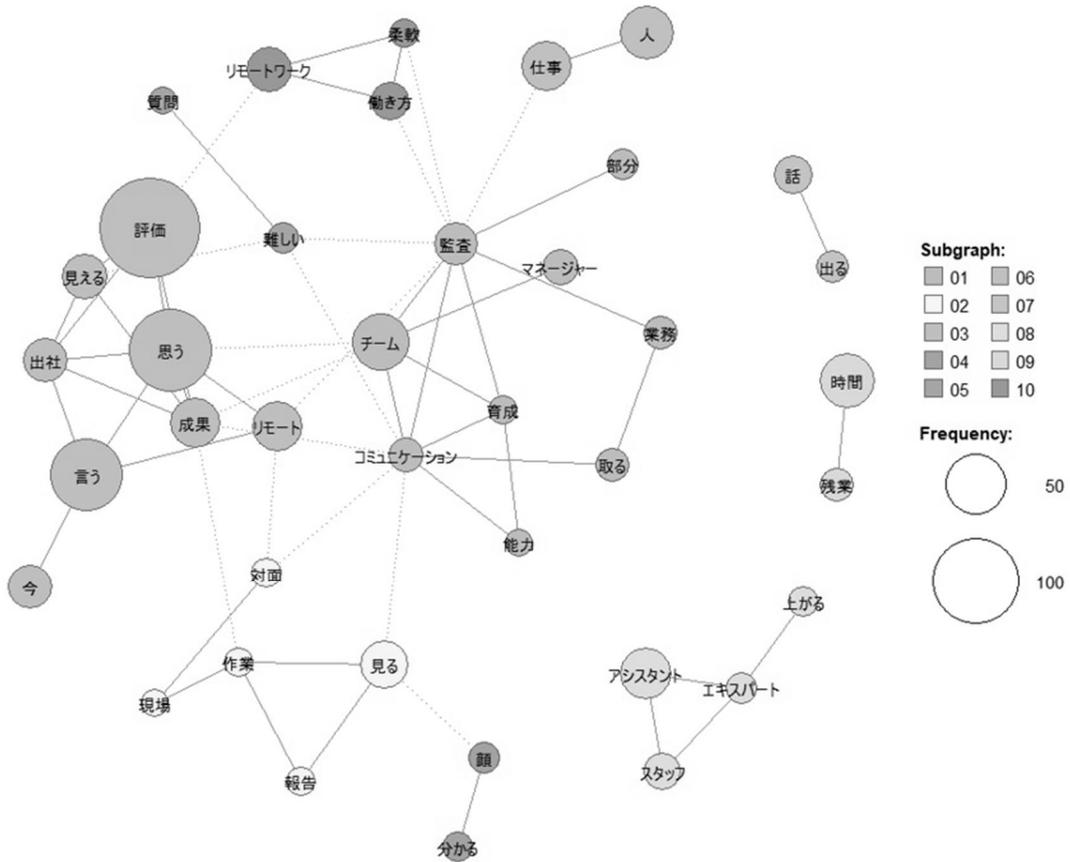
(2) 共起ネットワーク図（非管理職）と考察

図2は非管理職へのインタビュー調査の結果を共起ネットワーク図に示したものである。

共起ネットワーク図からは、柔軟な働き方に

おける「評価」に対してリモートワークの対義的な用語である「入社」「見える」という言葉が連係しており、管理職から成果が直接見えないリモートワーク環境における評価への不安

図2 共起ネットワーク図（非管理職）



が現れている。また、管理職と同様、非管理職においても「評価」に対して「思う」という主観的な言葉が連係しており、明文化されたルールよりも管理職の主観に基づいて評価されているという感覚を持っていることが確認できる。さらに、「成果」「思う」の先には、上司である「マネージャー」や所属する「チーム」における「コミュニケーション」を重視している行動も見取れる。また、現状、管理職へのキャリアパスのない監査アシスタントが、監査アシスタント職における「エキスパート」へと昇進する（「上がる」）ことを意識していることも確認された。この点についても、今後、さらなる活用機会の増加が見込まれる監査アシスタントのモチベーションの維持・向上のために留

意しておく必要がある。

インタビュー調査の結果、多くの非管理職はリモートワークにおける管理職からの評価基準の前提として、対面、リモートを問わず評価基準は同じであることを前提としながら、上司である管理職の評価基準を疑い、対面で出社した方が、正当に評価されると考えていた。つまり、非管理職と管理職の間には、人事業績評価に関する視点や認識に関する相違（ギャップ）の存在が確認できる（対象者：#3, 4, 17, 24, 25, 30, 33, 34, 36, 38）。さらに、リモートワーク環境下において、被評価者からは、作業に対するレビュープロセス（フィードバック）の遅れに対する不満も示された（対象者：#17, 33）。このようなレビュープロセスの遅れは、非管理

職のスキルアップや学習機会の欠如につながるため、人事業績評価にとって重要な問題といえる (Tighe [2024])。

リモートワークのときと違って簡潔な文章でチャットを送ってしまうので結果的に何が聞きたいのかわからない (…中略…) と [上司に] 言われたので、やっぱり出社の方が言葉で質問することができるので簡潔ではない分、何が聞きたいかがわかるっていうのと、今どこに本人がいるかがわかるから評価しやすいっていうのは言われましたね。(対象者#3：女性スタッフ)

やはり出社したときの方が [高く] 評価されると思います。(…中略…)「この期限までにこれをしてください」という形で、結果的にはそれぞれがある程度の成果物を作らないといけないのですけれども、(…中略…) 出社して、一緒に作業して「今日、どうだったの?」というコミュニケーションをとれる出社の形がより適しているのかな、と思っています。(対象者#4：女性シニアスタッフ)

[成果物へのフィードバックについて] 後で報告を見ておくという返事がほとんどで、数週間後、数ヶ月後にコメントという形で、「ここ直して下さい」というのがあります。(…中略…) 記憶が新しい内にフィードバックが送られて来ることはないです。(…中略…) [後輩から同様のレビュー依頼が来た際には、私も] 同じく放置しています。(対象者#17：女性スタッフ)

管理職が、非管理職からのこまめなコミュニケーションを疎ましがることがある一方、報告を怠ったと非難することもある。非管理職は、

リスクを回避するためには、管理職に対するアピールが欠かせないと考えており (対象者:#8, 35, 38), Delfino and van der Kolk [2021] によるイタリアの会計士を対象とした調査結果と整合的である。管理職からの人事制度上のカウンセリングやフィードバックは仕組み上存在するが、四半期に1度程度であるため、非管理職の不安を払拭しきれてはいないのが現状である (正式なフィードバックを適時に行うことの重要性については、Westermann et al. [2015] を参照)。非管理職からは、制度上のフィードバックについても、人間関係の深さに応じて評価結果や評価に対する納得感が異なるという回答もあった (対象者:#17, 24, 35)。この点については、Anderson-Gough et al. [2024] においても同様の指摘がなされている。

結果として、非管理職は、リモートワーク環境では管理職から直接、業務中の姿を見てもらえないため、成果物しか評価の対象にならないことに不安を抱いているようである。つまり、非管理職は、管理職が業務プロセスやチームビルディング等を評価してくれないのではないかと懸念を持ち、業務外のコミュニケーションも取れ、プロセスが重視されやすい対面環境の方がよい評価を受けやすいと考えるに至っていることが示唆される。

以上要するに、RQ 2 に関しては、非管理職は柔軟な働き方 (特にリモートワーク) を適用することで、管理職から受ける人事業績評価にネガティブな影響がもたらされていると認識していることが明らかになった。その理由として、非管理職は、リモートワークの環境では、管理職とこまめなコミュニケーションが取り難しく、目が届きにくいため不利であると感じており、上司の目の届く対面環境の方が、上司から高く評価されると、非公式かつ慣習的に捉え

ていることが考えられる (Delfino and van der Kolk [2021], Tighe [2024] 参照)。

なお、監査業務においては、監査アシスタントのみならず、リモートワークを行う会計士を遠隔から支える集中業務センターの役割も重要である⁹⁾。特に管理職へのインタビュー調査では、多忙な業務の分散のため、監査アシスタントや集中業務センターの活用の強化を訴える回答が多くあった。なお、大手監査法人の監査アシスタントはほぼ女性であり、インタビューにおいても男性監査アシスタントの存在を認識している対象者はいなかった。監査アシスタントは、(監査アシスタント職における)昇進基準、報酬体系及び能力開発に関する情報やその運用が曖昧であると感じているとともに、待遇が変わらないにもかかわらず能力の向上を求められることに対して少なからず不満を持っていることも、監査法人にとっては無視できない問題であると考えられる(対象者：#33, 34, 35, 36, 37, 38)。

アシスタントの業務の拡大に貢献して欲しいと言われていて、簿記の取得から始まって資格を取ったりした上で、研修とかで何単位以上取ったりすると一時的に評価に反映させるようにしますというアナウンスが出たのですが、(…中略…)資格取得したり研修で単位を取っていったりってずっと継続する事なのに、それに対しての評価だったり報酬と言うのが一時的なものでしかないという話が出て、それってずっと続けるものなのに、なんで評価とか報酬への反映は一時的なものなんだろうなっていう疑問はありますね。(対象者#35：女性監査アシスタント)

VI ディスカッション

1. 大手監査法人の現状と課題

大手監査法人で勤務する管理職と非管理職はともに、柔軟な働き方(リモートワーク)を実践した場合、性別を問わず、ネガティブな人事業績評価を受けるという認識で共通していた。多くの管理職は建前として、働き方にかかわらず、業務成果の品質、業務の進め方、報告のタイミングに対して(ポジティブに)評価していると回答し、明文化されたルールを優先していることを主張した。本インタビューでは、主として監査法人における人事業績評価に対する現状、個人の意見及び感じ方を質問したため、インタビュー対象者の回答においては思うという単語がキーワードになる。インタビューの結果、管理職と非管理職の双方から、人事業績評価における主観性を課題として指摘する声が多く得られた。つまり、大手監査法人では、管理職が客観性よりも主観性を重視した評価を優先し、非管理職もこれを甘受しているため、多様なバイアスを前提とした主観的な評価が常態化していることが示唆されている。

主観性にもとづく人事業績評価が優先される大手監査法人では、高く評価される働き方の規範として、出社すること、上司から見える位置に存在し上司の要望にすぐ応えられること、が暗黙的に固定概念として定着している(Buchheit et al. [2016], Delfino and van der Kolk [2021])。このことは、AWAsの適用が、出社・対面・フルタイムの伝統的な職場文化と矛盾するためキャリアの成功を阻害すると考えられていた時代から(Cohen and Single [2001], Johnson et al. [2008])、近年においても大きな変化が見られないことを意味するのかもしれない。大手監査法人では、COVID-19という不測の事態において、即時にリモートワークを取り入れ、

(表面的には)柔軟な働き方の価値を認める態度を示した。しかし実際、大手監査法人には古い労働環境や組織文化が残存し、その結果が主観的な人事業績評価にも反映されている。そのため、現状、リモートワークの実践を通じて、新たな文化や価値観を定着させるところにまでは至らなかったことが示唆されている。

2. 欧米諸国との共通点

以上を敷衍して捉えれば、大手監査法人の特徴に関して、欧米諸国の先行研究との共通点を見出すことができる。第1の共通点は、入職時点で男女比が同等である欧米諸国の監査法人と同様に、大手監査法人にも(女性会計士には)ガラスの天井が存在することである。第2の共通点は、女性会計士の人事業績評価にはジェンダー・バイアスが含まれやすい点である。大手監査法人においては、基本的に上層部は男性が

支配的な状況にあることや、アシスタント業務を女性が行うことが常態化している。これらの共通点は、出産や子育ての機会を経てリモートワークを採用する女性会計士に対する人事業績評価において、不利に働くバイアスとなりうる。

3. 人事業績評価方法の客観的精緻化の必要性

インタビューに対する回答から、会計士のパフォーマンスを客観的に評価する仕組みに関して、複数の重要と思われるコードが導出された。表5は、大手監査法人において、より客観性を高めた精緻な人事業績評価を行えるようになるために必要な仕組みを構築するヒントとなりうる会計士の主張(発言)をまとめたものである。

表5 人事業績評価方法改善に関する会計士の主張

これからの人事業績評価に必要な仕組み	管理職	非管理職
1. 客観性の向上		
長時間勤務ではなく労働生産性で客観的に評価するための仕組みの構築	#1, 7, 15	
時間あたり成果物の客観的な見える化(作業時間の集計が個人の報告ベースになっていることから、結局、かかった時間の多寡にかかわらず成果物のクオリティのみで評価する慣習になっている点の是正が必要)	#19, 20, 21, 26	
複数の評価者からの評価を総合し、他の被評価者(同じ職階の会計士等)の評価(パフォーマンス)と客観的に比較するための仕組みを構築	#10, 28, 29	
職階に応じた客観的かつ明瞭な到達目標の設定	#2	
2. 平等かつ公平な評価を行うための基準の明確化		
クライアントの規模や複雑性(高度さ)などに応じた難易度の客観的反映(大規模クライアントの担当=高評価になっている慣習の是正)	#2, 26, 27, 31	
最初のアサイン次第でキャリアがある程度決まってしまう不公平さの是正	#26, 27	
3. 監査品質以外に求められるスキルの評価		
職階別に求められる能力やスキル(コミュニケーション、チームビルディング、人材育成力及びマインドセット)などの評価項目の細分化・精緻化	#2	

職階別に求められる能力やスキル（同上）などの評価項目に関して、主観的評価にならないようにするための評価基準明確化、及び数値化可能な評価項目の設置	#9, 12, 18, 20	#4, 8, 17, 24
職階別に求められる能力やスキル（同上）などの人材面を評価するために、後輩からの評価（視点）も参考にすること	#1, 6, 10, 13	
リクルート活動やデジタル化推進等の間接業務の評価基準明確化	#1, 31	
4. AWAs の適用に関する平等かつ公平な評価を行うための指針		
AWAs を適用している会計士の評価方針の見える化	#5	
AWAs を適用している会計士を長時間勤務ではなく生産性などのパフォーマンス面で評価する仕組みの構築	#5, 9, 11	
AWAs を適用している会計士に対する将来的なポテンシャルの評価（パートナー昇進を見据えた未来志向の評価）	#11, 23	
リモートワーク時に見えづらい業務内容やプロセスを個人的関係性に基づくバイアスにより評価しないための仕組み	#7	
リモートワークでは見えづらい積極性（チャレンジの姿勢）、主体性、報告・連絡・相談（ホウレンソウ）などのコミュニケーション能力、前年踏襲ではなく考えながら仕事に取り組んでいるかどうかなどの監査プロセスの評価項目設定	#20, 27, 28	#4, 8, 24, 25, 30

本稿の検討結果や表 5 を踏まえれば、大手監査法人では将来的に次のような人事業績評価の方法を開発・導入することを検討する余地があるように思われる。具体的には、第 1 に、職階別に身に着けておく必要のあるスキルを、大分類（例えば、監査品質、コミュニケーションスキル、チームビルディング、人材育成、マインドセットなど）に分ける。第 2 に、監査品質（大分類）を、中分類（例えば、監査調書の品質、監査調書の効率的な作成、重要な検討課題への対処、クライアント相談対応、監査品質に特化した後輩指導・育成など）に細分化する。第 3 に、監査調書の品質（中分類）を、小分類（例えば、会計基準に照らした検討、検討の正確性、検討の網羅性、直近の状況を考慮した検討、文書化スキルなど）に細分化するとともに、

小分類に対して明示された評価基準（例えば、5 点満点で数値化する等）に沿って評点を付与する。

人事業績評価をより精緻に行おうとすれば、人事業績評価にかかる時間（工数）は増加することが想定される。しかし、大手監査法人にとって最も重要な財産である会計士の人事業績評価に対する不満や不公平感を軽減できれば、組織としては大きな前進になるはずである。さらに重要なこととして、会計士は監査法人が求める能力やスキルの職階に応じたレベルを客観的に理解できるようになる。結果として会計士は、適時・適切なフィードバックを受けることで、自身の能力開発やスキル向上、会計士としての成長にとって重要な学びの機会を享受できることになる (Westermann et al.[2015])。

VII おわりに

本稿では、大手監査法人のリモートワーク環境における人事業績評価において、管理職と非管理職の間に、葛藤や矛盾を含む緊張関係が存在していることが明らかにされた。具体的には、日本の会計士にも、先行研究の結果と同様に、オフィスにおける可視性や、上司の要求に対して即時対応できる柔軟性を欠いた長時間労働をできることが高い評価を受けるという共通認識が認められた (Delfino and van der Kolk [2021], 松原 [2019])。本稿の結果は、大手監査法人において、人とのつながり及びコミュニケーションの適時性が重視される風土が根付いており、(これ自体は監査環境においてポジティブな側面も有する一方で) そのような風土や価値観が管理職世代を中心に残存しているため、柔軟性を欠いた長時間労働が評価されやすい状況が継続していることを示唆している。さらに、監査法人の人事業績評価には、WLBの重視やAWAsの適用といった価値観や働き方の多様化との関連において、ジェンダー・バイアスが依然として残存していることも明らかになった。

本稿の貢献は、大手監査法人の人事業績評価に対する現役会計士の経験から認められる葛藤や矛盾を含む緊張状態を、日本の監査環境を対象として浮き彫りにしたことである。監査法人にとって最大の資産たる会計士に加えて、いまや監査チームにとってなくてはならない監査アシスタントがどのように評価されるかという問題は、会計士個人の昇進や昇給のみならず、担当クライアントの割当等の監査チームの構成にまで影響を及ぼすため、経営上重要な論点である。人事業績評価に代表される「フィードバックの重要な要素の一つは、パフォーマンスの質を正確に反映すること」であるにもかか

わらず (Westermann et al. [2015], p.891), 大手監査法人では、長時間労働による貢献感、勤務状況が見えるか否か、個人的な人間関係のよし悪しや抽象的な印象といった評価者による主観を、人事業績評価から排除しきれていない状況が一部において継続している。本稿の結果は、大手監査法人において、主観性を極力排除することで客観的な比較可能性を高め、管理職・非管理職ともに納得感が得られ、会計士としての成長に繋げることのできる人事業績評価ツールの開発及び実践の必要性を示唆している。その結果として、多様な価値観や働き方を本当の意味で受容できる組織風土や労働環境が、これまで以上に醸成されていくはずである。

本稿には、以下3点の限界が残されている。第1に、本稿の結果は定性的なインタビュー調査によるものであるため、日本の監査法人に所属する会計士の考え方や人事業績評価を巡る諸問題を代表するものではない可能性がある。第2に、人事業績評価に存在する緊張関係は離職率に悪影響を及ぼしうるが、離職率や職務満足度にどのような影響が生じているかまでは明らかにできていない。第3に、インタビュー対象者の選定やインタビュー結果の解釈には、様々なバイアスが含まれてしまう可能性がある。事実、インタビュー対象者が特定の監査法人に偏っていることから、各監査法人における人事業績評価制度や慣習上の相違の有無を十分に考慮しきれていない可能性を認めなければならない。ただし筆者らは、対象者の選定からインタビュー結果の解釈までをチームで繰り返し議論し、インタビュー対象者の生の声が伝わるよう発言を忠実に引用することにより研究の透明性向上を追求し、さらには論文の草稿に対するメンバーチェックを実施することにより、本研究の信頼性と客観性向上に対して

できる限りの対処を行うことができたと考えている。

さらに、次の4点については、将来的な研究発展のためのさらなる機会を提供するだろう。第1に、本稿の主題である監査法人の人事業績評価は、管理会計領域で議論される個人のキャリア形成や相対的業績評価との関連において、さらなる発展可能性がある(太田[2021])。第2に、大手監査法人が詳細かつ細分化された人事業績評価の実施を検討するにあたり、人事業績評価にかかる時間(工数)の増加が想定されるが、その結果として会計士の人事業績評価に対する満足度や育成にどのような影響が生じるのかについては、さらなる検討が必要になるだろう。今後、本稿の定性的な調査を補い、発展させるためには、アンケート調査に基づく定量的な調査による結論の一般化や、離職率及び職務満足度、並びに監査品質に対する影響の解明が重要である。第3に、本稿では欧米諸国と日本の監査環境における共通点を見出すことができた半面、相違点(日本特有の事情の有無)にまでは言及できなかった。例えば、後知恵バイアスの人事業績評価への影響を実験により明らかにしたBuchheit et al. [2009]のように日本の監査環境をテーマとした実験研究を行うことや、日本と他国の会計士を直接比較する研究により、欧米諸国と日本の相違点を探索することは有意義である。第4に、本稿のような質的研究手法においては、grounded theory (Glaser and Strauss [1967])アプローチに基づく理論の構築も期待されるため、将来的な研究課題としたい。

30年以上議論され続けてきた会計学のダイバーシティ研究には(Ghio et al. [2024], Haynes [2017], Hooks [1992], Hopwood [1987]), 多くの課題が山積し、変革が求められ続けている。これは、2024年に *Accounting Horizons*

(Volume 38, Issue 1)で「多様性、公正性、受容性、そして帰属性: 真の結果につながる実践問題」⁽¹⁰⁾の特集が組まれたことや、会計学におけるダイバーシティ研究が近年増加し続けていることから明らかである(Ghio et al. [2024])。Garnier et al. [2024]が男性育児休暇取得の難しさを新しく指摘したように、AWAsの適用や家庭生活とキャリアアップの間に存在する人事業績評価に関連する葛藤は、ダイバーシティの議論を道徳的な要請から戦略的行動へと変革する必要性を浮き彫りにした(Brown-Liburud et al. [2024])。日本の会計・監査実務と会計学研究において、実務家と研究者がよりよい社会の構築を目指すための社会的責任を正面から捉え、相互の協力関係を築きながら前進していくことが引き続き求められている。

注

- (1) 日本の大手監査法人(一般に、EY新日本有限責任監査法人、PwC Japan有限責任監査法人、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツの4法人を指す。日本語読みの五十音順に列挙。)はそれぞれ、Big 4の一角であるErnst & Young(EY)、PricewaterhouseCoopers (PwC)、KPMG、Deloitte Touche Tohmatsu (Deloitte)と業務提携関係にある。本稿では、日本の4法人を総称して大手監査法人と表現し、大手監査法人を含む国際的な大規模会計事務所を総称してBig 4と表現する。
- (2) AWAsは、WLBの取り組みとして代表的であり、フレックスタイム、在宅勤務(リモートワーク)、パートタイム・スケジュール、休職などを含む(Johnson et al. [2008])。AWAsに関しては、日本の監査法人では産休や育休、中抜け勤務も含めて議論されることが多く、リモートワークは2020年のCOVID-19以降、急速に普及した。
- (3) 監査アシスタントは、「公認会計士等の財務諸表監査に関連する資格を有さない職員」を指す(公認会計士・監査審査会 [2023], p.17)。なお、半構造化インタビューとは、「どのインタビューでも取り上げる共通の質問項目を一定数設けるとともに、インタビュアーが問いを自由に

投げかけることができる」インタビュー手法である(野村[2017], 145頁)。半構造化インタビューでは、インタビュアーがインタビュー対象者の回答を受けて、ストーリーがさらに展開するように柔軟な追加質問を行うことで、ストーリーの構造化を支援することが可能になる(Kvale[2007], p.74, 訳書, 111頁)。

(4) 後知恵バイアスとは、対象となる意思決定のパフォーマンスに対する評価が、その後の結果に影響されてしまう場合に発生するバイアスである(Buchheit et al.[2009], Fischhoff[1975])。

(5) インタビュー時間については、インタビュー対象者ごとのインタビュー時間を記録した後に、秒数を切り捨てて分単位の平均値を算出し、当該平均値に対して小数点以下第2位を切り捨てて分単位表示とした。本稿は、インタビュー書き起こし記録から、人事業績評価に関連する部分を抜粋してテキスト分析を行い、インタビュー全体を踏まえた検討結果についてまとめたものである。

なお、インタビュー調査における論文執筆時の困難の一つとして、ジャーナルの字数制限が挙げられる。なぜなら、インタビュー研究では、文章による詳細な記述やインタビュー対象者の発言の引用が必要であり、調査結果が表で要約される多くの定量的研究と比べて文字数が多くなるためである(Dai et al.[2019], Dodgson and Trotman[2022])。例えばBrennan[2022, p.402]は、ジャーナルの字数制限によりインタビュー研究の多くが引用の選択と表現に関する詳細な情報を提供することの難しさに言及し、インタビュー研究では文章表現の「豊かさ」と簡潔さ、頑健性と明瞭性の間で、現実的にトレードオフが余儀なくされる」と述べている。また、Dodgson and Trotman[2022, p.111]は、本稿のような論文の紙幅調整のために、当初の研究プロジェクトを分割して論文化することにより、論文執筆上の困難に対処した事例を紹介している。

(6) テキスト分析は、会計学研究においては比較的新しい分野である(Loughran and McDonald[2016])。会計学研究におけるテキスト分析は、一般的に、ターゲットフレーズ、開示情報のセンチメント、文書の可読性や類似性、将来予測情報及びトピックを測定するために用いられてきた(Bochkay et al.[2023], Loughran and McDonald[2016])。例えば、2000年代以降、テキスト分析は、有価証券報告書の定性情報を用いた倒産企業の予測に活用された(e.g., Shirata and Sakagami[2008])。近年、日本でも、有価証券報告書の記述内容や(e.g., 金・矢澤・伊藤[2022], 矢澤・金・伊藤[2022])、

監査実務上注目度の高い監査上の主要な検討事項(Key Audit Matters: KAM)を題材に(e.g., 矢澤[2022])、テキスト分析が行われている(矢澤[2020])。さらに、機械学習やディープラーニングなどのテクノロジーの進化により、会計学研究におけるテキスト分析の今後の発展が期待されている(Bochkay et al.[2023])。

(7) Loughran and McDonald[2016]は、テキスト分析を用いる研究において、透明性と再現性を注意深く考慮することの重要性を強調している。したがって、以下では、本稿におけるKH Coderを用いた分析プロセスを詳細に説明する。KH Coderを用いた共起ネットワーク分析については、品詞による語の取捨選択(名詞、サ変名詞、形容動詞、固有名詞、組織名、人名、地名、ナイ形容、副詞可能、未知語、タグ、感動詞、動詞、形容詞、副詞)、強制抽出語なし、排除語：インタビュー時の同意語(「そうですね」、「はい」)、同義語は未調整(KH Coderによる調整のみ)、描画する共起関係(edge)の選択：Jaccard/上位60語とし係数を標準化する、最小出現数は管理職20/非管理職12(差異はインタビュー数の違いによる調整)とした。なお、インタビュアーがインタビュー対象者の意見を代弁している箇所があり、分析結果の調整として一部限定的にインタビュアーの発言も分析対象とした。分析上、意味を持たないと考えられる語については、前処理の段階にて使用しない語(年、月、面、前、結構)に指定し、事前に排除した。一部の語彙の揺らぎの統一については、投入前のデータにおいて調整を行った(例：「話」・「お話」→「話」に統一、「出来る」→「できる」に統一)。さらに、重要なキーワードについては、語が分散しないよう、強制抽出語として設定した(例：「リモートワーク」、「働き方」、「時短制度」)。

(8) 森山[1992, 113頁]は、「と思う」の基本的意味を「個人情報表示」とまとめたうえで、文末思考動詞として用いられる2つの用法、すなわち「不確実表示用法」と「主観明示用法」を指摘した。「不確実表示用法」は、話し手が何らかの状況を「不確実なものとして表現する」場合に用いられ(106頁)、「主観明示用法」は、話し手にとって「個人的な意見を個人的なものとして明示」する場合に用いられる(111頁)。

本稿では、人事業績評価という、監査法人に評価を託された評価者(管理職・上司)が被評価者(非管理職・部下)を公平かつ客観的な視点から評価することが求められる業務を検討対象としている。そのため、人事業績評価には、森山[1992]の援用により町田[2019, 50頁]が示した通り、「思う」という「真偽が不確実」

もしくは「個人的意見や希望・意向など主観的情報」にもとづく用語が使用される余地のないことが、評価者、被評価者ともに期待される。また、本稿のインタビュー調査においても、多くの管理職は働き方にかかわらず、監査調書(成果)の品質、業務の進め方、報告のタイミングを客観的に評価すると回答(対象者:#1, 2, 5, 7, 9, 12)しているため、本来「思う」という用語が多用される余地は少ないと考えられる。

しかし、インタビューの中では、客観的であるべき評価環境においてリモートワークという評価者から被評価者が直接見えない状況が加わることで、客観性が揺らぎ、評価者・被評価者双方において、「真偽が不確実」で「個人的意見や希望・意向などの主観的情報」が介入する余地が生じていた。本稿では、評価が客観性を重視すべき行為であるからこそ、町田 [2019, 51頁] が示す通り、テキストマイニングへの「インポートの前に「思う」を除外するか残すかの判断」において、「「思う」の使用状況が分析の重要な手掛かりになる場合」に該当すると考えられる。したがって、本稿では、リモートワーク環境によって評価という業務に「真偽が不確実」で「個人的意見や希望・意向など主観的情報」が入り込む余地が生じたことを示すために「思う」を分析の対象とした。実際、本稿で引用したインタビュー対象者の発言には、森山 [1992] や町田 [2019] が整理した「文末思考動詞」の「思う」が複数含まれているため下線にて明示する。

- (9) 集中業務センターとは、大手監査法人によって、デリバリーセンターやデリバリーサービスセンターなどと呼ばれ、監査業務のうち、専門的な判断を必要としない基礎的なデータ入力や確認作業、並びに機械的で標準化できる作業を担当する部署を指す。
- (10) 原題 (Diversity, Equity, Inclusion and Belonging: Practice Problems of Real Consequence) を翻訳した。

参考文献

- Anderson-Gough, F., C. Edgley, K. Robson, and N. Sharma [2024], “Diversity and the evaluation of talent in the accounting profession: The enigma of merit”, *Accounting Horizons*, Vol. 38, No. 1, pp. 27-37.
- Anderson-Gough, F., C. Grey, and K. Robson [2005], ““Helping them to forget..”: The organizational embedding of gender relations in public audit firms”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 30, Issue 5, pp. 469-490.
- Bailey, C. D., D. W. Dalton, N. L. Harp, and Jr. T. J. Phillips [2024], “Socializing remote newcomers in public accounting: Challenges and best practices from the perspective of experienced Big 4 professionals”, *Accounting Horizons*, Vol. 38, No. 2, pp. 27-43.
- Barker, P. C., and K. Monks [1998], “Irish women accountants and career progression: A research note”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 23, Issue 8, pp. 813-823.
- Biernacki, P., and D. Waldorf [1981], “Snowball sampling: Problems and techniques of chain referral sampling”, *Sociological Methods & Research*, Vol. 10, Issue 2, pp. 141-163.
- Bochkay, K., S. V. Brown, A. J. Leone, and J. W. Tucker [2023], “Textual analysis in accounting: What’s next?”, *Contemporary Accounting Research*, Vol. 40, Issue 2, pp. 765-805.
- Bol, J. C. [2011], “The determinants and performance effects of managers’ performance evaluation biases”, *The Accounting Review*, Vol. 86, No. 5, pp. 1549-1575.
- Brennan, N. M. [2022], “Methodological insights: Interview quotations in accounting research”, *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol. 35, No. 9, pp. 382-411.
- Broadbent, J., and L. Kirkham [2008], “Glass ceilings, glass cliffs or new worlds? Revisiting gender and accounting”, *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 21, No. 4, pp. 465-473.
- Brown-Liburd, H. L., A. Ghio, and A. A. Roberts [2024], “Diversity, equity, inclusion and belonging: Practice problems of real consequence”, *Accounting Horizons*, Vol. 38, No. 1, pp. 1-5.
- Buchheit, S., D. W. Dalton, N. L. Harp, and C. W. Hollingsworth [2016], “A contemporary analysis of accounting professionals’ work-life balance”, *Accounting Horizons*, Vol. 30, No. 1, pp. 41-62.
- Buchheit, S., W. R. Pasewark, and J. R. Strawser [2009], “A comparison of auditor and non-auditor performance evaluations: Are accountants harsh critics?”, *Managerial Auditing Journal*, Vol. 24, No. 1, pp. 22-38.
- Charalampous, M., C. A. Grant, C. Tramontano, and E. Michailidis [2019], “Systematically reviewing remote e-workers’ well-being at work: A multidimensional approach”, *European Journal of Work and Organizational Psychology*, Vol. 28, Issue 1, pp. 51-73.
- Cohen, J. R., and L. E. Single [2001], “An examination of the perceived impact of flexible work arrangements on professional opportunities in public accounting”, *Journal of Business Ethics*, Vol. 32, pp. 317-328.
- Cohen, J. R., D. W. Dalton, L. L. Holder-Webb,

- and J. J. McMillan [2020], “An analysis of glass ceiling perceptions in the accounting profession”, *Journal of Business Ethics*, Vol. 164, pp. 17-38.
- Cooper, D. J. and W. Morgan [2008], “Case study research in accounting”, *Accounting Horizons*, Vol. 22, No. 2, pp. 159-178.
- Dai, N. T., C. Free, and Y. Gendron [2019], “Interview-based research in accounting 2000-2014: Informal norms, translation and vibrancy”, *Management Accounting Research*, Vol. 42, pp. 26-38.
- Dambrin, C., and C. Lambert [2008], “Mothering or auditing? The case of two Big Four in France”, *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol. 21, No. 4, pp. 474-506.
- Delfino, G. F. and B. van der Kolk [2021], “Remote working, management control changes and employee responses during the COVID-19 crisis”, *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 34, No. 6, pp. 1376-1387.
- Dodgson, M. K., and A. J. Trotman [2022], “Lessons learned: Challenges when conducting interview-based research in auditing and methods of coping”, *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 41, No. 1, pp. 101-113.
- Feldman, J. M. [1981], “Beyond attribution theory: Cognitive processes in performance appraisal”, *Journal of Applied Psychology*, Vol. 66, No. 2, pp. 127-148.
- Fischhoff, B. [1975], “Hindsight is not equal to foresight: The effect of outcome knowledge on judgment under uncertainty”, *Journal of Experimental Psychology: Human Perception and Performance*, Vol. 1, No. 3, pp. 288-299.
- Garnier, C., C. Mangen, and E. Nortier [2024], “Men’s experiences of paternity leaves in accounting firms”, *Accounting Horizons*, Vol. 38, No. 1, pp. 79-93.
- Ghio, A., C. Moulang, and Y. Gendron [2023], “Always feeling behind: Women auditors’ experiences during COVID-19”, *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 42, No. 3, pp. 137-154.
- Ghio, A., Z. Occhipinti, and R. Verona [2024], “The consideration of diversity in the accounting literature: A systematic literature review”, *European Accounting Review*, Vol. 33, Issue 5, pp. 1667-1691.
- Glaser, B. G., and A. L. Strauss [1967], *The discovery of grounded theory: Strategies for qualitative research*. Routledge, London and New York. (後藤隆・大出春江・水野節夫訳 [1996] 『データ対話型理論の発見—調査からいかに理論をうみだすか—』新曜社。)
- Grant, C. A., L. M. Wallace, and P. C. Spurgeon [2013], “An exploration of the psychological factors affecting remote e-worker’s job effectiveness, well-being and work-life balance”, *Employee Relations*, Vol. 35, No. 5, pp. 527-546.
- Guest, G., A. Bunce, and L. Johnson [2006], “How many interviews are enough? An experiment with data saturation and variability”, *Field Methods*, Vol. 18, Issue 1, pp. 59-82.
- Haynes, K. [2017], “Accounting as gendering and gendered: A review of 25 years of critical accounting research on gender”, *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 43, pp. 110-124.
- Hooks, K. L. [1992], “Gender effects and labor supply in public accounting: An agenda of research issues”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 17, Issue 3-4, pp. 343-366.
- Hopwood, A. G. [1987], “Accounting and gender: An introduction”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 12, No. 1, pp. 65-69.
- Hossain, S., K. Yazawa, and G. S. Monroe [2017], “The relationship between audit team composition, audit fees, and quality”, *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 36, No. 3, pp. 115-135.
- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB) [2014], *A framework for audit quality: Key elements that create an environment for audit quality*, February.
- Jenkins, J. G., T. M. Loraas, and J. D. Stanley [2024], “Auditors’ remote work experiences during the early days of the COVID-19 pandemic and implications going forward”, *Accounting Horizons*, Vol. 38, No. 4, pp. 123-135.
- Johnson, E. N., D. J. Lowe, and P. M. Reckers [2008], “Alternative work arrangements and perceived career success: Current evidence from the big four firms in the US”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 33, Issue 1, pp. 48-72.
- Kaplan, S. E., and P. M. Reckers [1985], “An examination of auditor performance evaluation”, *The Accounting Review*, Vol. 60, No. 3, pp. 477-487.
- Khavis, J. A. and J. Krishnan [2021], “Employee satisfaction and work-life balance in accounting firms and audit quality”, *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 40, No. 2, pp. 161-192.
- Komori, N. [2008], “Towards the feminization of accounting practice: Lessons from the experiences of Japanese women in the accounting profession”, *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 21, No. 4, pp. 507-538.
- Komori, N. [2015], “Beneath the globalization paradox: Towards the sustainability of cultural diversity in accounting research”, *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 26, pp. 141-156.

- Kornberger, M., L. Justesen, and J. Mouritsen [2011], ““When you make manager, we put a big mountain in front of you”: An ethnography of managers in a Big 4 accounting firm”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 36, Issue 8, pp. 514-533.
- Kvale, S. [2007], *Doing interviews*, SAGE Publications. (能智正博・徳田治子訳 (2016)『質的研究のための「インター・ビュー」』新曜社。)
- Loughran, T., and B. McDonald [2016], “Textual analysis in accounting and finance: A survey”, *Journal of Accounting Research*, Vol. 54, Issue 4, pp. 1187-1230.
- Luo, Y., and B. Malsch [2023], “Re-examining auditability through auditors’ responses to COVID-19: Roles and limitations of improvisation on production of auditing knowledge”, *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 42, No. 3, pp. 155-175.
- Malsch, B., and S. E. Salterio [2016], ““Doing good field research”: Assessing the quality of audit field research”, *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 35, No. 1, pp. 1-22.
- McKinnon, J. L. [1984], “Cultural constraints of audit independence in Japan”, *The International Journal of Accounting*, Vol. 20, No. 3, pp. 17-43.
- McKinnon, J. L. [1988], “Reliability and validity in field research: Some strategies and tactics”, *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol. 1, No. 1, pp. 34-54.
- Miao, X., H. Shuto, and N. Tsunogaya [2023], “Impact of voluntary IFRS adoption on accounting figures: Evidence from Japan”, *Accounting, Economics and Law: A Convivium*, pp. 1-55.
- Morris, L., R. Hoitash, and U. Hoitash [2023], “The effectiveness and efficiency of auditors’ remote work during COVID-19”, *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 42, No. 4, pp. 223-245.
- Power, M., and Y. Gendron [2015], “Qualitative research in auditing: A methodological roadmap”, *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 34, No. 2, pp. 147-165.
- Shirata, C. Y. and M. Sakagami [2008], “An analysis of the “Going concern assumption”: Text mining from Japanese financial reports”, *Journal of Emerging Technologies in Accounting*, Vol. 5, No. 1, pp. 1-16.
- Tighe, A. [2024], “The role of the audit room in auditor development: Remote work experiences of junior auditors during the COVID-19 pandemic”, *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 43, No. 4, pp. 185-205.
- Tsunogaya, N., S. Sugahara, and P. Chand [2017], “The impact of social influence pressures, commitment, and personality on judgments by auditors: Evidence from Japan”, *Journal of International Accounting Research*, Vol. 16, No. 3, pp. 17-34.
- Westermann, K. D., J. C. Bedard, and C. E. Earley [2015], “Learning the “craft” of auditing: A dynamic view of auditors’ on-the-job learning”, *Contemporary Accounting Research*, Vol. 32, Issue 3, pp. 864-896.
- Yin, R. K. [2018], *Case study research and applications: Design and methods*. Sixth edition. Los Angeles: Sage Publications.
- EY 新日本有限責任監査法人 [2023]「監査品質に関する報告書 2023—社会の期待の先にある監査の未来とは?—」https://www.ey.com/ja_jp/news/2023/11/ey-japan-news-release-2023-11-01 [最終アクセス: 2024年7月7日]。
- 太田康広 [2021]「第1章 キャリア・コンサーンと相対的業績評価」太田康広編著『人事評価の会計学—キャリア・コンサーンと相対的業績評価—』中央経済社, 1-21頁。
- 金鉉玉 [2023]「テキストマイニングからみる会計研究の動向」『会計』204(3), 66-77頁。
- 金鉉玉・矢澤憲一・伊藤健頌 [2022]「経営者交代が記述情報の変化に与える影響—有価証券報告書における記述情報を用いて—」『会計プロGRESS』23, 49-67頁。
- 公認会計士・監査審査会 [2023]「令和5年版モニタリングレポート」https://www.fsa.go.jp/cpaab/shinsakensa/kouhyou/20230714/2023_monitoring_report.pdf[最終アクセス: 2024年7月7日]。
- 澤邊紀生 [2013]「第4節 理論研究の将来 (2) —質的研究の意義—」徳賀芳弘・大日方隆編著『財務会計研究の回顧と展望』中央経済社, 261-279頁。
- 首藤洋志 [2023]「大手監査法人の監査品質向上に向けた取り組み—ジェンダー・ダイバーシティの推進とデジタル化の加速—」『産業経理』83(1), 123-135頁。
- 日本公認会計士協会 (JICPA) [2023]「統合報告書」<https://jicpa.or.jp/news/information/files/0-99-0-2-20230726.pdf>[最終アクセス: 2024年7月7日]。
- 野村康 [2017]『社会科学の考え方—認識論, リサーチ・デザイン, 手法—』名古屋大学出版会。
- PwC あらた有限責任監査法人 [2023]「監査品質に関する報告書 2023」<https://www.pwc.com/jp/ja/about-us/member/assurance/assets/pdf/transparency-report2023.pdf> [最終アクセス: 2024年7月7日]。
- 町田佳世子 [2019]「質的研究におけるテキストマイニング活用の利点と留意点—活用研究の兼用と頻出単語の特徴をもとに—」『SCU Journal of Design & Nursing』13 (1), 47-53頁。
- 松原沙織 [2019]「大手監査法人における働き方に

関する考察『産業経理』78(4), 146-158頁。
 森山卓郎 [1992] 「文末思考動詞「思う」をめぐる一文の意味としての主観性・客観性」『日本語学』11(9), 105-116頁。
 矢澤憲一 [2020] 「テキストマイニングを用いた会計、監査、ガバナンス研究の新たな潮流、そして二〇三〇年の監査研究」『会計』197(3), 41-52頁。
 矢澤憲一 [2022] 「KAM (監査上の主要な検討事項) の分析—テキストマイニングアプローチによる新たな研究の可能性」『会計・監査ジャーナル』34, 164-171頁。
 矢澤憲一・金鉉玉・伊藤健頭 [2022] 「テキストマ

イニングで解き明かす有報の60年」『企業会計』74(2), 27-37頁。
 有限責任あずさ監査法人 [2023] 「AZSA Quality 2023/24—監査品質に関する報告書 2023—」
<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2023/jp-azsa-quality-202324.pdf> [最終アクセス: 2024年7月7日]。
 有限責任監査法人トーマツ [2023] 「監査品質に関する報告書 2023」
<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/about-deloitte/articles/audit/audit-quality-report.html> [最終アクセス: 2024年7月7日]。

Appendix インタビュー対象者のリスト

No.	年齢	入社年	勤続年数	婚姻状況	子どもの数	性別	職階
1	30-34	2011	10	既婚	1	女性	マネージャー
2	35-39	2007	15	既婚	0	女性	シニアマネージャー
3	20-24	2022	1	未婚	0	女性	スタッフ
4	25-29	2018	4	未婚	0	女性	シニアスタッフ
5	45-49	1997	25	既婚	1	女性	パートナー
6	35-39	2011	12	未婚	0	女性	マネージャー
7	30-34	2013	10	既婚	2	男性	マネージャー
8	35-39	2013	9	既婚	1	女性	シニアスタッフ
9	30-34	2012	10	既婚	1	女性	マネージャー
10	40-44	2011	12	既婚	2	男性	マネージャー
11	40-44	2004	18	既婚	2	女性	シニアマネージャー
12	50-54	2002	20	既婚	0	女性	パートナー
13	40-44	2002	20	既婚	1	男性	パートナー
14	50-54	2000	22	既婚	1	女性	パートナー
15	30-34	2015	7	既婚	0	女性	マネージャー
16	40-44	2008	14	既婚	1	女性	マネージャー
17	25-29	2020	3	未婚	0	女性	スタッフ
18	40-44	2004	17	既婚	2	男性	パートナー
19	35-39	2007	16	既婚	1	女性	シニアマネージャー
20	35-39	2010	12	既婚	2	男性	シニアマネージャー
21	30-34	2012	10	既婚	2	男性	マネージャー
22	30-34	2012	10	未婚	0	男性	マネージャー
23	40-44	2007	15	既婚	2	女性	マネージャー
24	25-29	2018	5	未婚	0	女性	シニアスタッフ
25	40-44	2018	2	既婚	2	女性	スタッフ
26	45-49	1998	24	既婚	2	女性	パートナー
27	50-54	2003	19	既婚	3	男性	パートナー
28	35-39	2010	13	既婚	3	男性	シニアマネージャー
29	35-39	2007	15	既婚	1	男性	シニアマネージャー
30	30-34	2015	4	既婚	1	男性	シニアスタッフ
31	30-34	2011	12	既婚	2	男性	シニアマネージャー
32	35-39	2018	4	未婚	0	男性	シニアスタッフ
33	30-34	2018	5	既婚	0	女性	監査アシスタント
34	35-39	2019	3	未婚	0	女性	監査アシスタント
35	35-39	2015	6	未婚	0	女性	監査アシスタント
36	35-39	2008	1	未婚	0	女性	監査アシスタント
37	30-34	2017	6	既婚	0	女性	監査アシスタント
38	30-34	2016	7	未婚	0	女性	監査アシスタント

(付記) 本稿は、国際会計研究学会第3回カンファレンス(青山学院大学)での報告に向けて投稿した論文を、加筆修正したものである。カンファレンス報告の前に、匿名の2名の査読者の先生方より、有意義かつ貴重なコメントを賜ることができたため、論文の品質向上に向けた改善を行うことができた。また、カンファレンス報告時には、矢澤憲一先生(青山学院大学)にディスカッサントをお引き受け頂き、有益かつ洞察に満ちた数々のコメントを頂戴した。2名の査読者の先生方と矢澤憲一先生に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。さらに、報告に際して司会をお引き受け下さった山地範明先生(関西学院大学)、報告に対する質疑やコメントを下されたフロアの先生方、そして編集委員会委員長の米山

正樹先生(東京大学)及び編集委員会の先生方にも、貴重なご助言とあたたかいご支援を賜った。記して心より感謝申し上げます。

本研究は、監査法人に所属する32名の公認会計士の先生方と、6名の監査アシスタントの皆様によるインタビュー協力なしには成しえなかった。草稿完成までに時間を要してしまいましたが、数名のインタビュー対象者には草稿の内容確認にも快く応じていただいたおかげで、本稿の信頼性と客観性に対する確信を深めることができた。お忙しい中にもかかわらず、建設的な議論の場を設けていただくとともに、筆者らに豊かな学びの機会を提供して下さったことに深謝申し上げます。

純利益の構成要素としての法人税等調整額 ：実現概念との整合性

鈴木 雅 康
東京経済大学

要 旨

本稿では、税効果会計の会計処理と企業会計を支える体系性との整合性を検討し、法人税等調整額を純利益に算入することの合理性を明らかにする。多くの先行研究は、繰延税金資産の資産性のみを検討しており、法人税等調整額を純利益に算入することの必然性を検討していない。クリーン・サープラス関係のもとでは、繰延税金資産の評価は、原則として純利益に影響を及ぼす。純利益は会計システム全体を説明する基礎概念である実現概念に支えられている（斎藤 [2019], 436 頁）。本稿では、繰延税金資産に係る現行基準を与件として算定される純利益を、実現した成果とみなし得るかどうかを検討する。

本稿の貢献は、「将来課税所得に関する不確実性がどの程度許容されるのかにおいて、繰延税金資産の当初認識時と再評価時では等質的な判断が求められる」というこれまでの先行研究では見過ごされてきた点を指摘したことである。すなわち、繰延税金資産の当初認識を許容する論理が回収可能性テストの必要性を導く一方で、回収可能性テストに向けられる疑義は、繰延税金資産を当初認識すること自体にも向けられることとなる。これは税効果会計の損益に及ぼす影響を検討することで初めて解き明かされたことといえる。

この結果は、実現概念に本稿と異なる定義や前提を付与した場合には変わり得ると考えられ、この点は本稿の限界である。

本稿の検討を通じて、「不確実性がどの程度低下すれば投資の成果を純利益に算入することができるのか」という問題の重要性が顕在化した。繰延税金資産を用いた調整が許容されるかどうかは、損益面に着目した場合は、将来課税所得の見積りと同様の不確実性が他の領域でも許容されるかどうかによって規定されるが、この問題を領域横断的に分析した先行研究の蓄積は乏しい。

本稿の議論の体系を閉じるためには、どのような不確実性が質的・量的な側面で解消したら損益を認識できるのか、そもそもこの点に関して現行会計基準は首尾一貫しているのか、などの検討が必要となる。

(2023 年 3 月 21 日審査受付 2024 年 5 月 22 日掲載決定)

I はじめに

本稿の目的は、税効果会計の会計処理が企業会計を支える体系性と整合しているかを検討することにより、繰延税金の相手勘定である法人税等調整額を純利益に算入することの合理性を明らかにすることである。税効果会計をめぐるのは、理論研究・実証研究ともに研究の蓄積が豊富である。しかし、企業会計が基礎概念を中心として体系性を有していると仮定すれば、基礎概念との整合性を問うことは重要であるにもかかわらず、多くの先行研究にはそのような視点が欠けていた^①。また、多くの先行研究は、日本において計上割合が（諸外国と比べて）高い繰延税金資産の資産性のみを検討しており、相手勘定である法人税等調整額を純利益に算入することの必然性を十分に検討していない。

企業会計の（純利益の測定と開示を頂点とした）体系性において「投資成果の期待と実現」がその下位概念であるキャッシュフロー（CF）の配分や対応を規定している（斎藤 [2019], 436 頁）ため、費用配分の会計処理として考えられている税効果会計に対しても実現概念との整合性を問う必要がある。また、基礎概念としての実現概念は収益だけではなく費用も規定するため、繰延税金資産の再評価差額も実現概念との関係が問われる必要がある。さらに、資産の再評価差額は、その他の包括利益（other comprehensive income : OCI）を用いて、純利益の情報内容から切り離して検討することが可能である（斎藤 [1998], 25 頁）ため、繰延税金資産の再評価に伴う法人税等調整額が純利益に算入されている現行の会計処理は必然ではない。クリーン・サープラス関係のもとでは、繰延税金資産の評価は、原則として純利益

に影響を及ぼす。そして、純利益は会計システム全体を説明する基礎概念である実現概念に支えられている（斎藤 [2019], 436 頁）ため、本稿では、繰延税金資産に係る現行基準を与件として算定される純利益を、実現した成果とみなし得るかどうかを検討する^②。

本稿の構成は、次の通りである。IIで本稿の前提と問題意識を提示し、IIIで分析に用いる実現の整理を行い、IVで整合性分析を行い、Vでまとめと今後の課題を示す。本稿の貢献は、「将来課税所得に関する不確実性がどの程度許容されるのかにおいて、繰延税金資産の当初認識時と再評価時では等質的な判断が求められる」というこれまでの先行研究では見過ごされてきた点を指摘したことである。この結果は、実現概念に本稿と異なる定義や前提を付与した場合には変わり得ると考えられ、この点は本稿の限界である。

本稿の検討を通じて、「不確実性がどの程度低下すれば投資の成果を純利益に算入することができるのか」という問題の重要性が顕在化した。本稿の議論の体系を閉じるためには、どのような不確実性が質的・量的な側面で解消したら損益認識できるのか、この点に関してこれまで基準開発においてどのような方針がとられてきたのか、また、そのような方針は首尾一貫して適用されてきたのか、などの検討が必要となる。

II 本稿の前提と問題意識

1. 本稿の前提

ここでは、本稿の前提を提示する。研究の前提を提示することは、伝統的な会計研究が科学的であるためには必要な作業である（米山 [2008], 3 頁）。

(1) 財務報告の目的と純利益の位置づけ

企業会計基準委員会（ASBJ）[2006]は、財務報告の目的に投資家の意思決定に有用な情報を提供することを据えており（ASBJ [2006], 第2章序文）、このような視点は他の諸外国の概念フレームワークにおいても共通している（例えば、IASB [2018], para.1.2; FASB [1978], para.34）。そのため、本稿でも財務報告の目的として「意思決定有用性」を据える。投資の意思決定を行う上で、投資家が求めているのは、企業が投資にあたって事前に期待した成果に対して、どれだけの成果が実際に得られたかに関する情報である（ASBJ [2006], 第3章23項）ことから、経営者の「事前の期待」と「事後の事実」を照合させた結果を反映させている純利益は、投資家の意思決定において有用であると考えられる。

経営者の「事前の期待」に対する「事後の事実」を規律する役割を担っているのが「投資のリスクからの解放」ないしは「実現概念」であるため、ある項目が純利益に含まれる場合は実現している必要があり、ストック項目の時価評価を行っても、評価差額は実現していない限りは、純利益に算入することはできない。現行制度では、評価差額が OCI ではなく純利益に算入される場合には、評価差額と会計システム全体を説明する基礎概念としての実現概念の関係が問われる必要がある。

(2) 想定する企業会計の体系性

財務報告の目的が決まっても、実際の純利益の測定や開示を規定するために、どのような概念階層が必要かは自明ではない。投資家の意思決定において純利益が重要であり、その純利益を規定する役割を実現概念が有していると想定している本稿においては、「投資成果の期待と実現」がその下位概念である CF の配分や対

応を規定している（斎藤 [2019], 436 頁）と考えている。すなわち、本稿がアンカーとして用いる実現概念は、企業会計原則における（収益認識を規定する）実現主義ではなく、「会計システム全体を説明する」基礎概念レベルの実現概念である。

会計システム全体を説明する基礎概念レベルの実現概念は投資の成果に関する事前の期待と事後の事実との比較という観点から投資の成果に対する不確実性の解消を判定する。このような利益実現の基本的な要件を有している基礎概念レベルの実現概念として、ASBJ [2006]は、純利益を「投資のリスクからの解放」によって説明している（ASBJ [2006], 第3章9項）。この概念は、投資の成果の期間帰属ないしは認識を規定する概念として用いられており、「期待の事実への転化」を意味する（ASBJ [2006], 第3章10項）ため、（より広い意味での）「実現」と同義である（大日方 [2013], 93 頁; 斎藤 [2019], 39 頁; 秋葉 [2021], 64 頁）⁽³⁾。以下では、両者を「概念レベルの実現概念」と称する。このレベルの実現概念は、「会計システム全体を説明する」基礎概念レベルであるため、収益と費用の認識を規定する。

(3) 「概念レベルの実現概念」と分析ツールとしての実現

純利益は事前の期待に対する事後の事実が反映されている必要があるという意味で、実現した投資の成果であり、この「実現」は、収益だけでなく、費用に対しても適用される概念である（ASBJ [2006], 第3章13, 15項; 米山 [2007], 34 頁）。そのため、「基礎概念レベルの実現概念」は純利益を説明する道具として有用である⁽⁴⁾。しかし、投資に対する「事前の期待」が確認できない場合、この概念を用いた

分析を行うことはできない。本稿の検討対象である繰延税金は、「企業会計と法人税法の処理の違いによって生じる差異」に税率を乗じたものであり、それが生じること自体に経営者の投資への事前の期待を観察することは難しい。そのため、繰延税金に対して、「事前の期待」に対する「事後の事実」で利益を認識する概念レベルの実現概念を用いた分析を行うことはできない。

概念レベルの実現概念を分析に用いるためには、「投資の目的」や「リスクと収益の間の対応規則」が明らかにされなければならない（大日方 [2011], 259 頁）が、現時点で、そのような対応規則は明らかではない。このように概念レベルの実現概念を税効果会計における繰延税金の会計処理に適用することは困難であると考えられる。秋葉 [2021] が指摘する通り、個別会計基準や処理との整合性を問うためには、抽象度を下げた概念や計算原則が必要となる（秋葉 [2021], 69 頁）。

そのため、概念レベルの実現概念とも整合するような抽象度を下げた実現に必要な要件が何かを整理する必要がある。概念レベルの実現概念においては、事前の期待に対する不確実性（リスク）が事後の事実によって投資のリスクから解放されている必要がある。そこでは、「ふたたびリスクが高まることのないような、不可逆的な状態」（大日方 [2013], 93 頁）が要求されていると考えられる。すなわち、純利益は「ある期間における企業の事業活動に関する不可逆な成果についての包括的 (all-inclusive) な測定値を表す」（ASBJ [2013], 18 項）ものであり、この「企業の事業活動に関する不可逆な成果」とは「…企業の事業活動に関する不確実性が、成果が不可逆となるか又は不可逆とみなされるところまで減少することを意味する」（ASBJ [2013], 20 項）。

このように、純利益の認識において不可逆性（不確実性の減少）が必要とされるのは純利益がもつばら事後的な概念である（斎藤 [2019], 34 頁）ことに起因しよう。一方で、確定した事実のみに依拠した会計情報は有用ではないとみるのも伝統的な通念であり、企業会計においては、発生の可能性が乏しいものを認識することによる情報の劣化と確定した事象のみを認識することによる情報の劣化とのバランスを考慮する必要がある（ASBJ [2006], 第 4 章 第 7 項）。なお、どの程度、不確実性が減少すれば「不可逆」と解するかは、必ずしも自明ではない。

この他、概念レベルの実現概念では、「期待から事実への転化」というコアとなる概念階層だけではなく、実際の会計処理に関する操作可能な要件を規定する階層が存在している。そのため、本稿では、分析ツールの実現として、利益認識における上位階層において「不可逆性（不確実性の減少）」を要求しており、さらに、操作可能な要件を規定する階層を有する実現を分析に用いる。そのような実現の検討についてはⅢ.において行う。

2. 本稿の問題意識

日本は米国と異なり繰延税金資産が計上されやすい環境にあるため、その金額的な重要性は高い。内田 [2015] によれば、日経 300 採用銘柄（銀行業、保険業を除く）では、繰延税金資産を流動資産項目に 9 割程度（米国では 7 割程度）、投資その他の資産項目に 6 割から 7 割程度（米国では 4 割程度）の企業が計上している。そのため、日本の税効果会計の先行研究は、繰延税金資産の資産性を検討するもの（例えば、藤野 [1981], 平井 [2004]）が多い。そして、適切な回収可能性の見直し（再評価）の存在を前提として、その資産性を認める見解

が主流である（例えば、磯貝 [1997]，中田 [1999]）。

しかし、繰延税金資産に資産性があることが相手勘定である法人税等調整額が純利益に算入される理由にはならないにもかかわらず、法人税等調整額には必ずしも（繰延税金資産の資産性ほど）目が向けられてきたとは言えない。また、数少ない先行研究（例えば、杉山 [2003]，醍醐 [2009]）は、整合性分析の方法において、改善の余地を残している。例えば、杉山 [2003] は、当期の収益になるのは、当期に実現して(1) 当期に収入が完了した収益、(2) 次期以降に収入する収益、実現の可能性が高く(3) 次期以降に収入する収益、だと指摘する（杉山 [2003]，57 頁）。このように解した場合、法人税等調整額は、次期以降の課税所得の存在を条件とする条件付収益であり、未実現収益であると指摘する（同上書，60 頁）。杉山 [2003] は、配当可能性の観点から当初認識時点の繰延税金資産に係る法人税等調整額を問題としており、整合性分析のアンカーは計算原則としての実現主義であった。しかし、実現の階層性や評価差額と実現の関係は十分に検討がなされていない。

法人税等調整額が計上されるのは、繰延税金の当初認識/取崩時点、再評価（回収可能性の見直し/税率変更）時点である。このうち、当初認識/取崩時点の法人税等調整額（以下、「本来の法人税等調整額」）の機能は、税引前利益に対応する法人税等を計算する税効果会計本来の機能（醍醐 [2009]）である。一方で、再評価時点で計上されるその機能は、臨時損益ないしは過年度損益を修正する機能（齋藤 [2004]，醍醐 [2009]）である。税効果会計に期待された役割は、企業会計上の利益計算から法人税法の影響を排除する（杉山 [2003]，65 頁）ために、法人税等を調整することで税引後利益を平準化し（中田 [1973]，21 頁；大日方 [2013]，

140 頁），その調整計算の開示を通じて企業の節税戦略を顕示させる（大日方 [2013]，140 頁）ことであり、繰延税金資産の回収可能性の見直しによる法人税等調整額はそのような役割に必ずしも貢献しないと考えられる。

醍醐 [2009] は、法定実効税率と会計上の法人税等負担率の乖離が生じている原因は、一時差異の発生・解消による法人税等調整額と一時差異の変動差額としての法人税等調整額を同一勘定で処理していることが原因だと指摘している（醍醐 [2009]，82-83 頁）。そして、税効果会計の税引前利益と法人税等との適切な対応という目的を達成するためには、既存の繰延税金資産の回収可能性の見直しに起因する簿価の切り下げは、独立の損益項目として特別損失に計上し、将来課税所得の見込み額の増加に伴う繰延税金資産の評価益は、評価差額として純資産の部に計上するべきとしている（同上書，85 頁）。醍醐 [2009] では、杉山 [2003] では十分に検討されていなかった繰延税金資産の再評価時点で計上される法人税等調整額について検討が加えられている点で先行研究に貢献している。

しかし、醍醐 [2009] では、そのような結果が一義的に導かれる理由を説明しておらず、分析のアンカーは明示されていない。現行制度で損益項目として取り扱われる項目を純資産の部に算入することを示すためには、その項目が実現していないことを少なくとも示す必要がある。醍醐 [2009] では、税効果会計の目的を達成するために上記のような修正を提案しているが、それが企業会計の体系性に対してどのような意味を有するのかが検討されていない。また、（杉山 [2003] も同様であるが）繰延税金負債に係る法人税等調整額が利益に与える影響も明示的には検討対象とされていない。

米山他 [2023] では、繰延税金資産の会計処理が ASBJ [2006] における「投資のリスクからの解放」概念と整合的であるか否かを検討している。そして、繰延税金資産を認識することは、当期（将来）の税金支出（軽減）額が税引前利益との対応関係から事実に変化しておらず資産計上するものであり、投資のリスクからの解放概念と整合的であると指摘する（米山他 [2023], 254 頁）。一方で、繰延税金資産にどの程度の回収可能性が求められれば、税効果に関する期待が事実に変化したといえるかは、「期待」と「事実」に関する市場のコンセンサスに依存するとしている（同上書, 256 頁）。また、繰延税金資産の回収可能性の見直しについては、その残高が確定額（事実）なのか、見積額（期待）なのかの解釈によって決まるとしている（同上書, 365 頁）。

このように法人税等調整額と実現概念に関して検討を行っている先行研究が存在するものの、本稿ではそれらの先行研究とは異なり、現行制度において損益処理されている法人税等調整額を純利益に算入する必然性を会計システム全体を説明する実現概念と同じ性質を有する実現をアンカーとした整合性分析を行うことで明らかにする。以下では、まず分析で用いるアンカーの整理を行う。

Ⅲ 実現 (realization) の考え方の整理

本節では、「実現」という言葉は非常に多義的に用いられている（鈴木 [2023]）ため、米国の実現の整理を行い、アンカーとして用いる実現の選択を行う。本稿で米国の実現を対象とする理由は、日本と異なり公的機関が古くから実現 (realization) の定義を示しているためである。日本で権威を有する機関が公表した基礎

的な概念を整理している資料は、1949 年に企業会計制度対策調査会が公表した『企業会計原則』（最終改定 1982 年）や 2016 年に企業会計基準委員会が公表した討議資料『財務会計の概念フレームワーク』程度であり、実現の整理には（その母集団の少なさから）適さないと考えられる。なお、実現の変遷や類型化については、多くの優れた先行研究（辻山 [1991], 辻山 [2007]）が存在しているため、そのような先行研究に依拠して、主要な実現を確認し、その整理を行う。

1. 狭義の実現概念

1920 年の Eisner vs. Macomber 判決により、利益は実現される (separation and realization) ことが本質であることが示された (AAA [1965], p.317)。この separation とは「財が自己の手許からはなれて他人の手に渡ること、すなわち販売を意味し、実現とは販売の対価として再び販売の過程を経ないで現金または現金同等物たる流動的資産を受取ること」（清水 [1978], 2 頁）である。Paton and Littleton [1940] においても、収益は現金の受領や新しい流動資産を受領したときに実現すると解されている (Paton and Littleton [1940], p.49)。このような「現金又は流動的資産の受領」をもって実現を捉える考え方（以下、「狭義の実現概念」）においては「交換取引の完了」を前提としつつ、「流動的資産の受領」に主たる焦点を当て実現を捉えている（辻山 [1991], 139 頁）。

狭義の実現概念は、米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board :FASB) の概念的枠組みプロジェクトの一連の研究成果である『財務会計の諸概念に関するステートメント (Statements of Financial Accounting Concepts : SFAC)』の第 3 号『企業の財務諸表の諸構成要素』においても存在している。そ

ここでは、「最も厳格な意味における実現とは、非貨幣的資源および権利を貨幣に変換するプロセスである。…実現の厳密な用法は貨幣若しくは貨幣請求権のための資産の販売を意味している」(FASB [1980], para.83)としており、狭義の実現概念を販売基準で解しているといえる。狭義の実現概念は「収益」を規定する計算原則であり、販売基準という操作可能な要件を示している階層しか存在していない。そのため、本稿で用いる分析ツールとして不適切である。

2. 広義の実現概念

狭義の実現概念は、米国会計学会(American Accounting Association :AAA)の1957年版会計原則により変貌する。そこでは、「実現の本質的な意義は、資産又は負債の変化が勘定における認識を正当化する程十分に確実性と客観性とを備えるに至ったということである」(AAA [1957], p.538)とし、資産負債の変動によって実現を捉えているとともに定義が抽象化されている(以下、「広義の実現概念」)。AAA [1957]の特徴は、取得資産の内容と実現とを結びつけていた従来の考え方ではなく、「勘定における認識を正当化する程十分に確実性と客観性とを備えるに至った」ことで実現を捉えている点と、その適用範囲が、収益だけではなく負債の変化にまで拡張している点である(辻山 [1991], 140頁)。

広義の実現概念は、「所得や収益を『認識』する時を決定する一種のフィルターの役割を果たすもの」(辻山 [1991], 140頁)であり、内容が抽象的で、かつ、中立的である。ここの「確実性」と「客観性」の意義は定かではないが、Windal [1959]は、前者をある項目が取り消されないという意味で「恒久性」と解し、後者をある項目が合理的な正確さで測定でき

るという意味で「測定可能性」と解している(Windal [1959], p.93)。

広義の実現概念は、その定義から「資産又は負債の変動」によって実現を解する。ここで、資産(負債)が増加(減少)すれば収益が、資産(負債)が減少(増加)すれば費用が発生するため、本稿では、広義の実現概念を収益だけではなく費用も規定する概念であると解釈する。広義の実現概念では資産負債の変動によって実現を解するが、無制限に資産負債の変動を許容しているわけではない。広義の実現概念では、認識要件として独立した当事者間の交換取引や実質的に確実だと考えられる契約履行条件、資産間の交換を促進する高度に組織化された市場能力(ibid., p.538)を挙げており、「資産総額の増減はすべて市場取引またはそれに準ずるものによって確証されなければならない」(ibid., pp.538-539)とされている。

ある項目が恒久的であるためには、「会計士の判断」に基づき、予想し得る将来において、それが破棄されたり、取り消されたり、失われたりしないこと(Windal [1961], p.252)や独立外部の当事者との間での交換取引の存在(Windal [1959], p.102)といった操作可能な要件も示されている。広義の実現概念は資産負債の変動によって実現を解するコアとなる概念階層だけではなく、独立第三者間の交換取引等を要求する操作可能な要件を示している階層も有している。さらに、資産負債の変動に際して確実性という不可逆的な状態を要求しており、広義の実現概念は本稿で用いる分析ツールとして適切である。

3. 広義の実現概念と投資のリスクからの解放概念

本稿では、整合性分析のアンカーとして広義の実現概念を用いる。この概念を用いたとして

も、「投資のリスクからの解放概念」に基づいた現行の企業会計の体系性に対する一定の回答が得られると考えている。これは、広義の実現概念と投資のリスクからの解放概念が類似しているためである。辻山 [2007] においても「投資のリスクからの解放概念」は広義の実現概念と基本的に同一の概念であると整理されている(辻山 [2007], 148 頁)。法人税等調整額が「いつ」純利益に算入されるかという点について、投資のリスクからの解放概念と広義の実現概念は共通の性質を有する。

すなわち、Windal [1959] では、恒久性と測定可能性を実現に際して必要としているが、前者の要件には、資産負債の変動に対する不可逆性が要求されている。投資のリスクからの解放概念においても「ふたたびリスクが高まることのないような、不可逆的な状態」(大日方 [2013], 93 頁) が要求されており、いずれの概念においても、不可逆的な状態になった時点で純利益に算入する。広義の実現概念では、資産負債の変動が起点に、投資のリスクからの解放概念では、期待の事実への転化が起点に不可逆性を判断している。

利益認識における不可逆性について、これまでの企業会計では、金額の不確実性が信頼し得る測定値によって容認し得る程度まで減少されている場合 (FASB [1984], para.50), 例えば、固定価格が存在している貴金属などは決まった金額で売却可能であるため、販売前に収益を認識していた (Field [1969], p.26)。ここでは当該資産の売却意思があることを前提に、収益の不確実性が問題とされていた。一方で、工事契約のように費用が販売契約の後から生ずる場合には、費用総額にリスクが存在しており、それが発生し確定するのに合わせて収益を認識することで、リスクから解放された正味の成果を捉えている (斎藤 [2019], 242-243 頁)。

これらのことから投資の成果の不可逆性の判断では、まず投資の不確実性の対象を特定する必要がある。繰延税金は、一時差異解消期の課税所得を増減させる効果を有するものから構成される (税効果会計基準, 二—一—3, IAS12, para.5) ため、一時差異の解消可能性と将来課税所得の存在に不確実性がある⁵⁾。前者は、償却性資産の減価償却費のように解消時期がある程度明らかなものから、非償却性資産の減損損失のようにそれが不明なものがある。

このように企業会計では利益認識における主たる不確実性に着目して、それが不可逆的な状態、またはそれに類する程度にまで減少したときに利益を認識する考え方がとられてきた。例えば、為替換算調整勘定が未実現と考えられてきたのは、(経営者にとってコントロール不能な) 為替相場の変動が純投資に及ぼす影響があまりにも不確実であること (FASB [1984], para.50) が原因である。この他、事業投資資産は価値の変動が生じているものの、その資産価値の変動は企業ごとの主観的な評価で不明確であることから取得原価 (または償却原価) で評価されてきた (大日方 [2013], 96 頁)。不確実な要素を含んだ見積りや経営者にとってコントロール不能な不確実な要素を企業会計では純利益から除外してきたといえる。

IV 整合性分析

1. 本来の法人税等調整額と広義の実現概念との整合性

繰延税金資産の当初認識額は、企業会計の会計処理と法人税法の課税所得計算の違いの差によって自動的に算定される一時差異 (期間差異) に税率を乗じることで算出されるが、一般に、当初認識は「…財務諸表に初めて計上する第 1 次的認識 (当初認識) を意味する」(岩崎

[2012], 76 頁) と解されているため、当初認識段階からその回収可能性が考慮される必要があり、主として将来課税所得に関する不確実性が存在していると考えられる。すなわち、認識とは財務諸表の構成要素を財務諸表に計上することを意味し、そこでは構成要素の定義を充足していることが要求されており (FASB [2023], RD3-5)、資産と負債の定義では経済的便益を有していることが要求されている (FASB [2021], E16) ため、繰延税金を認識するためには将来の課税所得の存在が前提となる。

この場合、当初認識と再評価は等質的な手続であり、当初認識においても将来課税所得に関する不確実性を考慮する必要があるため、当初認識時における法人税等調整額が実現しているか否かは、将来課税所得の見積り確度に依存する。なお、一時差異の発生時点において将来の一時差異の解消時期が未確定 (スケジューリング不能) な場合は、たとえ将来課税所得が存在していても、どの時点の課税所得と一時差異を突き合わせるべきかが不明であるため繰延税金を計上できないと考えられる。以下では、議論を簡潔にさせるために、一時差異の解消時期は明確であることを前提に議論を行うことにする。

つぎに、繰延税金資産の取崩時に生じる法人税等調整額は、一時差異の解消に伴う繰延税金資産の消滅は取り消されることがないという意味で恒久性を有しており、繰延税金資産が一時差異に税率を乗じることで客観的に計算可能であることから測定可能性の要件も満たす。そのため、繰延税金資産の取崩時に生じる (借方の) 法人税等調整額は実現している。このような結果は、繰延税金負債についても当てはまるといえる。

以上から、当初認識と再評価を等質的な手続

と考えた場合、当初認識の法人税等調整額が実現しているか否かは将来課税所得の見積り確度に依存することになる。一方で、繰延税金の消滅は不可逆的な事象といえるため、取崩時の法人税等調整額は実現していると考えられる。現行会計制度において、差異解消期の対応関係を純化する資産負債法が採用されていることを前提とすれば、当初認識と再評価を異質的な手続と解するか将来 CF (将来課税所得) が確定していると解するか、または不確実性が利益認識できるほどに低下していない限りは当初認識時の法人税等調整額は可逆的な状態にあると考えられ、利益に算入することはできない。なお、不確実性がどの程度低下すれば利益認識できるか (確実性の程度) は自明ではない。

2. 評価差額と広義の実現概念との整合性

繰延税金の再評価を行うのは、(1)繰延税金資産 (負債) の回収可能性 (支払可能性) に係る見積修正を行うとき、(2)税率変更が生じ、繰延税金の金額を修正するときに考えられる⁶⁾。以下では、両者を区別するために前者における評価差額を「回収可能性に伴う評価差額」と後者を「税率変更に伴う評価差額」と称する。回収可能性に伴う評価差額と税率変更に伴う評価差額の違いは主に不確実性の程度にあると考えられる。すなわち、自社の見積りによって行う繰延税金の再評価は、企業外部が規定する税率の変更によって行われる繰延税金の再評価と比べて、その事象が将来時点で取り消される可能性が高いと考えられる。なお、税率変更は定期的に生じるものであるから不確実性が皆無というわけではない。よって、両者の違いは不確実性の程度の違いでしかない。

そのため、ここではより不確実性の高い回収可能性に伴う評価差額に着目をして検討を行

うことにする。回収可能性に伴う評価差額について、再評価された金額で回収可能（支払可能）であることが取り消されないほど確実な水準であれば、恒久性を満たす可能性があると考えられる。一方で、一度切り下げられた繰延税金が翌期には切り上げられる場合は、恒久性の要件を満たすとはいえない可能性がある。AAA [1957] では「実質的に確実と考えられる契約履行条件」に依存していると規定しており、前述の通り、繰延税金の再評価が将来課税所得の存在に依存している以上は、どの程度の確度で将来 CF を予測できるかに依存するため、評価差額が実現しているか否かは、勘定における認識を正当化する程十分な「確実性」がどの程度の水準なのかに依存する。この結果は、繰延税金資産（負債）いずれにも当てはまると考えられる。

3. 小括と確実性の水準の検討

当初認識の法人税等調整額が実現しているか否かは、将来 CF の見積り確度（確実性の程度）に依存するがどの程度の水準であれば実現しているといえるかは必ずしも自明ではない。つぎに、回収可能性に伴う評価差額は、繰延税金資産の再評価が取り消されないだけ確実な水準であれば、恒久性を満たす可能性があり、この場合は実現していると考えられる。一方で、繰延税金資産の見積りが每期変わりえる場合、恒久性を満たさず、実現していないと考えられる。回収可能性に伴う評価差額が実現しているか否かは、「確実性」にどの程度の水準を要求するかに依存する。このような結論は、繰延税金負債についても同様に当てはまると考えられた。

実現が要求する「確実性」の水準については、減損会計の減損処理や棚卸資産会計の戻し入れ処理、資産除去債務会計の見積変更の処理、

退職給付会計の退職給付債務の見積変更の処理などの他の見積り領域において、どのような理論や水準によって損失・戻入益が利益に算入されるのか（他の会計基準におけるタテの整合性）を検討することで、何らかの示唆が得られる可能性がある⁷⁾。そのため、繰延税金の相手勘定である法人税等調整額を純利益に算入する必然性を明らかにするためには、他の会計基準における（タテの）整合性分析の結果も参照する必要があると考えられる。

詳細は別稿で検討する必要があるが、米山他 [2023] では減損損失がリスクから解放されているか否かは将来 CF の予測の客観性の水準に依存するとされている。退職給付債務や資産除去債務などのように配分総額や配分期間の変更は、期待の改訂であるため、プロスペクティブ方式で費用計上することは投資のリスクからの解放と整合的だとしている（米山他 [2023], 366 頁）。計算基礎に基づく年金資産・退職給付債務の金額は更新された見積りに近いいため、見積り数値と実績値の差異を予測数値の修正とみなせば将来にわたって損益認識することができる一方、これは実績調整であるため、一時の損益にするという見解も考えられる（同上書、366-367 頁）。

上記から、どの程度の不確実性の低下が純利益の認識において要求されているのかは他の会計基準においても必ずしも明確ではない可能性がある。そのため、現行制度において OCI に算入されているものから純利益に算入されない共通項を抽出することで、どの程度の不確実性の低下が求められているのかに関する必要条件を明らかにすることができる可能性がある。ただし、すべての OCI 項目が同一水準の不確実性を要求しているとは限らない点には注意が必要である。

4. 追加検討：不可逆的ではない成果が純利益に含まれる理由

本稿の結果を前提にすれば、純利益には、不可逆的ではない成果が含まれている可能性がある。可逆的な成果が純利益に含まれている理由は何であろうか。例えば、「…金融機関の不良債権問題を急いで解決するため突貫工事によって…」(大日方 [2023], 347 頁)、税効果会計基準が作成されたという事実が 1 つの要因になり得る。審議開始から 2 か月(平成 10 年 6 月)で公開草案が公表され、その 4 か月後には意見書が公表されており、必ずしも純利益の観点からの検討が十分ではなかった可能性がある。この他、国際的な会計基準とのコンバージェンスという観点から米国の会計基準を大きく修正することなく受け入れたことが原因とも考えられる。このように想定可能な回答はいくつがあるがそのうちの 1 つに絞ることはできない。

そもそも米国で税効果会計が導入されたのは、税制の特別措置で税負担が経営成績に関係なく軽減されることによって、1 株あたり利益が適切に算定されなくなることを防ぐためと考えられる(中田 [1973], 20-21 頁)⁸⁾。すなわち、課税所得計算において確定している法人税額を税引前利益に対応する税金費用に調整することで投資家の意思決定に資する(平準化された)純利益を算定するためである。ここで、繰延法によれば、期間差異に差異発生期の税率を適用することで繰延税金も本来の法人税等調整額も確定するが資産負債法によれば、繰延税金も本来の法人税等調整額も将来 CF が確定していない限りは暫定値になり得る。

伝統的に企業会計では、将来実際に財が消費されるときに購入額ないし支出額で評価する方法で配分額を決定してきた。これは、財の価値評価が目的ではなく、実際に生じると予測さ

れる CF を配分するためである。将来の支出額を基礎に配分を行うことにより、最終年度で見積誤差修正が小さくなり(大日方 [2013], 176 頁)、将来時点の対応関係が純化される。すなわち、将来利益の予測可能性を確保するために、期末時点の資産負債を一定の観点で評価し、資産負債の評価差額がその期の投資成果といえるかどうかは第二義的にしか考えられていない(大日方 [2023], 406 頁)。

このような処理によって、将来において税引前利益と法人税等とが適切に対応付けられるのであれば、現行の税効果会計の処理は財務報告の目的からは必ずしも否定されないと考えられる。資産負債法をもとにした税効果会計においては、差異解消期の対応関係を純化させることを目的に法人税等を費用配分しているため、本来の法人税等調整額は差異発生期においては未実現であっても、将来の差異解消期の対応関係を純化することを通じて利益の予測可能性を向上させていると考えることができる。

このように整理すると回収可能性に伴う評価差額は、将来 CF の配分によって、差異解消期の対応関係を純化させることを目的としているため、(評価差額が未実現であっても)財務報告の目的と整合的と考えられる。しかし、差異解消期の対応関係が純化されるとしても、每期実施される繰延税金の再評価によって差異発生期と差異解消期の間の期間の利益にどのような意味が付与されているか必ずしも自明ではない。法人税等調整額の配分において差異解消期の対応関係を純化することが唯一の制約であれば、配分計画の修正を反映させる期が每期かつ一時点である必然性はない。

繰延税金の資産負債性を担保するために每期再評価を行ったとしても、評価差額を一度は OCI に算入させ、差異解消期の課税所得の水準が合理的に予測可能になった期の利益に回収

不能分を反映させ、差異解消期の対応関係を純化させることも考えられる。そのため、回収可能性に伴う評価差額についてはこれを純利益に算入させることの妥当性が確認された一方で、その処理が投資家の意思決定に資する利益計算を行う上で唯一の会計処理ではないと考えられる。しかし、このように整理すると当初認識と再評価は等質的な手続であることから、当初認識時点の法人税等調整額も OCI に算入することになる。

この場合、当初認識時点の税引前当期純利益と法人税等は期間的に対応しない可能性はあるが、将来の法人税等の支払額に対する影響を示す繰延税金は認識される。繰延税金の当初認識と再評価に一定の不確実性がある状況において、現行制度のようにその全てを法人税等調整額として純利益に算入させるべきか、または、OCI として処理し繰延税金は計上するが税効果の処理を純利益に影響させないのか、さらには（未実現損益を純利益に反映させないために）税効果会計自体の適用をやめるべきなのかという点は企業会計における理論研究だけでは唯一の回答を導き出すことができず、実証研究の成果や他の周辺法制度との関係性も考慮するなどの多層的な問題を有している可能性がある。

5. 総括

本稿の発見事項を端的に述べれば、「当初認識時の法人税等調整額と再評価時の法人税等調整額は将来課税所得の存在という点で等質的な問題構造を有している」ということである。杉山 [2003] や醍醐 [2009] では、両者を異質な手続と位置付けて検討を行っていると考えられる。特に、醍醐 [2009] では本来の法人税等調整額と回収可能性に伴う評価差額を同一の法人税等調整額勘定で処理している

ことを問題視している。しかし、本稿の結論からすれば、両者は等質的な性質を有しているため、繰延税金の再評価差額のみを OCI として処理をするという（醍醐 [2009] が指摘するような）結論は導き出せない。

本稿の検討結果からすれば、繰延税金の会計処理によって未実現の要素が純利益に含まれることになる。もっともらしい説明を提示することはできるが、想定可能な説明を1つに絞り込むことはできない。この点を明らかにするためには、税効果会計だけではなく他の会計領域を参照する必要があると考えられる。しかし、このような問題は企業会計の基礎概念だけではなく、他の周辺法制度なども考慮した分析が必要である可能性は否定できない。本稿の「当初認識時の法人税等調整額と再評価時の法人税等調整額は等質的な問題構造を有している」という結果からは、当初認識時の法人税等調整額と再評価時の法人税等調整額のいずれも純利益に含める、いずれも OCI として処理する、または未実現損益を純利益に反映させないために税効果会計を適用しないという選択肢しか提示できず、いずれの選択肢がより望ましいか、それはなぜかに関しては追加的な分析が必要である。

V おわりに

本稿では、広義の実現概念と投資のリスクからの解放概念は類似しており、広義の実現概念を用いた分析結果は現行の企業会計の体系に対して一定の示唆を有するという前提のもと、広義の実現概念をアンカーに税効果会計の会計処理が企業会計を支える体系性と整合しているかを検討した。その結果、当初認識時の法人税等調整額と再評価時の法人税等調整額は将来課税所得の存在という点で等質的な問

題構造を有しているため、これらが実現している否かは実現概念に求められる確実性の水準に依存することを指摘した。

また、広義の実現概念に求められる確実性の水準を明らかにするためには、他の会計基準において見積修正に係る損益がどのような理論（確実性の水準）によって利益に算入されているのか（他の会計基準におけるタテの整合性）を検討することよりも、現行制度において OCI として処理されているものから純利益に算入されない共通項を抽出することで、どの程度の不確実性の低下が求められているのかに関する必要条件を明らかにすることができる可能性があることを指摘した。

本稿の貢献は、「将来課税所得に関する不確実性がどの程度許容されるのかにおいて、繰延税金資産の当初認識時と再評価時では等質的な判断が求められる」というこれまでの先行研究では見過ごされてきた点を指摘したことである。この結果は、実現概念に本稿と異なる定義や前提を付与した場合には変わり得ると考えられ、この点は本稿の限界である。本稿の検討を通じて、「不確実性がどの程度低下すれば投資の成果を純利益に算入することができるのか」という問題の重要性が顕在化した。本稿の議論の体系を閉じるためには、どのような不確実性が質的・量的な側面で解消したら損益認識できるのか、この点に関してこれまで基準開発においてどのような方針がとられてきたのか、また、そのような方針は首尾一貫して適用されてきたのか、などの検討が必要となる。

注

- (1) 数少ない先行研究として米山 [2008]、鈴木 [2022] を参照されたい。
- (2) どの基礎概念と整合性を図るかによって、個別の会計基準や会計処理に与えられる解釈が変わる可能性がある（米山 [2008]、26 頁）ため、

この点は本稿の限界である。

- (3) 大日方 [2013] は、「実現とは、期待から現実への転換をもって投資の成果は実現すると捉える概念である」（大日方 [2013]、93 頁）と、秋葉 [2021] は「より広い意味での実現」（内容は、大日方 [2013] と同じ）は投資のリスクからの解放と同義であると説明している（秋葉 [2021]、64 頁）。
- (4) 本稿は、投資のリスクからの解放を事前の期待に対する事後の事実で利益を認識する考え方でとらえている。
- (5) 一時差異の解消時期が明確であったとしても、一時差異の解消期において課税所得が存在しない場合には一時差異は解消し得ないが、たとえ課税所得が存在していても、いつ一時差異が解消するかが不明である場合には、繰延税金を計上することはできない。そのため、一時差異の解消可能性と将来課税所得のいずれが他方より優先されるべき要件であるとは言い切れない。
- (6) 繰延税金負債の支払可能性については、繰延税金資産と異なり現在の主要な会計基準では要求されていないが、本当に繰延税金負債に対して支払可能性の検討が不要なのか（資産と負債で非対称な要件が求められていることが適切か）は別途検討を要する。
- (7) ただし、減損会計や棚卸資産会計、退職給付会計等が本当に繰延税金資産（負債）の回収（支払）可能性に伴う評価差額を検討する参照枠として適切かは別途検討を要する。
- (8) 第 2 次世界大戦後、景気拡大政策が行われるとともに、株主数の増加が生じ、企業の一株当たり利益が指標としての重要性を増し、利益数値の比較可能性が重視された（Carey [1970]；Schultz and Johnson [1998]）。

参考文献

- 秋葉賢一 [2021] 「投資のリスクからの解放－外貨建金銭債権の換算差額との関係について－」『ディスクロージャー&IR』第 17 号、63-69 頁。
- American Accounting Association (AAA) [1957], “Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements (1957 Revision),” *The Accounting Review*, Vol.32, No.4, pp.536-546.
- American Accounting Association (AAA) [1965], “The Realization Concept, 1964 Concepts and Standards Research Study Committee – The Realization Concept,” *The Accounting Review*, Vol.40, No.2, pp.312-322.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) [1970], *Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of*

- Business Enterprises*, Statement of the Accounting Principles Board No.4, New York, NY: AICPA.
- Carey, J.L. [1970], *The Rise of the Accounting Profession (Vol. 2): To Responsibility and Authority 1937-1968*, New York: AICPA.
- 醍醐聰 [2009]「法人税等調整額の性格の再検討」『日本簿記学会年報』第 24 号, 81-87 頁。
- Field, R. E. [1969], *Financial reporting in the extractive industries*, Accounting Research Study No.11, New York, NY: AICPA.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [1978], *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, Statement of Financial Accounting Concepts No.1, Stamford, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [1980], *Elements of Financial Statements of Business Enterprises*, Statement of Financial Accounting Concepts No.3, Stamford, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [1984], *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, Statement of Financial Accounting Concepts No. 5, Stamford, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [1992], *Accounting for Income Taxes*, Statement of Financial Accounting Standards No.109, Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2021], *Chapter 4, Elements of Financial Statements*, Statement of Financial Accounting Concepts No. 8, Stamford, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2023], *Chapter 5, Recognition and Derecognition*, Statement of Financial Accounting Concepts No. 8, Stamford, CT: FASB.
- 藤野信雄 [1981]「個別財務諸表における税効果会計について-日本触媒化学工業の訂正報告書に因んで-」『旬刊商事法務』第 898 号, 234-242 頁。
- 平井克彦 [2004]「繰延税金資産についての疑念」『経営論集』第 51 巻第 2 号, 53-62 頁。
- International Accounting Standards Board (IASB) [2018], *Conceptual Framework for Financial Reporting*, London, UK: IASB.
- International Accounting Standards Board (IASB) [2021], *Income Taxes*, International Accounting Standards (IAS) No.12, London, UK: IASB.
- 磯貝明 [1997]「繰延税金資産の認識についての考察」『経済科学』第 45 巻第 3 号, 57-69 頁。
- 岩崎勇 [2012]「IFRS の概念フレームワークの認識問題について」『経済学研究』第 79 巻第 4 号, 71-94 頁。
- 勝尾裕子 [2007]「重要論点の補足と検討」斎藤静樹編著 [2007]『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」第 2 版』中央経済社, 154-168 頁所収。
- 企業会計基準委員会 [2006]『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』。
- 企業会計基準委員会 [2013] 会計基準アドバイザー・フォーラム会議『概念フレームワーク 純損益/その他の包括利益及び測定』。
- 企業会計審議会 [1998]『税効果会計に係る会計基準』。
- 衣川修平 [2011]「税効果会計における函数的対応関係とその離脱」『商学論集』第 79 巻第 4 号, 19-31 頁。
- 衣川修平 [2012]「税効果会計における入口・出口規制」『商学論集』第 80 巻第 4 号, 35-48 頁。
- 中田信正 [1973]『税金配分会計：法人税期間配分の会計』中央経済社。
- 中田信正 [1999]『税効果会計詳解：基準形成と計算構造』中央経済社。
- 大日方隆 [2011]「発生・実現・対応」斎藤静樹・徳賀芳弘編集 [2011]『企業会計の基礎概念』中央経済社, 243-283 頁所収。
- 大日方隆 [2013]『アドバンスト財務会計 第 2 版』中央経済社。
- 大日方隆 [2023]『日本の会計基準Ⅱ激動の時代』中央経済社。
- Paton, W. A., and A. C. Littleton [1940], *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, Chicago, IL: AAA (中島省吾訳 [1958]『会社会計基準序説』森山書店)。
- 齋藤真哉 [2004]「税効果会計の構造-2 つの対立する概念-」『会計』第 166 巻第 2 号, 175-187 頁。
- 齋藤真哉 [2007]「財務諸表の構成要素」斎藤静樹編著 [2007]『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」第 2 版』中央経済社, 84-98 頁所収。
- 齋藤静樹 [1998]「利益概念と資産評価-時価会計の論理と実現基準-」中野勲・山地秀俊編著 [1998]『21 世紀の会計評価論』勁草書房, 23-44 頁所収。
- 齋藤静樹 [2019]『会計基準の研究 新訂版』中央経済社。
- Schultz, S. M., and Johnson, R. T. [1998], "Income tax allocation: the continuing controversy in historical perspective," *Accounting Historians Journal*, Vol.25, No.2, pp.81-111.
- 清水哲雄 [1978]「会計における実現概念について」『彦根論叢』第 190 号, 1-20 頁。
- 杉山晶子 [2003]「法人税等調整額の配当可能性-税効果会計の適用における配当規制-」『産業経理』第 63 巻第 1 号, 55-65 頁。
- 杉山晶子 [2005]「税効果会計に関するアンケート調査-導入の影響と経営効果-」『産業経理・別冊調査研究シリーズⅡ』, 産業経理協会, 63-78 頁所収。
- 鈴木雅康 [2022]「企業会計における対応概念の役

- 割-税効果会計を対象として-』『産業経営』第 54 号, 71-111 頁。
- 鈴木雅康 [2023] 「実現概念の変遷とその機能」『東京経大会誌 (経営学)』第 320 号, 83-103 頁。
- 辻山栄子 [1991] 『所得概念と会計測定』森山書店。
- 辻山栄子 [2007] 「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」斎藤静樹編著 [2007] 『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」第 2 版』中央経済社, 135-153 頁所収。
- 内田浩徳 [2015] 「我が国における税効果会計の特殊性:日米における評価性引当額・評価性引当金設定プロセスの比較を通じて」『岡山商大論叢』第 51 巻第 1 号,169-192 頁。
- 米山正樹 [2007] 「討議資料の基本的な考え方」斎藤静樹編著 [2007] 『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」第 2 版』中央経済社,17-37 頁所収。
- 米山正樹 [2008] 『会計基準の整合性分析-実証研究との接点を求めて-』中央経済社。
- 米山正樹・秋葉賢一・浅見裕子 [2023] 『投資のリスクからの解放:純利益の特性を記述する概念の役割と限界』中央経済社。
- Windal, F. W. [1959], *The concept of realization and its application in accounting*, Dissertation, University of Illinois at Urbana-Champaign.
- Windal, F. W. [1961], "The accounting concept of realization," *The Accounting Review*, Vol.36, No.2, pp.249-258.
- (謝辞) 本研究は、2023 年度の東京経済大学個人研究助成費 (研究番号 23-16) を受けた研究成果の一部である。

継続企業の前提に関する重要事象等の新規開示の分析

那 須 伸 裕
公認会計士

要 旨

継続企業の前提（GC）に関する重要な不確実性が認められる場合には、財務諸表注記および監査報告書に追記が行われる。さらに、わが国の開示制度では、2009 年から有価証券報告書の「事業等のリスク」において、重要な不確実性の有無にかかわらず GC に重要な疑義を生じさせる事象等（重要事象等）の開示が求められる。2023 年 4 月に公表された国際監査基準の改訂案では、同様の内容を監査報告書の独立区分として記載することが提案されており、重要事象等の開示について日本の制度は先進的であると思われる。

本研究では、重要事象等が新たに開示された事例を対象として、記載内容を検討し、開示された期の前期および前々期からの財務指標等の変化等を分析した。その結果、第 1 に、分析対象とした重要事象等の約 7 割が、開示規則で例示された 20 項目のうち 3 つの財務指標関係項目に集中していた。第 2 に、分析対象のうち約 4 割は、前期も営業損失等を継続計上していたにもかかわらず重要事象等として開示されなかった。それに対して、新たに開示された期は前期と比較して財務指標等に悪化の傾向があり、そのことが新たな開示のきっかけになったと考えられる。第 3 に、モデル式による回帰分析によって新たな開示の可否の判断に影響を及ぼす財務指標等が存在することがわかった。またそれらの財務指標等は、GC 注記が新たに記載される要因となった財務指標等と必ずしも同一ではないことも明らかになった。以上が本研究による発見事項である。

今後、国際監査基準の改訂を受けてわが国の監査基準が改訂される際には、監査報告書において重要事象等の記載を求める規定が設けられる可能性がある。本稿の分析結果は、その際の検討に一定の貢献があると考えている。

I 問題の背景と本論文の目的

企業会計における継続企業については、次のように説明されている。

「継続企業とは、通常、企業が将来にわたって事業活動を継続するという仮定であり、ゴーイング・コンサーンともよばれる。(中略)継続企業を前提とすることにより、一定期間ごとに企業の財政状態や経営成績を報告する期間損益計算が要請されることになる。そして、この前提に基づいて、会計理論を構築するための基礎概念の一つとされる会計期間の公準が導き出されることになる。」(平松 [2001])

継続企業の前提（以下、「GC」という。）が成立しているか否かは財務諸表や開示書類の利用者（以下、「利用者」という。）の判断に重要な影響を及ぼすものであり、財務諸表の適正性確保のために、GCに関して財務諸表作成者たる経営者（以下、「経営者」という。）による評価と監査人による検討が求められている。

わが国のGCに関する監査基準や開示の規則等は2002年の監査基準改訂時に初めて整備された。GCに重要な疑義を抱かせる事象または状況（以下、「重要事象等」という。）が存在する場合には財務諸表の注記として記載すること（以下、「GC注記」という。）および監査報告書におけるGCに関する追記（以下、「GC追記」という。）が要請された。その後、世界金融危機後の不況の影響等を受けてGC注記およびGC追記が頻発することを避けるために、2009年4月の監査基準の改訂（以下、「2009年改訂」という。）において、重要事象等が存在してもGCに重要な不確実性が存在する場合に限定してGC注記およびGC追記されることになった。その際、GCに関する情報（以下、「GC情報」という。）の開示が減少することを

補うことを目的のひとつとして、有価証券報告書の提出会社は、企業内容等の開示に関する内閣府令（以下、「開示府令」という。）の規定により、重要な不確実性の有無にかかわらず重要事象等を「事業等のリスク」等において開示することが求められることとなり^①、現在に至っている。

このように、重要な不確実性がない状況でもGC情報が開示される段階的な開示制度は、「他の国では見ることができないユニークな制度」（浅野・今西 [2017]）であるとともに、2009年改訂前と同様に重要事象等の存在という情報を利用者に提供する重要な役割を担っていると考えられる（那須 [2023]）。こうした開示をGC注記およびGC追記に先立つ前段階のものとして捉えるならば、重要事象等を開示するか否かの判断はGCに関する制度や実務において重要な課題であるといえる。

重要事象等として開示対象となり得る個別の事象等（以下、「個別事象」という。）は企業内容等開示ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）において例示列挙されている^②。経営者は、例示された個別事象に相当する事象が生じた場合、それがGCに及ぼす影響の大きさを考慮して、重要事象等の開示の要否を判断する。一方、監査人にとって「事業等のリスク」の開示は直接の監査対象ではないが、監査基準報告書（以下、「監基報」という。）720（日本公認会計士協会 [2023a]）に基づき、記載内容を通読し、財務諸表および監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討することが求められている。したがって、監査人は、個別事象に相当する事象が存在すると判断した場合、経営者に対して重要事象等の開示の検討を求めることになる。これらの理由から、経営者および監査人の双方にとって重要事象等の開示の要否を判断する根拠や規

準が明確に示されることは重要である。結果として、段階的な開示制度のうち第一段階として開示される GC 情報のバラつきを抑え、比較可能性の確保が期待される。第二段階となる GC 注記が突然付されることも少なくなり、GC 情報の段階的な開示制度が利用者の期待や判断にとって有用なものとなると思われる。

国際監査基準の枠組みにおいては、国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB) が 2022 年 8 月に公表した FAQ (IAASB [2022]) の中で、GC に重要な不確実性が残存していなくても “Close Call”, すなわち「間一髪」の事象が生じている場合の監査報告書における記載に言及している。それによれば、当該事象を当時の規定に基づき、監査報告書における監査上の主要な検討事項 (Key Audit Matters: KAM) または強調事項区分やその他の事項区分で開示することを例示している。IAASB は、GC に重要な不確実性が認められない場合であっても、重要事象等が存在すれば何らかの方法で利用者に情報提供することを指向しており、監査上の重要なテーマであると考えていることがわかる。

開示の実務において、経営者および監査人にとって新たに重要事象等を開示することは、前年から継続して記載することに比べ、心理的に大きな決断を迫られるものと思われる。したがって、継続して記載する場合を除き、新たに重要事象等の開示を行った期の状況を前期、前々期と比較することは重要な研究課題になると考えられる。

そこで本研究では、重要事象等が存在するとして「事業等のリスク」に新たに開示がなされた事例 (以下、「新規開示」という。) を対象として、重要事象等の開示の根拠となった個別事象はなにか、新規開示した期 (以下、「新規開

示期」という。) の経営成績や財政状態等は前期および前々期と比較してどのように変化したか、また重要事象等としての開示に影響を及ぼした財務数値や財務指標にはどのようなものがあったかを検討することとした。

本研究では上記の目的のために、Ⅱにおいて本研究に関連した先行研究を検討した後、それらを基に仮説を導出し、モデル式を設定している。Ⅲでは 2009 年改訂後の新規開示をサンプルとして抽出し、分析方法を述べている。Ⅳではサンプルを用いて、個別事象の頻度等の分析、新規開示期とその前期、前々期の開示データを用いた回帰分析を行った。Ⅴでは結論として、本研究の要約を述べるとともに、制約および今後の課題に言及している。

Ⅱ 先行研究と仮説の導出

1. わが国の制度の概要

わが国の現行の開示、GC 注記および GC 追記に関する枠組みは、IAASB が設定する国際監査基準 (International Standards on Auditing: ISAs) 570 「Going Concern」 (以下、「ISA 570」という。) に準じた 2009 年改訂に伴って設けられた。

2009 年改訂にあわせて開示府令が改正^③され、重要事象等が存在する場合には、「事業等のリスク」においてその旨およびその具体的な内容を記載することになった。ガイドラインにおいては、重要事象等に当たる個別事象として 20 項目が例示列挙されている^④。加えて、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において存在する重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に記載することとされた。その後、2019 年 1 月 31 日の開示府令の改正^⑤により、重要事象等を解消または改善するための対応策も「事業等のリス

ク」において記載することとされ、現在に至っている。

当該枠組みでは、重要事象等の存在に加え GC に関する重要な不確実性が存在する場合にのみ GC 注記および GC 追記が必要とされ、監査人は「経営者の評価、当該事象又は状況に関する経営者の対応策」について検討することが求められる。監査人の業務を規定する現行のルールのうち GC に関するものは、監基報 570「継続企業」（日本公認会計士協会 [2023b]）であり、GC に関する監査人の責任の範囲を規定している。それに加えて、前述のとおり「その他の記載内容」に対する監査手続の対象として「事業等のリスク」の記載への対応も求められており、監査人にとっても重要事象等の開示は重要な論点となる。

2. 先行研究と仮説の導出

2009 年改訂によって GC 注記等は絞り込まれたが、同時に導入された「事業等のリスク」における重要事象等の開示によって GC 情報の提供機能が補完され、利用者に対する GC に関する早期の情報提供機能が低下するものではない可能性があることを那須(2023)は示した。GC 注記が必要な状況は、突然生じる「白か黒」といったものではないため⁶⁾、GC 注記には至らないものの経営状況に関する懸念や財政状態の悪化の状況等が存在する場合、それらの事象等が GC 注記の前段階の情報として開示されることは、利用者にとって有用であると考えられている。

この開示制度に関する先行研究として浅野・今西(2017)および今西(2018)がある。浅野・今西(2017)は、わが国の GC 情報に係る段階的な開示制度を「他の国では見ることができないユニークな制度」として、決算日が 2009 年 3 月 31 日から 2016 年 12 月 31 日

までの重要事象等の開示事例を対象として、開示件数の時系列推移を示すとともに、開示根拠を業績尺度と定性的情報の両面から分類し件数に関する実態を調査している。その結果、重要事象等の開示について 1) 営業損失およびマイナスの営業活動によるキャッシュ・フローを 2 期連続して計上していることを開示根拠としている企業が多いこと、2) 財務制限条項抵触および売上高の大幅な減少を開示根拠としている企業が多いこと等が明らかになったとしている。

今西(2018)は、2009 年改訂後の 2009 年 3 月末日から 2016 年 12 月末日までに決算を迎えた一般事業会社の開示から、GC 注記が付された観測値を除いた 26,543 観測値を用いて分析を行い、負債比率、資本の欠損、当期純損失の計上、マイナスの営業キャッシュ・フローの計上などが重要事象等の記載決定要因となっていることを示している。

これらの研究は、重要事象等の開示の実態解明を目指し事例全体を調査対象としており、継続開示の事例が含まれている。I で述べたとおり新規開示を行う経営者および監査人の対応は、継続開示と比較してより困難になると考えるため、本研究では、対象を新規開示に絞った上で、新規開示の根拠とされた事象の頻度はどのようなものか、新規開示の背景にある財務数値や財務指標（以下、「財務指標等」という。）の変化の状況がどのようなものだったのか等を明らかにすることとした。

米国の開示規制には、わが国の重要事象等の開示規則と同様のものはないが、米国証券取引委員会 (U.S. Securities and Exchange Commission: SEC) が規定する開示様式 Form 10-K における「経営者による財政状態および経営成績の検討と分析」(Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and

Results of Operations: MD&A)がある。MD&Aにおいて、経営陣が認識している重要な事象と不確実性に特に焦点を当て、事業に重大な影響を与えた事項の説明と金額、および経営者の評価に基づいて将来の事業に重大な影響を与える可能性が高い事項を説明することが求められている (SEC [2021])。

この 10-K および MD&A に関する研究は多数存在するが、このうち MD&A の記載の情報価値についての先行研究としては林 (2005) が知られている。同研究は、1994 年から 1999 年に開示された Form 10-K から、監査報告書に GC に関する説明区分が付された 320 社 (559 件) を分析対象会社として抽出し、注記以外の開示場所における GC に関する文言の記載について分析している。その結果 320 社のうち 31 社が 10-K における「事業」の区分、79 社が MD&A において、それぞれ GC に言及しているが、残りの 210 社は注記以外に GC に関する記載がないことが明らかにされている。

Behn et al. (2001) は、GC 追記の判断には経営者の採用する施策とキャッシュ・フローや総資産総負債比率などの財務指標等の双方が影響するとの前提に基づき、経営者が MD&A に記載した増資、借入、コスト削減や資産売却などの計画と GC 追記の関連性について分析している。同研究は、財政状態が不良であることや債務不履行と GC 追記の関連性は低く、新株発行による増資や追加借入に関する MD&A の事項が GC 追記の表明に強い影響を及ぼしていることを示している。

これらの研究においては、米国の開示規制に基づく GC 注記および GC 追記を除いた開示における GC 情報の実態を検討、分析している。それらの開示が GC 注記や GC 追記とどのような関係しているか、経営者がどのように重要事象等の改善、解消を図ろうとしているかといっ

た対応策などが明らかにされている。これらの先行研究の対象は GC 情報開示全般であることから、本研究では対象とする事例を新規開示に絞り、GC 注記および GC 追記の前段階としての開示において重要事象等を解消または改善するための対応策等がどのように示されているのかを識別することとした。

また、段階的な開示規制のうち第二段階にあたる GC 注記および GC 追記については、記載の要否の判断や記載内容に関する研究が多数存在する。例えば、Menon and Schwartz (1987) は、GC 追記の要否の判断に経常的な営業損失の計上と資金流動性のポジションの変化が密接に関連していることを明らかにしている。Chen and Church (1992) では、GC 追記を行う監査人の判断に与える要因として、財務指標等による影響は引き続き示されたものの、債務不履行の状況 (デフォルト・ステータス) が GC 追記の判断により高い関連性を持つことが明らかにされた。

わが国の制度や資本市場を前提とした GC 注記を行う理由に関する研究も、数多く見受けられる。浦山 (2013) は、2009 年 3 月期から 2012 年 3 月期までに GC 注記を行った 101 社、重要事象等を開示した 211 社をサンプルとして分析を行った。両者の財務数値を比較した結果、「注記企業の方が重要事象開示企業に比べて財務数値の悪化の程度が大きい」こと、それが「当期 (当期末) の財務指標が『重要な不確実性』の判断に関係している可能性がある」としている。重要な不確実性が存在するか否かの判断については、当期の財務指標等の悪化だけでなく「次期予想利益」によって示される業績回復度合いといった将来の状況が影響していることが明らかになったとしている。

GC 注記の新規記載に関しては、稲葉 (2011) が 2003 年 3 月期から 2009 年 2 月期までに新

たに GC 注記が付された事例を分析している。新たに注記を行った期とその前期の財務諸表等のデータを分析し、総資産営業利益率、当期純利益の継続赤字、マイナスの営業キャッシュ・フローの継続などが新たに GC 注記を付す判断に高い関連性があるとの結果を示している。GC 注記や GC 追記の根拠や背景に関するこれらの先行研究の結果は、なんらかの財務指標等の悪化が GC 注記の決定要因になっていることを示している。

これまでの議論のとおり、重要事象等の開示と GC 注記は、いずれもなんらかの財務指標等の悪化などが記載の根拠や背景になっていることが示されている。GC 情報開示の第一段階である重要事象等の記載の根拠となる財務指標等と、第二段階である GC 注記の根拠となる財務指標等が同一のものであれば、重要な不確実性の有無を相違点として、重要事象等の開示が GC 注記の前段階、先行指標と位置付けられる可能性がある。しかし、実際には新たに GC 注記がなされた期の前期に重要事象等の開示がない事例が存在し、必ずしも GC 注記の前に重要事象等が開示されているわけではない。また、前述した先行研究は重要事象等の開示と GC 注記をそれぞれ検討しており、重要事象等

の記載を GC 注記の前段階、先行指標と位置付け、記載の根拠や背景の関連性を分析したものではない。

そこで本研究では、重要事象等の新規開示に影響を及ぼす財務指標等を識別し、新たな GC 注記に高い関連性があるとされた財務指標等との一致を確かめ、重要事象等の開示が GC 注記の前段階、先行指標として機能しているか否かを確かめることとした。

具体的には、次のような課題を認識した。ガイドラインには個別事象が例示列挙されているが、「事業等のリスク」において開示された事象に頻出するものがあるか。財務指標等に関する事象に偏りがあれば、開示個別事象以外に前期と比較して特定の財務指標等に何らかの変化が認められるか否か。回帰分析によって、重要事象等の新規開示と GC 注記の新規記載の双方に対して有意となる変数が識別できるのではないか。

これらのリサーチクエスションについて仮説を定立すると、GC に関する重要な不確実性が無い場合における重要事象等の新規開示期とその前期で、分析対象とした企業の事業に大きな変化がないという前提の下、以下の仮説となる。

仮説：重要事象等の新規開示に先立って、いくつかの財務指標等に悪化が認められる。

上記仮説を検証し重要事象等の開示の理由を分析するにあたって、以下の検証モデル式を構築した。

$$\begin{aligned} \text{GCD} = & \alpha + \beta_1 \text{DR} + \beta_2 \text{OCTA} + \beta_3 \text{NLC} + \beta_4 \text{CMC} + \beta_5 \text{AZ} + \beta_6 \text{SIZE} + \beta_7 \text{TRS} + \beta_8 \text{MKT} \\ & + \beta_9 \text{AUC} + \beta_{10} \text{CH} + \varepsilon \quad \dots (1) \end{aligned}$$

モデルの変数は表-1のとおりであり、GC 追記に関する先行研究である Menon and Schwartz (1987), Behn et al. (2001), 稲葉 (2011), 浦山 (2013) 等を踏まえ、重要事象等が記載されたか否かを示すダミー変数 (GCD) を被説明変数とした。

説明変数は、浦山 (2013), 今西 (2018) などにおいて判断規準、記載要因として有意な結果が示されているものおよび日本公認会計士協会 (2023b) に列挙されている項目から後述する記述統計および相関係数を考慮して選択した。

会社の財政状態、返済能力や安全性を示す指標として負債比率 (DR) または短期的な支払能力を示す代表的な指標である流動比率 (LR) を用いた。会社が資産を運用・活用して営業キャッシュ・フローを生み出すことによる資金確保力を示す指標として総資産営業キャッシュ・フロー比率 (OCTA) を用いた。

また、一時的ではなく継続的に損失やマイナスの営業キャッシュ・フローを計上することは、事業の状況が継続して良好ではなく、事業

活動から事業継続のための資金を稼得できていない状況を示している。それらの財務数値が重要事象の新規開示に与える影響を反映させるため、ガイドラインで例示されている当期純損失の継続 (NLC) および営業キャッシュ・フローのマイナスの継続 (CMC) を用いた。

これらに加えてその他の財務指標等の影響を総括的に反映する指標として、わが国の経済誌等でも利用され信用リスク評価や倒産確率を示す指標とされる Altman の Z 値 (AZ) を用いた。Altman の Z 値を構成する指標は個別の変数として用いていない。

その他、抽出した会社の規模、上場市場、監査人の規模および社歴が重要事象等の新規記載に与える影響をコントロールするため、総資産の自然対数 (SIZE), 売上高の自然対数 (SIZE2), 上場市場区分 (MKT), 監査法人 (AUC), 社歴 (CH) をコントロール変数として用いた、債権回収に係る商慣習の影響をコントロールするため営業債権回転率 (TRS) で構成している。

表-1 変数

変数	説明
GCD	GC記載があれば1、なければ0のダミー変数
DR	負債比率
LR	流動比率
OCTA	営業キャッシュ・フローを総資産で除した数値
NLC	当期純損失が2期以上連続して計上されていれば1、そうでない場合0のダミー変数
CMC	営業キャッシュ・フローが2期連続以上マイナスであれば1、そうでない場合0のダミー変数
AZ	AltmanのZ
SIZE	総資産の自然対数
SIZE2	売上高の自然対数
TRS	営業債権を売上高で除した数値
MKT	上場市場が新興市場以外であれば1、新興市場の場合0のダミー変数
AUC	GC記載した期の会計監査人がBig4系であれば1、それ以外の場合0のダミー変数
CH	GC記載年度が創業から10年超であれば1、それ以外の場合0のダミー変数

Ⅲ 研究方法

1. サンプルの抽出

本研究の対象となる期間は、2010年3月期から2022年2月期まで（以下、「対象期間」という。）である。2009年改訂による制度導入初年度となる2009年3月期から2010年2月期については、対応する2009年改訂前の期間である2008年3月期から2009年2月期に同様の制度がなかったことから、本研究の対象とする新規開示か否か判別できないため除外した。

株式会社プロネクサスの企業情報データベース「eol」の全文検索を利用して、対象期間の有価証券報告書の「事業等のリスク」を対象に、「重要な不確実性は認められない」または「重要な不確実性はない」の記載を含む開示（854件）を手作業で抽出した。

このうち次の事例を除外した。すなわち、前期以前から継続して重要事象等はあるがGCに関する重要な不確実性はないとの記載を行った事例（415件）、新規開示期の前期および前々期の通期の財務数値が揃わなかった事例（15件）、前期に記載がないものの対象期間中に既に新たな記載が生じていた事例（40件）、前期にGC注記を行った事例（27件）、非上場会社（23件）、東京証券取引所（以下、「東証」という。）業種大分類が金融・保険業である事例（10件）および新規開示期に債務超過となっている事例（7件）を除外した。その結果、分析対象は317件となった（表-2）。

表-2 サンプルの選定 （単位：件）

重要事象等抽出総数	854
除外対象 (内訳)	537
前期以前から継続開示	415
比較データの欠損	15
対象期間中の重複	40
前期にGC注記あり	27
非上場会社	23
金融・保険業	10
債務超過	7
分析対象サンプル	317

2. 分析の方法

本研究では第1に、Ⅲ 1. で抽出したサンプルについて、「事業等のリスク」の記述から新規開示された事象を抽出し、ガイドラインの例示項目等のうちどの個別事象に該当するのか、事象によって頻度にどのような差異があるかを確かめた。また、個々の事例について新規開示期と前期において営業損失、当期純損失およびマイナスの営業キャッシュ・フローの計上が継続していたか否かを検討した。

第2に、新規開示期と前期の財務指標等の記述統計量に対して t 検定を行い、有意な差異の有無を検証した。

第3に、Ⅱ 2. に記載したモデル式を用いたロジスティック回帰分析により、新規開示に対して財務指標等のうち特定の項目が有意な影響を及ぼすか否かを検証した（以下、「回帰分析」という。）。

Ⅳ 分析結果

1. 新規開示された重要事象等の頻度等の分析

「事業等のリスク」に重要事象等として開示された事象を抽出した結果は表-3 のとおりで

ある。事象別には営業損失、当期純損失およびマイナスの営業キャッシュ・フローの継続的な計上の頻度が上位にある他、継続を理由としな

い重要な損失の計上および財務制限条項への抵触が上位となった。これら上位5つの事象で全体の77.1%を占めていた。

表-3 重要事象等に記載された事象

事象	頻度(件)	割合(%)
営業損失の継続的な計上	145	24.2
重要な損失の計上	120	20.0
当期純損失の継続的な計上	77	12.9
財務制限条項に抵触していること	64	10.7
マイナスの営業キャッシュ・フローの継続的な計上	56	9.3
売上、営業収益が低調であること	55	9.2
営業キャッシュ・フローの大幅な減少	34	5.7
将来の業績低迷等の可能性があること	18	3.0
財政状態が悪化していること	14	2.3
債務過剰であること	9	1.5
新規の資金調達が困難であること	7	1.2
計	599	100.0

※ 1社の重要事象等に複数の事象が記載されている場合は、個別に計上している。

また、表-3の事象をガイドラインに例示される。また、個別事象に当てはめると、表-4のとおりとなる。

表-4 ガイドラインに例示された個別事象への該当

個別事象	頻度(件)	割合(%)
<財務指標関係>		
・ 継続的な営業損失の発生又は営業キャッシュ・フローのマイナス	278	46.4
・ 重要な営業損失、経常損失又は当期純損失の計上	120	20.0
・ 重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上	34	5.7
<財務活動関係>		
・ 営業債務の返済の困難性	23	3.8
・ 借入金の返済条項の不履行又は履行の困難性	64	10.7
・ 新たな資金調達の困難性	7	1.2
<営業活動関係>		
・ 重要な市場又は得意先の喪失	73	12.2
計	599	100.0

※ 集計に当たって、以下のとおり集約している。

- 「当期純損失の継続的な計上」は、「継続的な営業損失の発生または営業キャッシュ・フローのマイナス」に含めている。
- 「売上、営業収益が低調であること」「将来の業績低迷等の可能性があること」は、「重要な市場又は得意先の喪失」に含めている。
- 「財政状態が悪化していること」「債務過剰であること」は、「営業債務の返済の困難性」に含めている。

表-4 のとおり、新規開示された事象は、ガイドラインに例示された個別事象のうち「財務指標関係」の3事象で72.1%を占めていた。サンプル抽出の段階で除外した債務超過以外のガイドラインに例示された19の個別事象のうち、該当があるのは7事象のみ、他の12事象は該当がなかった。表-3 および表-4 の結果から、新規開示された重要事象等の頻度には偏りが生じていることがわかった。

開示された事象の件数については、分析対象とした317社の記載において延べ599件、単

独の事象を記載した会社が104社、複数の事象を記載した会社が213社、1社あたり平均1.89件となっていた。新規開示される状況としては、単独の事象よりも、複数の事象を理由とする事例が多いことがわかった。

次に、頻度が高かった営業損失、当期純損失、マイナスの営業キャッシュ・フローの3つの財務数値について、それぞれの2期以上の継続件数を新規開示期および前期について調べた結果は表-5 のとおりである。

表-5 営業損失、当期純損失、マイナスの営業キャッシュ・フローの継続

新規開示期				前期			
(単位:社)				(単位:社)			
	営損	当損	CF-		営損	当損	CF-
営損+当損+CF-	78	78	78	営損+当損+CF-	37	37	37
営損+当損	68	68		営損+当損	27	27	
営損+CF-	7		7	営損+CF-	5		5
営損	14			営損	8		
当損+CF-		8	8	当損+CF-		2	2
当損-		47		当損-		29	
CF-			19	CF-			16
計	167	201	112	計	77	95	60

- ※ 営損：営業損失が2期以上継続計上された会社数
 当損：当期純損失が2期以上継続計上された会社数
 CF-：マイナスの営業キャッシュ・フローが2期以上継続計上された会社数
 (例えば、「営損+当損+CF-」は、営業損失、当期純損失およびマイナスの営業キャッシュ・フローのすべてが2期以上継続して計上されていることを示す)

表-5 によれば、新規開示期における営業損失の継続は167社あるが、先の表-3 に示した営業損失の継続を開示理由とした事例は145社にとどまる。表-5 では、新規開示期の当期純損失の継続は201社あるが、表-3 にある当期純損失の継続計上を開示理由とした事例は77社と38.3%にとどまった。また、前期において、営業損失の継続は77社、当期純損失の継続は95社、マイナスの営業キャッシュ・フローの

継続は60社存在したが、それらを理由として重要事象等を開示した会社はなく、3つの財務数値がすべて継続していた37社であっても重要事象等は開示されていなかった。

これらのことから、営業損失の継続等は新たな重要事象等の開示の理由となり得る個別事象であるが、必ずしも当該事象が生じたからといって自動的に重要事象等が開示されるわけではないことがわかる。

一方、重要事象等が開示された場合には、当該重要事象等を解消または改善するための対応策を記載することが求められている。当該対応策等については表-6のとおりであり、317社で904件、1社あたり2.85件となっている。損益を改善させる費用削減施策のうち、自社

が主体的に行うことができると考えられる固定費の削減（171件、18.9%）および原価低減（97件、10.7%）の合計は約30%を占めた。それに対して、売上・収益の増進施策として、営業施策を講じることを18.1%の会社が記載していた。

表-6 重要事象等を解消または改善するための対応策等

対応策等	頻度(件)	割合(%)
固定費減（人件費削減、拠点統廃合等）	171	18.9
営業施策（営業強化、品揃え拡大等）	164	18.1
財政状態は良好である	136	15.0
原価低減	97	10.7
事業構造の改革、事業の種類の大幅な変更	69	7.6
財務政権条項の適用免除・猶予等	66	7.3
資金確保（新株発行、新規借入等）	55	6.1
資産圧縮（固定資産や有価証券の売却等）	55	6.1
製品開発（商品開発、製品開発）	45	5.0
人員削減（早期退職勧奨制度等）	29	3.2
他社との提携（業務、資本他）	14	1.5
債務削減をはかる	3	0.3
計	904	100.0

表-6のとおり、「財政状態は良好である」との記載が136社、15.0%あった。新規記載した事象が開示府令に該当するために開示を行ったものの、財政状態は良好であるため実質的なGCへの影響はないという経営者の判断を表明しているものと読み取れる。

一方で、136社のうち13社は他の対応策の記載がなく、開示府令の規定に照らして適切な開示が行われていないのではないかの疑問が残った。

2. 重要事象等の新規開示に影響を及ぼす財務指標等の分析

IV 1. の結果、重要事象等の新規開示の根拠とされた個別事象の頻度について、ガイドライ

ンに例示された財務指標関係が72.1%を占めたことから、以後のさらなる分析・検討は財務指標等を対象として行うこととした。分析対象とした事例にかかる主要な財務指標等に関する記述統計量は表-7のとおりであり、新規開示期と前期を比較している。なお平均差の検定は対象として事例の対応する財務数値等についてt検定を行い、中央値の差の検定はWilcoxonの順位和検定を行った。

新規開示期と前期で比較すると売上高、営業損益、当期純損益、総資産、純資産、現金等期末残高について平均値、中央値とも有意に減少していた。負債比率については平均値、中央値とも有意に増加していたが、流動比率や営業債権回転率に有意な変化はみられない。

営業キャッシュ・フローの平均値は新規開示期および前期ともプラス、当期純損益の平均値は2期ともマイナスであったが、営業損益の平均値は前期から新規開示期にかけてプラスからマイナスに転じており、明確な変化があったと考えられる。売上高の平均値の減少額と総資産および純資産の平均値の減少額が約50億円から60億円である一方、現金等期末残の減少額はそれらと比較して大幅に小さい約8億円だった。新規開示期の負債比率が前期と比較して2倍超に上昇したことに対して、流動比率の低下は小さかった。業績悪化に伴うキャッシュ・フローの悪化をカバーするため、有利子負

債を積み増す等の対応を行い現金等期末残の減少は抑えたものの、その結果として負債比率が上昇したと思われる。

これらの結果から、制度としての数値基準は明示されていないが、売上高、純資産等の減少とともに負債比率の上昇、営業損益段階の赤字化、2期連続の当期純損失といった状況が生じていると解される。一方、新規開示期において資金繰りの急激な悪化の傾向はなかったと考えられ、この点において表-6で示した「財政状態は良好である」とした会社が15.0%あったことと整合した結果であると考えられる。

表-7 記述統計量

	平均値		標準偏差		最大値		中央値		最小値		t値	Z値		
	開示期	前期	開示期	前期	開示期	前期	開示期	前期	開示期	前期				
売上高	50,805	55,970	199,849	208,328	2,478,586	2,455,850	8,603	9,744	8	20	-3.410	***	-8.306	***
営業損益	-1,944	625	11,217	10,328	60,806	165,019	-386	-84	-146,266	-37,552	-4.103	***	-8.704	***
当期純損益	-5,773	-1,638	34,393	22,305	27,655	110,777	-827	-202	-545,347	-376,076	-4.113	***	-9.530	***
当期純損益/ 前期末純資産	-0.371	-0.129	0.036	0.015	0.893	0.606	-0.269	-0.061	-9.084	-2.368	-6.626	***	-10.877	***
営業CF	269	1,861	10,943	20,417	130,169	296,148	-154	23	-81,075	-143,302	-1.960	**	-3.863	***
総資産	50,843	57,121	205,369	233,562	2,560,153	2,687,122	8,179	9,338	298	387	-1.758	**	-2.653	***
純資産	13,899	20,081	64,838	80,149	1,068,870	1,109,313	2,776	3,640	16	22	-3.065	***	-9.611	***
現金等期末残	6,338	7,146	18,308	23,130	187,866	211,838	1,396	1,531	44	66	-3.318	***	-13.512	***
流動比率	2.424	2.544	3.505	3.677	30.200	35.901	1.344	1.501	0.178	0.175	-1.122		-6.146	***
負債比率	5.964	2.580	23.792	6.407	361.438	100.461	1.957	1.425	0.029	0.019	2.622	***	-11.218	***
営業CF/総資産	-0.059	-0.013	0.149	0.127	0.320	0.843	-0.025	0.006	-0.883	-0.653	-5.346	***	-5.579	***
営業債権回転率	0.174	0.162	0.261	0.193	3.500	2.750	0.135	0.140	0.001	0.001	1.002		-0.527	
AltmanZ	3.684	4.536	7.514	7.722	98.505	64.465	2.250	2.554	-0.483	-0.044	-3.383	***	-8.217	***

※n=317, 売上高、営業損益、当期純損益、営業CF(キャッシュ・フロー)、総資産、純資産、現金等期末残の単位は百万円。

***: 1%水準で有意、**: 5%水準で有意

モデル式で用いる変数間の相関係数は表-8のとおりである。表-8によれば最も強い相関が示されたのはDR/AZの間の-0.660であり、変

数間に強い相関を示すものではなく、多重共線性の問題はなかった。

表-8 相関係数表

	DR	OCTA	NLC	CMC	AZ	SIZE	TRS	MKT	AUC	CH
DR	1	0.268	-0.005	-0.231	-0.660	0.248	-0.093	0.102	-0.019	0.049
OCTA	0.037	1	-0.226	-0.538	-0.220	0.340	-0.064	0.234	0.085	0.085
NLC	0.069	-0.184	1	0.318	0.010	-0.151	0.057	-0.119	-0.066	-0.018
CMC	-0.065	-0.450	0.318	1	0.201	-0.275	0.082	-0.281	-0.034	-0.088
AZ	-0.078	-0.345	0.136	0.258	1	-0.493	-0.130	-0.338	-0.024	-0.109
SIZE	0.010	0.312	-0.165	-0.258	-0.251	1	0.094	0.427	0.245	0.045
TRS	-0.064	-0.092	0.008	0.100	0.003	0.075	1	0.024	0.061	-0.117
MKT	-0.007	0.284	-0.119	-0.281	-0.343	0.400	0.009	1	0.019	0.070
AUC	-0.036	0.040	-0.066	-0.034	0.014	0.248	-0.002	0.019	1	-0.068
CH	0.020	0.119	0.018	-0.088	-0.049	0.041	-0.034	0.070	-0.068	1

※ n=634, 右上がSpearmanの順位相関係数、左下がPearsonの積率相関係数を示している。

表-9 がロジスティック回帰分析の結果である。DR, OCTA, NLC, CMC, AZ が新規開示の有無に有意に影響していることが明らかとなった。

表-9 重要事象等の開示に影響を与える変数

	予想 符号	(1)		(2)		(3)	
		係数	Wald	係数	Wald	係数	Wald
DR	+	0.036	3.507 *	0.036	3.536 *		
LR	-					-0.016	0.202
OCTA	-	-2.550	9.781 ***	-2.519	9.550 ***	-2.604	10.448 ***
NLC	+	1.297	50.071 ***	1.295	49.739 ***	1.354	55.866 ***
CMC	+	0.464	3.962 **	0.464	3.945 **	0.410	3.090 *
AZ	-	-0.040	8.389 ***	-0.039	7.478 ***	-0.041	5.294 **
SIZE	?	0.043	0.429			0.050	0.597
SIZE2	-			0.027	0.172		
TRS	+	0.074	0.034	0.116	0.086	0.034	0.007
MKT	?	0.275	1.318	0.296	1.543	0.187	0.633
AUC	?	0.032	0.029	0.044	0.057	0.020	0.011
CH	-	0.088	0.042	0.094	0.047	0.101	0.054
定数		-1.497	4.166 **	-1.382	3.351 *	-1.347	3.416 *
サンプル数		634		634		634	
Cox-Snell R ²		0.157		0.156		0.147	
Nagellerle R ²		0.209		0.209		0.196	
Hosmer & Lemeshow 検定の有意確率		0.424		0.644		0.339	

***: 1%水準で有意、**: 5%水準で有意、*: 10%水準で有意

頑健性テストとして、モデル式(1)から総資産の自然対数(SIZE)を売上高の自然対数(SIZE2)と入れ替えた式(2),モデル式(1)から負債比率(DR)を流動比率(LR)と入れ

替えた式(3),それぞれについて回帰分析を行った。その結果,いずれにおいてもOCTA, NLC, CMC, AZが新規開示に有意に影響しているとの結果になったことから,この回帰分析

については一定の頑健性を備えていると解される。

以上の分析結果から、新規開示期において、特定の財務指標等の悪化が有意に影響しており、仮説は支持された。

また、OCTA, NLC, CMC, AZのうちNLCおよびCMCは、稲葉(2011)において新規のGC注記に影響があると示された財務指標等と一致しているが、新たなGC注記に有意に影響しているとされた純資産比率などの財政状態を表す財務指標は本分析の結果において有意ではなかった。したがって、新たな重要事象等の開示理由が新たなGC注記の記載理由と一致しているとは言えない。

3. 追加分析

IV 2. (以下、「本分析」という。)では、当初抽出した分析対象と比較・分析するデータはすべて前年度のものであり、同時期、同時点の比較・分析ではない。その点を検討するため、追加分析を行った。

まず、本分析の対象期間のうち、株価水準が世界金融恐慌前の2007年と同程度に回復した

2013年からコロナ禍発生前の2019年までを追加分析対象期間とした。加えて、追加分析対象期間における新規開示事例のうち営業損失を継続計上していた会社(50社)を当初サンプル(以下、「開示例」という。)とした。

次に対照サンプルとして、以下の要件に合致する、重要事象等が開示されていない会社(50社、以下、「非開示例」という。)を抽出した。

- ① 開示例と同時期(3月から翌年2月までの期間)を決算期とする会社
- ② 開示例と東証の業種区分が一致する会社
- ③ 開示例と比較する決算期において継続して営業損失を計上している会社
- ④ 売上高の自然対数および総資産の自然対数、そのいずれかが開示例の0.8~1.2倍の範囲内にある規模の会社

主要な財務指標等に関する記述統計量を比較するとともに、平均差について t 検定を行った。結果は表-10のとおりである。平均値、中央値とともに、営業成績、財政状態について非開示例が開示例より概ね良好であると認められるものの、 t 検定の結果、有意な財務指標等は示されなかった。

表-10 記述統計量(追加分析)

	平均値		標準偏差		最大値		中央値		最小値		t値
	開示例	非開示例	開示例	非開示例	開示例	非開示例	開示例	非開示例	開示例	非開示例	
売上高	60,711	25,381	349,279	110,651	2,478,586	785,764	5,387	3,859	8	292	0.682
営業損益	-3,687	-1,110	20,589	3,310	-12	-7	-522	-380	-146,266	-23,217	-0.874
当期純損益	-12,029	-4,258	76,973	23,612	977	844	-787	-433	-545,347	-167,581	-0.683
当期純損益/ 前期末純資産	-0.407	-0.287	0.627	0.513	0.081	0.177	-0.347	-0.154	-4.432	-3.424	-1.047
営業CF	-1,764	-1,219	11,510	7,688	4,037	1,809	-263	-110	-81,075	-54,101	-0.278
総資産	51,977	22,785	294,056	93,936	2,087,763	669,104	5,743	5,581	924	1,176	0.669
純資産	6,486	6,569	19,258	11,951	134,837	77,924	1,823	3,010	126	56	-0.026
現金等期末残	5,816	4,090	26,347	10,898	187,866	77,731	1,343	1,598	99	109	0.428
流動比率	2.991	3.811	3.825	3.730	22.987	14.909	1.838	2.421	0.182	0.770	-1.086
負債比率	3.616	1.906	5.080	4.920	28.031	34.411	1.525	0.684	0.058	0.058	1.709
営業CF/総資産	-0.088	-0.057	0.183	0.113	0.183	0.111	-0.038	-0.026	-0.637	-0.367	-1.038
営業債権回転率	0.208	0.163	0.483	0.130	3.500	0.607	0.143	0.136	0.003	0.000	0.629
AltmanZ	5.772	9.004	9.580	12.734	51.957	60.011	2.987	4.038	0.061	1.418	-1.434

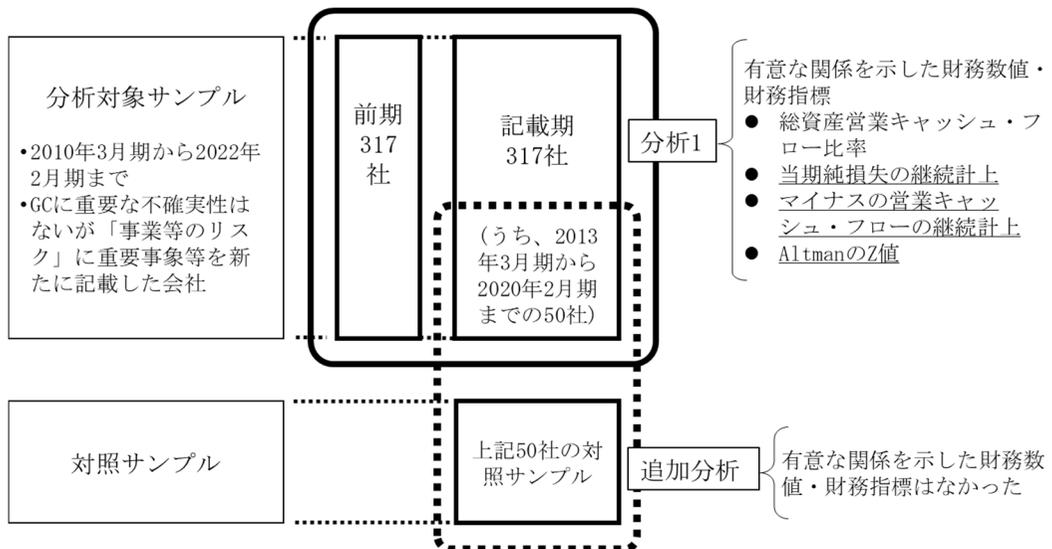
※n=50、売上高、営業損益、当期純損益、営業CF(キャッシュ・フロー)、総資産、純資産、現金等期末残の単位は百万円。

追加分析の結果、営業損失を継続して計上している会社どうしを比較しても、新規開示の要否に影響を及ぼす財務指標等は認められず、本分析における検定の結果と異なる。本分析の結果は新規開示事例における新規開示期と前期、前々期との比較に基づくものであり、同業他社と比較したものではない。実際の開示の判断においては、本分析および追加分析で用いた財務指標等、あるいはガイドラインで例示されている「財務指標関係」の事象だけではなく、「財務活動関係」や「営業活動関係」に示されている事象等、あるいはそれらの変化の度合い等が影響している可能性があると思われる。

V 結論と課題

本研究は、GCに重要な不確実性が認められない場合であっても重要事象等が存在する場合には有価証券報告書の「事業等のリスク」に開示する規定に基づき、重要事象等が新たに開示された事例のみを対象として、開示内容や背景、開示する判断に影響を及ぼした財務指標等の有無等について公表資料を基に分析を行った。

分析の結果、2009年改訂後のGC注記等がない重要事象等の新規開示事例である317社の判断に影響を及ぼす財務指標等が存在することがわかった。それらの財務指標等の中には、先行研究で示されたGC注記等の新規記載理由となる財務指標等が含まれることが示された。



本研究では、重要事象等の新規開示の根拠となった事象がどのようなものを把握するとともに、記載された個別事象以外に、新規記載の背景には当期純損失の継続計上、マイナスの営業キャッシュ・フローの継続計上および

AltmanのZといった特定の財務指標等の悪化があることが示された。

経営者はガイドラインに例示された個別事象が生じた際には、当該事象以外の状況も踏まえ、重要事象等の開示の要否を総合的に検討し

ているものと考えられる。またサンプルとした事例は、監査人も経営者の評価、判断に異を唱えたものではないと考えられ、監査人も特定の個別事象に該当したから開示を求めるという一律の対応ではなく、複合的に生じた状況を評価して対応しているものと考えられる。追加分析において、同じく営業損失を継続計上している開示例と非開示例に有意差があるとはいえない結果になったことも、矛盾するものではない。

本研究ではガイドラインで例示された個別事象のうち「財務指標関係」の事象を主な分析対象とした。開示書類の利用者は、財務指標等の変化を過去の財務諸表から読み取れるが、「財務指標関係」以外の「財務活動関係」および「営業活動関係」の事象について開示に至る経過、その他新規開示のきっかけや背景、あるいは財務指標等に反映されていない事象の状況や変化を過去の開示書類から読み取ることは難しい。経営者は重要事象等を新たに開示するに至った場合には、その理由や背景を利用者に対して十分に開示して、監査人は新規開示を妥当と判断した理由や背景を説明することによって、企業の置かれた状況を明らかにすることができると思われる。

なお本研究にはいくつかの限界がある。

2010年3月期から2022年2月期を対象としてサンプル抽出しているため、分析対象とした各社の異なる開示時点の経済環境は区別しておらず、金融業等を除いた複数の業種が混在している。これらの時点、業種の影響は排除していない。本研究では検討対象を「重要事象が存在する」かつ「重要な不確実性はない」と記載されたものに限定して抽出したが、実際の開示例においては「重要な不確実性はない」と明示せず、重要事象等の解消に向けた取組等のみを記載しているものがある。したがって、本

研究で抽出したサンプルは、GCに関する重要な不確実性がなく重要事象等を新たに開示した事例を網羅的に把握したものではない。

また、追加分析に用いた対照サンプルは前述の条件に基づき選定したが、傾向スコア・マッチングの手法に基づいたものではない。当該手法に基づいて選定した対照サンプルによって分析を行った場合、追加分析とは異なる結果が生じる可能性がある。

今後の研究課題として、第1に、本研究で明らかになった財務指標等の悪化の程度と重要事象等の新規開示の関係をさらに詳細に検討することが考えられる。具体的にどの程度財務指標等が悪化したら新規開示がなされるのか、複数の事象が生じている場合にいずれの事象が根拠になったのかを検討することにより、重要事象等の開示の判断規準が明らかになるかもしれない。さらに、ガイドラインに例示されている「財務指標関係」の事象だけでなく、「財務活動関係」や「営業活動関係」の項目についても、同様の検討の範囲に含めることができるかもしれない。

第2に、重要事象等の開示とGC注記の関係を明らかにすることが考えられる。例えば、事前に重要事象等が開示されずGC注記がなされた事例と、重要事象等の開示を経たのちにGC注記がなされた事例を比較して相違を明らかにすることによって、一連のGC情報の開示として適切な「グラデーション」が生じ、「段階的開示」制度が有効に機能しているか否かを検討することが挙げられる。

第3に、今後想定される制度改訂が本研究の結果にどのような影響を及ぼすか検討することが考えられる。IAASBは2023年4月にISA 570の改訂案(IAASB[2023])を公表したが、主要な改訂ポイントのひとつに重要事象等の存在の有無に関する監査報告書への記載があ

る。仮にこのような規定がわが国の監査基準に反映された場合、重要事象等の開示そのものが監査対象となるため、監基報 720 の規定に基づく「その他の記載内容」に対する監査手続ではなく、明確に監査人が重要事象等の報告義務を負うことになるかもしれない。そうした制度改訂の影響に関する検討については今後の課題としたい。

注

- (1) 開示府令第二号様式記載上の注意 31b。
- (2) 企業内容等開示ガイドライン C 個別ガイドライン I 第二項に 20 項目が列挙されている。
- (3) 2009 年 3 月以降終了する事業年度から適用。
- (4) ガイドラインの例示列挙項目は 2009 年の改正から本稿執筆時点の最新である 2023 年 6 月改正分まで変更はない。なお、監基報 570 「継続企業」の「Ⅲ 適用指針 2. リスク評価手続とこれに関連する活動 (1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」で例示されている項目はガイドラインと若干異なっている。
- (5) 2019 年 3 月 31 日以後終了する事業年度から適用。
- (6) 新井 他 (1992) において、公認会計士の村山徳五郎氏は、会社の存続について「これはある日突然ぱったり倒れるというのは、あまり例がありません」と指摘している。つまり、GC 注記が必要な状況は突然生じず、徐々に業績や財政状態が悪化するなどして、回復の目途が明らかでない、あるいは資金調達に困難性が生じるなどして顕在化するものである。
- (7) 証券コードを有しない観測値、決算月数が 12 か月に満たない観測値、理由の分析を行うにあたり、必要なデータが取得できない観測値を除いている。

参考文献

浅野信博・今西史弥 [2017] 「わが国におけるゴーイング・コンサーン情報の開示に関する基礎研究」『経営研究』第 68 巻第 1 号, 1-18 頁。
 新井清光・村山徳五郎・稲葉洲臣・檜田信男 [1992] 「日本会計研究学会円卓討論『監査論研究の回顧と展望』三 企業の存続能力」『會計』第 141 巻第 3 号, 97-102 頁。
 Behn, K. B., S. E. Kaplan, K. R. Krumwiede [2001], “Further Evidence on the Auditor’s Going-Concern

Report : The Influence of Management Plans,” Auditing : A Journal of Practice & Theory, Vol.20, No.1, pp.13-28.
 Chen, K.C.W. and B. K. Church [1992], “Default on Debt Obligations and the Issuance of Going-Concern Opinions,” Auditing : A Journal of Practice & Theory, Vol.11, No.2, pp.30-49.
 林隆敏 [2005] 『継続企業監査論』, 中央経済社。
 平松一夫 [2002] 「継続企業」(森田哲彌・岡本清・中村忠編。『会計学大辞典 (第四版増補版)』, 中央経済社。
 今西史弥 [2018] 「わが国におけるゴーイング・コンサーン情報開示の決定要因分析」『経営研究』第 68 巻第 4 号, 171-190 頁。
 稲葉喜子 [2011] 「ゴーイング・コンサーン情報開示からの脱却の要因」『企業会計』第 63 巻第 6 号, 134-143 頁。
 International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB) [2022], “Reporting Going Concern Matters in the Auditor’s Report”.
 International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB) [2022], “Proposed International Standard on Auditing 570 (Revised 202X) Going Concern”.
 Menon, K. and K. B. Schwartz [1987], “An Empirical Investigation of Audit Qualification Decisions in the Presence of Going Concern Uncertainties,” Contemporary Accounting Research, Vol.3, No.2, pp.302-315.
 那須伸裕 [2023] 「継続企業の前提に係る監査基準の相違による監査判断の異同」『プロフェッショナル会計学研究年報』第 16 号, 39-57 頁。
 日本公認会計士協会 [2023a] 「監査基準報告書 720 『その他の記載内容に関連する監査人の責任』」。
 日本公認会計士協会 [2023b] 「監査基準報告書 570 『継続企業』」。
 U.S. Securities and Exchange Commission (SEC) [2021], “Code of Federal Regulations Title.17 Commodity and Securities Exchanges PART 229-Standard Instructions for Filing Forms under Securities Act of 1933, Securities Exchange Act of 1934 and Energy Policy and Conservation Act of 1975 - Regulation S-K”.
<https://www.ecfr.gov/current/title-17/chapter-II/part-229>. (2024 年 8 月 22 日閲覧)
 浦山剛史 [2013] 「継続企業の前提に関する開示における『重要な不確実性』の判断に関する実証研究」『経済情報学論集』第 33 巻, 1-17 頁。
 (付記) 本稿は、国際会計研究学会第 40 回研究大会自由論題報告の内容に基づき、加筆修正したものである。司会の山崎秀彦

先生（専修大学），ご質問をいただいた
池田幸典先生（愛知大学），松本祥尚先
生（関西大学）から，貴重なコメントを

いただいた。ここに記して厚く御礼申し
上げる。

III Summary of Articles

Summary of the Keynote Speech at the 3rd JAIAS Conference (June 8, 2024)

Masaki YONEYAMA
The University of Tokyo

1. Introduction

This keynote summarizes the editorial activities and policy changes of the JAIAS Annual Report editorial committee, aiming to share the rationale behind these changes and evaluate the outcomes.

2. Changes in Editorial Policy: Overview and Background

The editorial committee revised the rigid peer review standards, which had led to a low acceptance rate and discouraged submissions. The committee recognized the need to differentiate JAIAS from other accounting journals due to increasing competition and a declining number of accounting researchers. Consequently, bold reforms were introduced to attract more submissions and improve the journal's reputation.

3. Editorial Policy and Implementation

(1) Strengthening the Editor's Authority

The editorial committee positioned the JAIAS Annual Report as a stepping stone for young researchers, including graduate students. Rather than rejecting rough submissions outright, the committee promoted continuous review if the paper showed potential after revisions. They amended peer review procedures and clarified that the final decision on

publication rests with the editorial committee, even if it contradicts reviewers' evaluations.

(2) Introduction of the Fast-Track System

To encourage submissions, the committee introduced a fast-track review system for papers presented at the newly established JAIAS Conference (replacing regional meetings). This system aimed to expedite the review process and provide diverse feedback, especially benefiting early-career researchers.

4. Evaluation of Outcomes

The reforms led to modest improvements in submission and acceptance rates. From 2022 to 2024, eight conference papers were submitted, with four accepted via the fast-track system. Although improvements are ongoing, the integration of the conference and the journal has shown potential for fostering academic engagement.

5. Conclusion

In the end, gratitude was expressed to the editorial committee members, anonymous reviewers, and discussants for supporting the journal's development. The reforms aimed to balance editorial authority with responsibility and promote an inclusive platform for emerging scholars.

The Heterogeneous value relevance of retirement benefits funding status in Japanese IFRS voluntary adoption companies: Focused on the Influence of Companies' Investment Behavior

Naoki FUJITA

Shizuoka Sangyo University

IAS 19 (revised 2011) reflects the retirement benefits funding status in recognition, which is the difference between the present value of defined benefit plan obligations and the fair value of plan assets. Prior studies indicate the heterogeneity of the relationship between the funding status and stock prices. Previous studies in Japan and abroad have shown that companies' investment behavior is positively related to current and future performance and stock prices, suggesting that investment behavior may be a proxy indicator for companies' future cash flow acquisition. Previous studies have shown that companies' retirement benefits funding status are related to investments in tangible assets, investment in intangible assets, and R&D investments, and as companies become more active in these investments, they can expect to earn cash flows in the future, and expectations for future contributions to retirement benefits are expected to increase. In addition, by analyzing the IFRS voluntary adoption companies in Japan, it is possible to clarify when the retirement benefit funding status provides information useful for investors' decision-

making in situations where companies invest more actively and are more highly evaluated by investors than the domestic standard. Therefore, this study examined the relationship between retirement benefits funding status and stock prices by focusing on the influence of the investment behavior on IFRS voluntary adoption companies in Japan.

As a result of the verification, we find that the relationship between the funding status and stock prices differ depending on the influence of companies' investment behavior. As companies become more active in investing, a negative relationship was confirmed between the funding status and stock prices, and the results were different for companies that were willing to invest and those that were reluctant to invest. In addition, similar results were shown when focusing on the influence of R&D investment and the influence of R&D intensity in the breakdown of investment.

The results of this study suggest that whether accounting information provides information useful for investors' decision-making depends on the influence of companies' investment behavior.

Challenges in Achieving Diversity and Evaluating Personnel Performance of Certified Public Accountants at Big Four in Japan

Hiroshi SHUTO
Bunkyo University

Katsumasa TANAKA
Bunkyo University

Ayako MATSUI
Musashino University

Certified public accountants (CPAs) engaged in auditing at major Japanese audit firms (Big Four) have struggled in an environment where long working hours are required. Long working hours are caused by labor shortages and an expanding scope of work, and in an organizational culture that emphasizes priority response to client needs. Remote work, alternative work arrangements, has spread rapidly, and international accounting research has examined the pros and cons of remote work and its relevance to audit quality. However, from the perspective of personnel performance evaluation, tension seem to exist between audit firms and CPAs, between managers (evaluators) and their subordinates (people being evaluated) in the application of remote work.

This study focuses on evaluating personnel performance in the Japanese audit environment after COVID-19. The objective of this study is to summarize the efforts of Big Four to achieve diversity and the discussions surrounding personnel performance evaluation in order to highlight the current situation

and issues, and to gain meaningful insights for the development of audit practice. To accomplish this, 38 semi-structured interviews were conducted with CPAs and audit assistants who provide support services to CPAs between August and October 2022.

The results of the study indicate that in the Japanese audit environment, a working style that is present in the office and able to respond immediately to supervisors' requests is perceived to be an essential factor in giving (and receiving) high evaluation. This suggests that a work environment in which working long hours is easily evaluated continues to exist due to the still-rooted values that emphasize human connections, peer pressure, and communication. Japanese Big Four are required to develop a system that allows and evaluates flexible work styles according to the diverse needs and values of individuals, and to develop and apply to practice a personnel performance evaluation tool that eliminates subjectivity as much as possible and improves comparability.

Deferred Tax Expense or Income and Its Income Recognition

Masayoshi SUZUKI
Tokyo Keizai University

This study aims to identify whether deferred tax expense or income, which is the counter account of deferred tax, is realized. Previous studies have focused on whether deferred tax asset meets the definition of asset and it is unclear whether the counter account of deferred tax asset, but it remains unclear whether the counter account for deferred tax assets—deferred tax expense or income—is a component of net income. Therefore, the research on the internal consistency in accounting for income taxes in Japan could be expanded. In accounting, systematicity is required to ensure the accurate calculation of the net income. Accordingly, it is important to examine whether accounting standards are consistent with the underlying realization

concepts. Through a consistency analysis, this study investigates whether deferred tax expense or income aligns with the realization concept.

The results lead to the following conclusions: (1) the same threshold level for income recognition is necessary for both the initial recognition of deferred tax expense or income and deferred tax revaluation, and (2) deferred tax expense or income may be realized depending on the degree of uncertainty (i.e., the required threshold level for income recognition). This implies that the extent of uncertainty reduction necessary for income recognition in accounting standards remains unresolved.

Analysis of New Disclosures on Events or Conditions Raising Significant Doubts about the Going Concern Assumption

Nobuhiro NASU

Certified Public Accountant

If there is a material uncertainty regarding the going concern assumption (GC) exists, a note is added to the financial statements and the auditor must provide supplementary information in the audit's report. Additionally, since 2009, Japan's disclosure system has required the reporting of the events or conditions that may cast significant doubt on the entity's ability to continue as a going concern assumption in the "Risk Factors" section of securities reports, regardless of whether there is significant uncertainty. The proposed revision of the International Standards on Auditing (ISA), published in April 2023, suggests that similar content be included as a standalone section in the audit report. Japan's system is considered advanced in terms of disclosing significant events of this nature.

This study examines the contents of newly disclosed significant events and analyzes changes in financial indicators between the previous period and the period under review. The results are as follows:

1. Approximately 70% of the significant events analyzed were concentrated in three financial

indicator-related items, out of the 20 items exemplified in the Disclosure Guidelines.

2. Around 40% of the analyzed events were not disclosed as significant, despite the continued recording of operating losses in the prior period. However, financial indicators in the newly disclosed period tended to worsen compared to the previous period, which is believed to have triggered the new disclosures.

3. Regression analysis using a model formula revealed that certain financial indicators influenced the decision to disclose new information. It also became clear that these financial indicators were not necessarily the same as those that led to the inclusion of going concern (GC) notes.

These are the key findings of this study.

Looking ahead, when Japan's Auditing Standards are revised in response to updates to the ISA, there may be provisions requiring the disclosure of significant events in audit reports. I believe that the findings of this paper will contribute to the ongoing discussions and considerations at that time.

IV 諸規則

編集委員会規程

(趣 旨)

第 1 条 会則第 3 条第 2 項にもとづく編集委員会の運営は、本規程によって行うものとする。

(構 成)

第 2 条 編集委員会は、委員長、委員および幹事で構成する。

② 委員長は、会長が指名し、理事会の承認を求める。

③ 委員および幹事は、委員長が指名し、速やかに理事会の承認を求める。また、編集上の必要に応じて委員を追加指名することができる。

(任 期)

第 3 条 委員長の任期は、就任後 3 回目の研究大会終了の日までとする。再任は妨げない。

② 委員および幹事の任期は、委員長の任期に準ずる。再任は妨げない。

(業務内容)

第 4 条 編集委員会は、『国際会計研究学会年報』（以下、『年報』という。）の編集および発行に関する業務を担当する。

② 編集委員会は、本会の会員に対して原稿の募集を行う。また、必要に応じて原稿の執筆を依頼することができる。

③ 編集委員会は、原稿の枚数、内容等によって、その掲載を拒否ないし制限することができる。

(年報の発行)

第 5 条 『年報』は、原則として、年 2 回発行するものとする。

(掲載内容)

第 6 条 『年報』に掲載する論文および報告等は、次のものとする。

1. 編集委員会の募集による以下の原稿（以下、応募原稿という。）

(1) 自由論題報告を基礎として執筆されるもの

(2) その他

2. 編集委員会が依頼する以下の原稿（以下、依頼原稿という。）

(1) 統一論題報告を基礎として執筆されるもの（座長解題を含む。）

(2) 基調講演、特別講演および国際セッション報告を基礎として執筆されるもの

(3) 研究グループ報告

(4) その他

3. 編集委員会から依頼を受けた統一論題報告者および研究グループ主査は、編集委員会が特別に認めた場合を除き、依頼に応じて原稿を提出する。ただし、基調講演、特

別講演および国際セッション報告を基礎として執筆されるものについてはその限りではない。

(執筆者の資格)

第7条 前条による応募原稿の執筆者は、本会の会員（院生会員を含む。）に限る。ただし、編集委員会が認める場合は、その限りでない。

(査読制度)

第8条 第6条第1号（1）の応募原稿には、査読を付するものとする。一方、第6条第2号の依頼原稿は原則として査読の対象としないが、第2号（1）の依頼原稿については執筆者の希望により査読を付することができる。

② 査読制度の運営は、別に定める査読制度に関する申し合わせによる。

③ 査読による審査を受け、掲載が決定した応募原稿には、編集委員会がその旨を明記する。

(著作権)

第9条 『年報』に掲載された原稿の著作権は、本会に帰属するものとする。

(本規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会がこれを決定し、会員総会で報告するとともに、速やかに本会ホームページにおいて会員に周知する。

(附 則)

1. 国際会計研究学会編集委員会 2011年12月14日決定
2. この規程は、令和元年8月31日から改正施行する。
3. この規程は、令和3年12月3日から改正施行する。

査読制度に関する申し合わせ

編集委員会規程第8条第2項に基づく査読制度は、本申し合わせに定めるところによるものとする。

1. 査読者の決定

- (1) 編集委員会委員長（以下、委員長という。）は、応募原稿の査読担当候補者を選出するための編集小委員会を設けることができる。
- (2) 編集小委員会は、委員長ならびに委員長が指名した編集委員会委員（以下、委員という。）および編集委員会幹事（以下、幹事という。）で構成する。
- (3) 編集小委員会は、各応募原稿につき査読担当者候補2名を選定し、編集委員会に諮る。なお、査読担当者候補2名のうち1名は、委員でなければならない。また、必要に応じて編集小委員会は、委員でない査読担当者候補を非会員から選定することができる。
- (4) 編集委員会は、編集小委員会の提案をもとに査読担当者を決定し、査読を依頼する。
- (5) 編集小委員会を設けない場合には、編集小委員会の業務は、編集委員会が行う。

2. 査読手続

- (1) 査読担当者は、2(2)に規定する査読評価の基準および2(3)に規定する査読方針にしたがい査読を行い、2(4)に規定する査読結果およびそれに至った判断理由を回答期日までに委員長宛に書面にて報告する。
- (2) 応募原稿の査読にあたっては、次の査読評価の基準により評価を行う。
 - ① 有用性：学界等に貢献があり、論文を公表することに意義がある。
 - ② 新規性：論文として新規性および独創性がある。
 - ③ 信頼性：構成が論理的であり、表現についても適切である。
- (3) 応募原稿の査読にあたっては、次の査読方針にしたがう。
 - ① 査読は、論文の質を評価することを目的とするが、執筆者を育成し、以て学会活動の活性化を図るという視点にも配慮する。
 - ② 査読を継続する場合には、応募原稿執筆者がどの部分をどのように修正すれば掲載可能となるのかを具体的かつ明瞭に指示する。
 - ③ 「新規性」について問題がある場合には、既発表文献を引用するなどして具体的に指摘する。
 - ④ 査読担当者は、確認できない内容や事実に関しては、応募原稿執筆者に追加的な説明を求めることができ、査読担当者はその説明にもとづいて評価を行う。
 - ⑤ 再査読にあたっては、以前の査読結果との論旨の一貫性を保持する。
- (4) 応募原稿に関する初回の査読結果は、次の①から④のいずれかとする。
 - ① 無修正掲載可

- ② 趣旨に変更のない修正の上、掲載可
- ③ 査読の継続（趣旨に影響する修正が適切に行われているかどうかをふまえ、掲載の可否を改めて判断）
- ④ 掲載不可

「査読の継続」と評価した査読担当者は、修正に必要と想定される期間を(a) 1か月、(b) 3か月、または(c)その他から選び、委員会に伝達する。3か月以上の修正期間を要すると判断された応募原稿は直近号の編集プロセスから外し、次号での掲載を見据えた編集プロセスに移行させる。また、掲載不可と評価した応募原稿のうち、時間をかけて趣旨を大幅に修正することで掲載水準に達する可能性を秘めているものについては、現時点で当該原稿が抱えている問題点の指摘にとどまらず、修正の方向性も具体的に示唆し、将来の再投稿を薦める。

3. 掲載論文の決定

- (1) 編集委員会は、査読担当者から委員長に報告された査読結果にもとづき、査読担当者2名の査読結果がともに2(4)の①または②である応募原稿を掲載対象論文として決定し、応募原稿執筆者にその旨を伝える。
- (2) 少なくとも査読担当者の1名が2(4)の③または④と評価した論文については、その取扱いを編集委員会が決定する。その際、編集委員会は査読担当者の査読結果を最大限尊重し、いずれかの査読担当者が下した結論にもとづき対応する。
- (3) 編集委員会は、3(2)で「査読の継続」と決定した応募原稿執筆者に対して回答期日までに査読担当者の指摘事項にもとづき修正するよう依頼する。その際、編集委員会として追加的な指摘を行うことができる。とりわけ2名の査読担当者による指摘事項に二律背反する内容が含まれている場合は、応募原稿執筆者に対してどのように修正に臨むべきかについての具体的な方針を示す。
- (4) 再査読においては、委員である査読担当者が指摘事項が適切に修正されているかどうかを編集委員会に報告する。委員以外の査読担当者が確認を希望する場合は、当該委員が確認作業に加わることができる。
- (5) 編集委員会は、3(4)での修正結果の確認作業にもとづき、次の①から④のいずれかの再査読の結果を決定する。再査読は初回の査読とあわせて3回までを目安とする。
 - ① 無修正掲載可
 - ② 趣旨に変更のない修正の上、掲載可
 - ③ 査読の再継続
 - ④ 投稿取り下げの勧告
- (6) 編集委員会は、3(5)で「査読の再継続」と決定した応募原稿を直近号の編集プロセスから外し、次号での掲載を見据えた編集プロセスに移行させたいうで再査読の手続を繰り返す。

(7) 編集委員会は、3(5)で「投稿取り下げの勧告」と決定した応募原稿執筆者の抗弁を受けるのを妨げない。ただし、応募原稿の扱いに関する応募原稿執筆者と編集委員会の不一致が解消されない場合は、編集委員会はその権限により当該原稿を掲載不可とする。

(8) 編集委員会が指定した期日までに修正原稿の返送がない場合には、それがいずれの査読手続において生じたことであっても、編集委員会は投稿が辞退されたものとみなす。

(9) 統一論題報告を基礎とする依頼原稿のうち、執筆者の希望により査読の対象となったものに関する査読は1回限りとし、その査読結果は次の①から③のいずれかとする。具体的な査読手続については、3(8)までの規定のうち1回限りの査読にも適用可能なものを準用する。

① 無修正掲載可

② 趣旨に変更のない修正の上、掲載可

③ 査読を付さない論文として掲載（査読論文としては掲載不可）

4. 他誌への同時投稿の取扱い

査読期間中、本誌に対する応募原稿と同一の（あるいは内容がきわめて類似している）原稿を他誌に投稿することを認めない。すなわち、既に他誌に投稿済みの原稿を本誌に投稿することも、本誌に投稿済みの原稿を他誌に投稿することも認めない。編集委員会は、応募原稿執筆者が他誌に多重投稿してないことを事前に確認する。なお、掲載後、多重投稿が発覚した場合、掲載を取り消し、その旨を本誌などで公表する。

5. 同一執筆者による複数原稿応募の取扱い

同一執筆者が複数の原稿を同時に投稿するのを認めるが、第1著者としての投稿は1論文に限る。ただし、複数論文について査読担当者が掲載を可としても、複数論文を掲載対象論文とするかどうかは編集委員会で決定する。

6. 本申し合わせの改廃

本申し合わせの改廃は、編集委員会の過半数の賛成によって発議し、理事会がこれを決定し、会員総会で報告するとともに、速やかに本会ホームページにおいて会員に周知する。

(附則)

1. 国際会計研究学会編集委員会 2011年11月21日決定

2. この規程は、令和元年8月31日から改正施行する。

3. この規程は、令和3年12月3日から改正施行する。

『国際会計研究学会年報』執筆要領

1. 表紙

表紙には、論題、執筆者名、所属および肩書き、論文要旨（日本語（横 30 字×縦 25 行以内））を記載する。

2. 原稿の様式

応募原稿は、MS Word による横書きで、B5 判、横 40 文字×縦 37 行とし、余白は上 25mm、下 20mm、左・右 20mm をとる。原稿は、原則として、刷り上がり 15～20 頁前後とする。ただし、編集委員会が妥当と認めた場合には、制限頁数を超えることができる。

日本語は MS 明朝、英語は Times New Roman とする。見出し、図、表の題目は MS ゴシック（太字）とする。漢字、ひらがな、カタカナ以外の文字（例えば、数字、アルファベット）は半角にする。文字化けを避けるために、特殊なフォント文字は使用しない。フォントサイズ等は次のとおりである。

論題	14 ポイント	センタリング
執筆者名	11 ポイント	右寄せ
所属	11 ポイント	右寄せ
論文要旨	10 ポイント	左寄せ
本文	11 ポイント	左寄せ
見出し	12 ポイント	左寄せ
注（文末）	10 ポイント	左寄せ
参考文献	10 ポイント	左寄せ

3. スタイル

本文の節、項等については、以下のようにする。

（1 行空き）

I 見出し

（1 行空き）

本文

1. 見出し

本文

(1) 見出し

本文

注

参考文献

4. 表記

現代仮名遣い，当用漢字，新字体を使用する。接続詞（および，ならびに，また，ただし等）についてはひらがなを，数字についてはアラビア数字を使う。また，外国人名については原語により表記する。なお，本文の句読点は，句点（。）と読点（，）とする。

5. 図表

図と表は必要最小限にとどめ，それぞれ通し番号（図 1，図 2，表 1，表 2・・・）を付すとともに，簡単な見出しをつける。

6. 引用および注

文献を引用するための注については，本文の該当個所に次の様式で記載する。

[例] (Sprouse and Moonitz [1962], pp.23-24) (年号については西暦を，表記にあたっては半角文字を使用する)。

また，人名の表記において日本人については姓のみとし，頁の表記においてドイツ語文献については S を，和文献については頁を使用する。なお，上記の表記法においては区別ができない場合には，人名については Sprouse, R.T. または高須教夫のようにフルネームに，年号については年号に a, b を付す。

説明のための注については，本文の末尾に一括して記載する。なお，かかる注については本文の該当個所に(1)，(2)のようにルビ上ツキで示す。

7. 参考文献

研究に引用した文献（論文，著書，URL 等）のリストを本文の最後に，和文献と洋文献を区別せず，著者名のアルファベット順に次の様式で記載する。

- ・和書 著者名[出版年]『書名』出版社名。
- ・論文（和） 著者名[出版年]「論文名」『雑誌名』第○巻第○号，○-○頁。
- ・洋書 family name, personal name[出版年]，書名，出版地（または出版社名）。
- ・論文（洋） family name, personal name[出版年]，“論文名”，雑誌名，Vol.○，No.○，pp.○-○。（ドイツ語文献等については Vol, No, pp 部分を適宜変更する。）

なお，personal name については R.T. のように省略する。また，論文の頁数については当該論文のフルページを記載する。さらに，出版年については西暦で記載する。

著者が複数の場合，日本人については中野常男・高須教夫・山地秀俊のように，外国人については Sprouse, R.T. and M. Moonitz のように記載する。

論文が著書の 1 章に該当している場合，和書については

著者名[出版年]「論文名」編著者名編[出版年]『書名』出版社名，○-○頁。

洋書については

family name, personal name[出版年]，“論文名，” in family name, personal name (ed.)[出版年]，書名，出版地（または出版社名），pp.○-○。

とする。

訳書については、原著書を使用しない場合には和書に準じた取扱いをする。原著書を使用する場合には、原著書について洋書として記載した後に、括弧書きで訳書を記載する。

[例] Littleton, A.C.[1933], Accounting Evolution to 1900, New York (片野一郎訳 [1978]『リトルトン 会計発達史(増補版)』同文館出版)。

なお、編著、訳書については、それを引用文献として実際に使用する場合を除いて〔出版年〕の記載は必要ない。ただし、その場合には、編著、訳書の出版地(または出版社名)に続いて出版年を記載する。

8. その他

書式の統一を図るため、文章、仮名遣いなどについて、編集委員会が修正することがある。

9. 英文要旨

論題、執筆者名、所属および肩書き、論文要旨(英語、1頁以内)を記載する。

10. 本執筆要領の改廃

本執筆要領の改廃は、編集委員会の過半数の賛成によって発議し、理事会がこれを決定し、会員総会で報告するとともに、速やかに本会ホームページにおいて会員に周知する。

(附則)

1. 国際会計研究学会編集委員会 2011年11月21日決定
2. この規程は、令和元年8月31日から改正施行する。
3. この規程は、令和3年12月3日から改正施行する。

編集後記

国際会計研究学会年報 2024 年度第 1 号を無事刊行することができました。前編集委員長の米山正樹先生のリーダーシップによって、2021 年度より査読方針が大幅に変更され、複数ラウンド制の導入とともに、査読を通じて、執筆者を育成する観点で査読が行われてきました。その成果もあって、本号は、2024 年 6 月に開催された第 3 回 JAIAS カンファレンスでの報告論文を改訂した論文に加え、2023 年 6 月に開催された第 2 回 JAIAS カンファレンスでの報告論文を改訂した論文、そして、2023 年 10 月に開催された国際会計研究学会第 40 回研究大会で報告された自由論題報告にもとづく論文が掲載されています。前編集委員長の米山先生をはじめ、前編集委員会の先生方、そして、前編集委員会幹事の豊岡博先生に厚く御礼申し上げます。豊岡先生には、引き続き、編集委員会幹事として、年報の編集業務にご尽力いただきます。

現編集委員会は、前編集委員会の査読方針を引き継ぎ、年報の編集業務を進めます。会員の先生方および編集委員会の先生方には、査読にご協力いただきますようお願いいたします。また、会員の先生方、とくに若手の会員の皆さまには、積極的に研究大会やカンファレンスでご報告いただき、意欲的な研究を投稿していただきますようお願いいたします。現在、第 4 回 JAIAS カンファレンスの開催に向けて、準備を進めているところです。詳細が決まりましたら会員の皆さまにご案内します。積極的な投稿をお待ちしております。

編集委員長 草野 真樹

編集委員会

委員長 草野 真樹

委員 大鹿 智基 岡本 紀明 中野 貴之 林 隆敏 矢澤 憲一

浅見 裕子 山下 奨 山下 知晃 山田 純平 若林 公美

幹事 小川 淳平 豊岡 博

**Bulletin of Japanese Association for International
Accounting Studies, 2024, Vol.1 (No. 55)**

国際会計研究学会 年報

—2024年度第1号(通号55号)—

発行 2025年1月31日

編集・発行 国際会計研究学会
(事務局)

青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科
高井 駿研究室内

印刷所 有限会社 玉 新 社

〒173-0004 東京都板橋区板橋1丁目35番6号

TEL 03-3579-9351 FAX 03-3579-9338

